

本原原発第26号
令和2年2月27日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添(1)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第1編)」の変更後欄及び別添(2)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第2編)」の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の関連条文の変更及び新規条文の追加を行う。

(2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（平成28年11月2日施行）に伴う変更

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第81条及び第82条が改正され、運転開始後30年又は40年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定による認可を受けて運転期間の延長を行う発電用原子炉に係る発電用原子炉施設に限り、経年劣化に関する技術的な評価を行い、認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき長期保守管理方針を策定することが定められたことから、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定第1編第106条の2（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針）を変更する。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|----|-------------|--------------|
| 1 | 昭和50年7月15日 | 50原第6031号 |
| 2 | 昭和50年10月15日 | 50原第8085号 |
| 3 | 昭和51年6月1日 | 51安第3238号 |
| 4 | 昭和51年12月13日 | 51安(原規)第186号 |
| 5 | 昭和52年5月31日 | 52安(原規)第134号 |
| 6 | 昭和52年10月3日 | 52安(原規)第270号 |
| 7 | 昭和53年1月26日 | 53安(原規)第16号 |
| 8 | 昭和54年7月10日 | 54資庁第8348号 |
| 9 | 昭和54年9月6日 | 54資庁第9989号 |
| 10 | 昭和54年10月22日 | 54資庁第12097号 |
| 11 | 昭和54年12月8日 | 54資庁第15931号 |
| 12 | 昭和55年5月6日 | 55資庁第4940号 |
| 13 | 昭和55年8月5日 | 55資庁第9528号 |
| 14 | 昭和55年8月29日 | 55資庁第10602号 |
| 15 | 昭和56年3月30日 | 56資庁第2662号 |
| 16 | 昭和56年6月19日 | 56資庁第7444号 |
| 17 | 昭和56年8月20日 | 56資庁第10448号 |
| 18 | 昭和57年2月26日 | 57資庁第2530号 |
| 19 | 昭和57年7月31日 | 57資庁第10881号 |
| 20 | 昭和58年8月29日 | 58資庁第11217号 |
| 21 | 昭和59年5月18日 | 59資庁第4765号 |
| 22 | 昭和59年8月17日 | 59資庁第10192号 |
| 23 | 昭和59年12月10日 | 59資庁第13449号 |
| 24 | 昭和60年5月1日 | 60資庁第4679号 |
| 25 | 昭和60年7月25日 | 60資庁第8889号 |
| 26 | 昭和61年10月15日 | 61資庁第11645号 |
| 27 | 昭和62年6月29日 | 62資庁第8206号 |
| 28 | 昭和62年8月25日 | 62資庁第10265号 |
| 29 | 昭和63年2月4日 | 62資庁第16334号 |
| 30 | 昭和63年4月6日 | 63資庁第2500号 |
| 31 | 平成元年3月31日 | 元資庁第3500号 |
| 32 | 平成2年3月23日 | 2資庁第1878号 |
| 33 | 平成2年9月25日 | 2資庁第9820号 |
| 34 | 平成3年1月17日 | 2資庁第14526号 |
| 35 | 平成4年5月13日 | 4資庁第5719号 |
| 36 | 平成4年11月6日 | 4資庁第12030号 |
| 37 | 平成5年6月25日 | 5資庁第7245号 |
| 38 | 平成6年1月19日 | 5資庁第13491号 |
| 39 | 平成6年9月26日 | 6資庁第10233号 |
| 40 | 平成7年10月23日 | 7資庁第12069号 |
| 41 | 平成8年3月28日 | 8資庁第1893号 |
| 42 | 平成8年6月25日 | 8資庁第6659号 |
| 43 | 平成8年12月20日 | 8資庁第11850号 |

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|----|-------------|-----------------|
| 44 | 平成9年6月26日 | 平成09・06・11資第7号 |
| 45 | 平成10年12月17日 | 平成10・11・24資第35号 |
| 46 | 平成11年7月9日 | 平成11・05・31資第11号 |
| 47 | 平成13年1月5日 | 平成12・08・31資第17号 |
| 48 | 平成13年2月23日 | 平成13・02・15原第11号 |
| 49 | 平成13年3月30日 | 平成13・03・23原第8号 |
| 50 | 平成13年10月29日 | 平成13・09・12原第3号 |
| 51 | 平成14年3月18日 | 平成14・02・25原第4号 |
| 52 | 平成14年9月20日 | 平成14・08・21原第10号 |
| 53 | 平成14年12月20日 | 平成14・12・04原第2号 |
| 54 | 平成15年5月9日 | 平成15・04・10原第18号 |
| 55 | 平成15年8月6日 | 平成15・06・26原第3号 |
| 56 | 平成15年11月7日 | 平成15・09・24原第5号 |
| 57 | 平成16年5月20日 | 平成15・12・18原第12号 |
| 58 | 平成16年8月3日 | 平成16・07・09原第21号 |
| 59 | 平成16年10月15日 | 平成16・09・29原第3号 |
| 60 | 平成17年1月11日 | 平成16・12・01原第3号 |
| 61 | 平成17年12月20日 | 平成17・12・06原第4号 |
| 62 | 平成18年2月22日 | 平成18・01・31原第12号 |
| 63 | 平成18年6月15日 | 平成18・05・29原第2号 |
| 64 | 平成18年11月1日 | 平成18・10・18原第9号 |
| 65 | 平成19年4月25日 | 平成19・04・02原第5号 |
| 66 | 平成19年6月22日 | 平成19・06・01原第30号 |
| 67 | 平成19年9月18日 | 平成19・07・27原第13号 |
| 68 | 平成19年12月13日 | 平成19・09・28原第34号 |
| 69 | 平成19年12月13日 | 平成19・11・30原第27号 |
| 70 | 平成20年6月23日 | 平成20・06・02原第27号 |
| 71 | 平成20年8月22日 | 平成20・07・11原第20号 |
| 72 | 平成20年9月19日 | 平成20・09・01原第9号 |
| 73 | 平成20年12月12日 | 平成20・10・31原第20号 |
| 74 | 平成21年1月19日 | 平成20・12・22原第18号 |
| 75 | 平成21年2月13日 | 平成21・02・03原第24号 |
| 76 | 平成21年6月19日 | 平成21・05・29原第1号 |
| 77 | 平成21年11月18日 | 平成21・10・14原第9号 |
| 78 | 平成22年2月25日 | 平成22・01・29原第10号 |
| 79 | 平成22年6月24日 | 平成22・05・31原第4号 |
| 80 | 平成22年12月13日 | 平成22・10・07原第2号 |
| 81 | 平成23年2月16日 | 平成23・02・01原第4号 |
| 82 | 平成23年4月5日 | 平成23・03・02原第8号 |
| 83 | 平成23年5月6日 | 平成23・04・06原第15号 |
| 84 | 平成23年5月11日 | 平成23・04・22原第12号 |
| 85 | 平成23年6月29日 | 平成23・06・06原第8号 |
| 86 | 平成24年9月6日 | 20120813原第37号 |
| 87 | 平成25年5月8日 | 原管廃収第130212001号 |
| 88 | 平成25年6月28日 | 原管B発第1306272号 |

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|-----|-------------|----------------|
| 89 | 平成25年12月24日 | 原管B発第1312241号 |
| 90 | 平成26年2月21日 | 原管廃発第1402192号 |
| 91 | 平成26年6月25日 | 原規規発第1406244号 |
| 92 | 平成26年9月3日 | 原規規発第1409022号 |
| 93 | 平成26年11月7日 | 原規規発第1411062号 |
| 94 | 平成27年6月10日 | 原規規発第1506101号 |
| 95 | 平成28年2月3日 | 原規規発第16020317号 |
| 96 | 平成28年3月2日 | 原規規発第1603024号 |
| 97 | 平成28年3月24日 | 原規規発第16032416号 |
| 98 | 平成29年3月2日 | 原規規発第1703021号 |
| 99 | 平成29年4月27日 | 原規規発第17042711号 |
| 100 | 平成29年8月16日 | 原規規発第1708162号 |
| 101 | 平成30年3月12日 | 原規規発第1803128号 |
| 102 | 平成30年8月21日 | 原規規発第1808215号 |
| 103 | 令和元年9月3日 | 原規規発第1909034号 |
| 104 | 令和2年2月7日 | 原規規発第2002072号 |

別 添 (1)

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第 1 編)

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---------------|---|
| <p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を</u> <u>確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>2 社長は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4条</u> <u>に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にする。</u> <u>また、必要に応じて方針の見直しを行う。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な</u> <u>指示を行う。</u></p> <p><u>3 原子力本部長は、原子力部門（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をい</u> <u>う。以下、同じ。）及び原子力関係部門（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下</u> <u>の組織をいう。以下、同じ。）における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、</u> <u>“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門における安</u> <u>全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画を</u> <u>年度毎に策定させ、これを確認する。</u></p> <p><u>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画</u> <u>に反映させ、これを確認する。</u></p> <p><u>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門における原子力安全の確保を最優先とする安全文</u> <u>化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成</u> <u>する活動計画を年度毎に策定する。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</u></p> <p><u>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成す</u> <u>る活動を継続的に改善する。</u></p> <p><u>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、</u> <u>“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成</u> <u>する活動計画を年度毎に策定する。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</u></p> <p><u>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</u></p> <p><u>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成す</u> <u>る活動を継続的に改善する。</u></p> <p><u>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成す</u> <u>る活動を実施する。</u></p> | <p>[条を削る]</p> | <p>・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (第3条(品質マネジ メントシステム計画) に統合)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p> | <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織(第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。)全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、原子力部門(第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。)及び原子力関係部門(第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織をいう。以下、同じ。)におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p> | <p>・第2条の2（安全文化の醸成）の第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴う条番号の繰り上げ</p> <p>・第2条の2（安全文化の醸成）を第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴う変更（現行第2条の2で規定している用語の定義を本条で規定）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 <u>品質保証</u></p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり<u>品質保証計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）</u>」（以下「<u>JEAC4111</u>」という。）に従った品質マネジメントシステムに、<u>安全文化を醸成する活動を含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）</u>を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、次によるもの以外は、<u>JEAC4111</u>に従う。</p> <p>また、次に定める用語は、本品質保証計画及び第3章以降の全ての章において適用する。</p> <p>(1) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u></p> <p>原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「<u>ニューシア</u>」という。）。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり<u>品質マネジメントシステム計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」及び「<u>同規則の解釈</u>」（以下「<u>品管規則</u>」という。）並びに<u>浜岡原子力発電所設置変更許可申請書本文第11号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づく品質マネジメントシステム</u>を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次によるもの以外は、<u>品管規則</u>に従う。</p> <p>また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画及び第3章以降の全ての章において適用する。</p> <p>(1) <u>原子炉施設</u></p> <p><u>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u></p> <p>原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>）のことをいう。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」（品管規則）の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(2) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、<u>本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (3) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力施設の重要度分類手引」を定め、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、「重要度分類指針」に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u> a) <u>プロセス及び原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u> b) <u>プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u> c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u> d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u> e) <u>運転開始後の原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> | <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、<u>本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u> (2) 組織は、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</u>」（以下「重要度分類指針」という。）を参考として設備の品質重要度分類等を「<u>原子力施設の重要度分類手引</u>」に定め、<u>グレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この運用において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> a) <u>原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u> (3) 組織は、<u>原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書管理指針」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を</u>，“品質保証計画書”並びに表3-1及び表3-2に示す二次文書に定める。</p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係は</u>，「図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> | <p>(4) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を</u>，“品質保証計画書”並びに表3-1及び表3-2に示す二次文書に明確に定める。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係（<u>組織内のプロセス間の相互関係を含む。</u>）を，「図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に<u>明確に示す。</u></p> <p>c) プロセスの運用及び管理の<u>実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判断基準を明確にする。</u> <u>この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>d) プロセスの運用並びに<u>監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) プロセスの<u>運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) プロセスについて、<u>意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと<u>整合的なものとする。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、“原子力品質保証規程”，“品質保証計画書”及び“原子力内部監査指針”に従って運営管理する。</p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</u></p> | <p>(5) <u>組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) 組織は、これらのプロセスを、“原子力品質保証規程”，“品質保証計画書”及び“原子力内部監査指針”に従って運営管理する。</p> <p>(7) <u>組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(8) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書には、以下の事項を含める。</u></p> <p>また、文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお、記録は適正※1に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) 品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本品質保証計画</u> ・ “原子力品質保証規程” ・ “品質保証計画書” <p>d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-2に示す指針 ・ 品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 ・ 指針・手引及び個別文書で規定する記録 <p>c) <u>JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-1に示す指針 ・ <u>JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録</u> <p>なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p><u>※1：適正とは、不正な行為が行われていないことをいう。以下、本条及び第119条において同じ。</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、<u>次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画</u>、“原子力品質保証規程”及び“品質保証計画書”を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの<u>適用範囲</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された<u>“指針・手引”又はそれらを参照できる情報</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u>（図3-1参照）</p> | <p>4.2 <u>品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p>また、文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本品質マネジメントシステム計画</u> ・ “原子力品質保証規程” ・ “品質保証計画書” <p>c) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-2に示す指針 ・ 品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 ・ 指針・手引及び個別文書で規定する記録 <p>d) <u>品管規則が要求する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-1に示す指針 ・ <u>品管規則の要求事項に基づき作成する記録</u> <p>なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、<u>本品質マネジメントシステム計画に基づき品質マニュアルとして</u>，“原子力品質保証規程”及び“品質保証計画書”を作成し、維持する。</p> <p>(2) 組織は、<u>品質マニュアルに、次に掲げる事項を含める。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの<u>運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>d) 品質マネジメントシステムのために作成した<u>手順書等の参照情報</u></p> <p>e) プロセスの相互関係（図3-1参照）</p> | <p>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために</u>、表3-1の4.2.3に関連する二次文書により、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。<u>ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>次の活動に必要な管理を表3-1の4.2.3に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要ところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、<u>保管期間及び廃棄に関して必要な管理を表3-1の4.2.4に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</u></p> | <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、表3-1の4.2.3に関連する二次文書により、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。</u></p> <p>a) <u>組織として承認されていない文書の使用、又は適切でない変更の防止</u></p> <p>b) <u>文書の組織外への流失等の防止</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3に関連する二次文書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</u></p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</u></p> <p>g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</u></p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保管、<u>保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた表3-1の4.2.4に関連する二次文書を作成する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>5. <u>経営者の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者のコミットメント</u> 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>5.2 <u>原子力安全の重視</u> 原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子力施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 <u>品質方針</u> 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) <u>組織の目的に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p>f) <u>組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> | <p>5. <u>経営責任者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を定める。</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</u></p> <p>d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の確保の重視</u> 社長は、<u>組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u> 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</u></p> <p>c) <u>品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</u></p> <p>d) <u>要員に周知され、理解されている。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内の<u>しかるべき部門及び階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) a)参照)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が<u>判定可能で、品質方針との整合がとれたものとする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。</u></p> | <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内の部門において、品質目標（<u>個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。</u>）が定められているようにする。これには、<u>品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u></p> <p>b) <u>必要な資源</u></p> <p>c) <u>責任者</u></p> <p>d) <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) 社長は、<u>品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) 社長は、<u>品質マネジメントシステムの変更（プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む（7.1(3)a)において同じ。）。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割り当て</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、会社規程である“組織管理規程”を踏まえ、第5条（<u>保安に関する職務</u>）、第9条（<u>発電用原子炉主任技術者の職務等</u>）及び第9条の2（<u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等</u>）に定められている<u>保安活動を実施するための責任及び権限が</u>，“<u>原子力品質保証規程</u>”，“<u>品質保証計画書</u>”及び“<u>原子力内部監査指針</u>”により組織全体に周知されていることを<u>確実にする</u>。なお、<u>保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する</u>。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>管理責任者は、品質保証活動の統括及び指導に関して社長を補佐できる者とする。</u></p> <p>(2) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として定める。</p> <p>(3) 社長は、経営考査室長を内部監査に係る管理責任者として定める。</p> <p>(4) <u>管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p> | <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、会社規程である“組織管理規程”を踏まえ、第5条、第9条及び第9条の2に定められている<u>組織及び要員の責任（組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに組織相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5.5.2 <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</u></p> <p>(2) 社長は、経営考査室長を内部監査に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</u></p> <p>(3) <u>社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</u></p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u></p> <p>社長は、<u>プロセスを管理監督するプロセス責任者に対し、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する</u>（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u></p> <p>社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</u>原子力本部長は、原子力部長に組織内のコミュニケーションを図るために必要な会議体等及びその目的、構成、付議事項を“内部コミュニケーション手引”に定めさせ、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関する情報交換を行う。</p> <p>また、経営考査室長は、“原子力内部監査指針”を定め、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関する情報交換を行う。</p> | <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) 社長は、<u>次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p>a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行う</u>（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.5.4 <u>組織の内部の情報の伝達</u></p> <p>社長は、<u>組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p>原子力本部長は、原子力部長に組織内のコミュニケーションを図るために必要な会議体等及びその目的、構成、付議事項を“内部コミュニケーション手引”に定めさせ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換を行う。</p> <p>また、経営考査室長は、“原子力内部監査指針”を定め、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換を行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、表3-2の5.6に関連する二次文書に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p><u>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。</u></p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>c) <u>プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</u></p> <p>e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>i) <u>改善のための提案</u></p> | <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、表3-2の5.6に関連する二次文書に基づき、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p><u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p>a) <u>内部監査の結果</u></p> <p>b) <u>組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。), 地域住民の意見, 原子力規制委員会の意見等を含む。)</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用状況</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果</u></p> <p>e) <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u></p> <p>g) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u></p> <p>i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k) <u>組織内の部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l) <u>資源の妥当性</u></p> <p>m) <u>保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2(1)dにおいて同じ。))の実効性</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含む。</u> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u> c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u> 6.1 <u>資源の提供</u> 組織は、<u>原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p>6.3 <u>原子力施設及びインフラストラクチャー</u> 組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー（原子力施設を除く。）を明確にし、維持する。</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u> 組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u> 6.2.1 <u>一般</u> <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有するものとする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u> <u>組織は、次の事項を表3-2の6.2.2に関連する二次文書に従って実施する。</u> a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u> c) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u> d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> | <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u> (1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (3) <u>組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. <u>資源の管理</u> 6.1 <u>資源の確保</u> 組織は、<u>原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</u> a) <u>要員</u> b) <u>個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系</u> c) <u>作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u> d) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>要員の力量の確保及び教育訓練</u> (1) <u>組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u> (2) <u>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を表3-2の6.2に関連する二次文書に従って行う。</u> a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</u> b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</u> c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</u> d) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</u> ① <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> ② <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> ③ <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u> (3) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、表3-2の7.1に関連する二次文書に基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。</u></p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) <u>この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。</u></p> <p>7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 <u>業務・原子力施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p>組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)において明確にする。</p> <p>a) <u>業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u></p> | <p>7. <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) 組織は、表3-2の7.1に関連する二次文書に基づき、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。</u>とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) <u>組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>b) <u>関係法令</u></p> <p>c) <u>a)及びb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7.2.2 <u>業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子力施設に対する要求事項を、表3-2の7.2に関連する二次文書に従いレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u></p> <p>(5) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>組織は、<u>原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u></p> | <p>7.2.2 <u>個別業務等要求事項の審査</u></p> <p>(1) 組織は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>a) <u>当該個別業務等要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解決されている。</u></p> <p>c) <u>組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>組織は、<u>組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7.3 設計・開発 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.3に関連する二次文書により、設計・開発を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、<u>原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の計画において、<u>組織は次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) 設計・開発の段階 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを<u>確実に</u>するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを<u>運営管理する。</u></p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、<u>策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</u>インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>b) <u>適用される法令・規制要求事項</u> d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u> b) <u>調達、業務の実施（原子力施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u> c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか又はそれを参照している。</u> d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。</u></p> | <p>7.3 設計開発 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.3に関連する二次文書により、設計開発を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、<u>設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</u></p> <p><u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> c) <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u> d) <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように</u>するために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) <u>組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u> c) <u>関係法令</u> d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</u> b) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</u> c) <u>合否判定基準を含むものである。</u> d) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、当該原子力施設の使用前に妥当性確認を完了させる。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素及び関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 設計・開発の変更のレビュー結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> | <p>7.3.4 設計開発のレビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、その変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>7.4 調達 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.4に関連する二次文書により、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する<u>管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> | <p>7.4 調達 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.4に関連する二次文書により、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p>a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p>b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u></p> <p>e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) 組織が、<u>供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、<u>業務の計画（7.1参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>(1) <u>原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p> <p>(3) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>(4) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>(5) <u>監視及び測定が実施されている。</u></p> <p>(6) <u>業務のリリースが実施されている。</u></p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>使用する設備の承認及び要員の適格性確認</u></p> <p>c) <u>所定の方法及び手順の適用</u></p> <p>d) <u>記録に関する要求事項(4.2.4参照)</u></p> <p>e) <u>妥当性の再確認</u></p> | <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、<u>個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる。</u></p> <p>a) <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p>b) <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>(2) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u></p> <p>(3) <u>当該個別業務に見合う設備を使用している。</u></p> <p>(4) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用している。</u></p> <p>(5) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施している。</u></p> <p>(6) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u></p> <p>7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子力施設を識別する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子力施設の状態を識別する。</u></p> <p>(3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p><u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p><u>組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> | <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p><u>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p><u>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする(7.2.1参照)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、表3-2の7.6に関連する二次文書により、測定機器に関し、次の事項を満たす。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>b) <u>測定機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取り扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。組織は、校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> | <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <u>組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、表3-2の7.6に関連する二次文書により、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</u></p> <p>b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されている。</u></p> <p>c) <u>所要の調整がなされている。</u></p> <p>d) <u>監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</u></p> <p>e) <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</u></p> <p>(4) <u>組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) <u>組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(7) <u>組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <u>組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を表3-2の8.2.1に関連する二次文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で“原子力内部監査指針”に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を“原子力内部監査指針”に規定する。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u></p> | <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を表3-2の8.2.1に関連する二次文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、<u>保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、“原子力内部監査指針”に基づき、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を“原子力内部監査指針”に定める。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、表3-2の8.2.3に関連する二次文書により、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、適宜、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8.2.4に関連する二次文書により、原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> | <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、表3-2の8.2.3に関連する二次文書により、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、表3-2の8.2.4に関連する二次文書により、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) 不適合の処理に関する<u>管理及びそれに関連する責任及び権限を表3-1の8.3に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、<u>次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、“不適合等管理指針”（整理番号07）に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8.4に関連する二次文書において、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、<u>次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>d) <u>供給者の能力(7.4参照)</u></p> | <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を表3-1の8.3に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、“不適合等管理指針”に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-2の8.4に関連する二次文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</u></p> <p>d) <u>調達物品等の供給者の能力</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、<u>是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、<u>再発防止のため、表3-1の8.5.2に関連する二次文書に従い、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を</u> <u>表3-1の8.5.2に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u></p> | <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>a) <u>不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮、を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b. <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c. <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d. <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</u></p> <p>e. <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f. <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>g. <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</u></p> | <p>・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (品管規則の制定に伴 う変更)</p> |

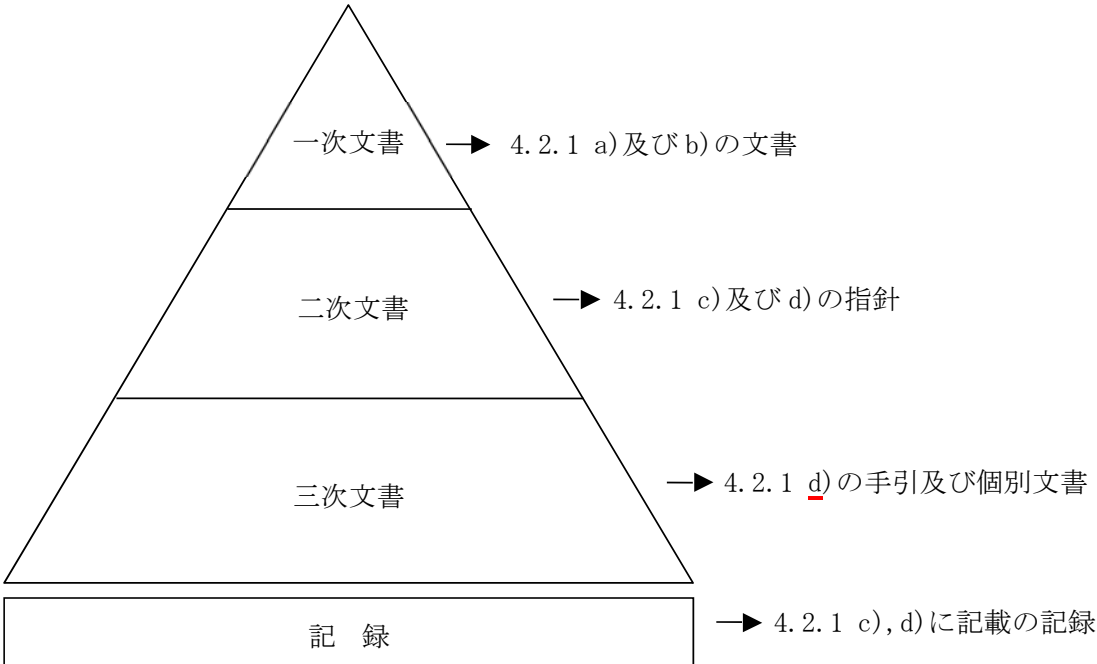
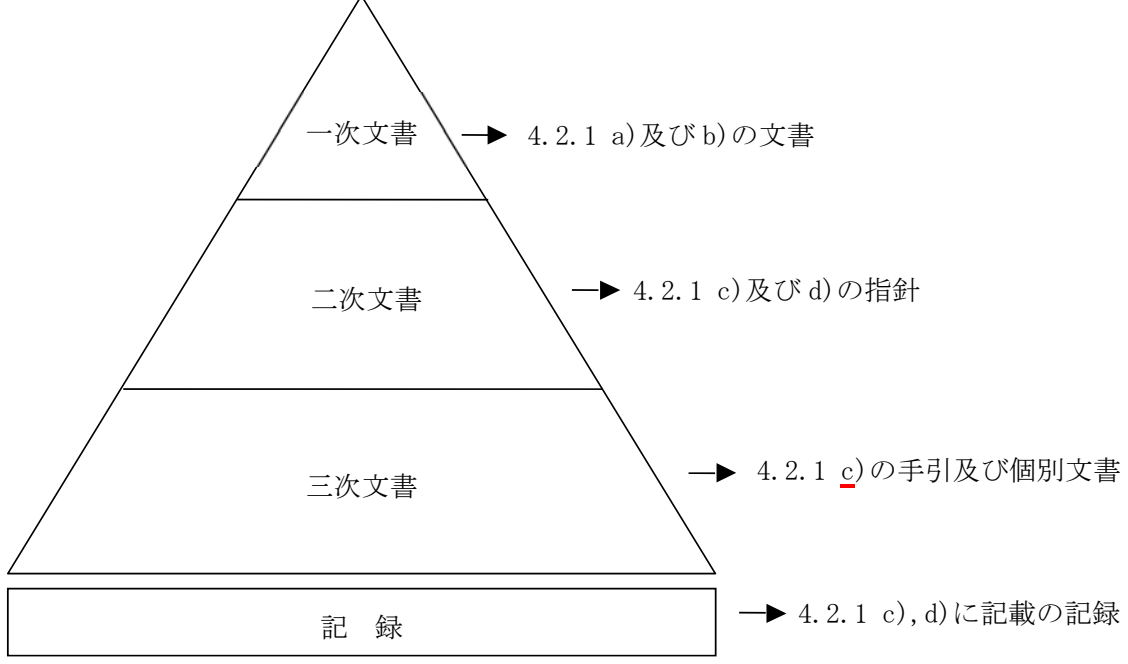
浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するため、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、表3-1の8.5.3に関連する二次文書に基づき、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を表3-1の8.5.3に関連する二次文書に定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u> d) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u> | <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u> b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u> c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u> d) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u> e) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u> <p>(2) <u>組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.3に関連する二次文書に定める。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第1編)

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| <p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> | <p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|--|
|  <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b) の文書</p> <p>二次文書 → 4.2.1 c) 及び d) の指針</p> <p>三次文書 → 4.2.1 <u>d</u>) の手引及び個別文書</p> <p>記 録 → 4.2.1 c), d) に記載の記録</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> |  <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b) の文書</p> <p>二次文書 → 4.2.1 c) 及び d) の指針</p> <p>三次文書 → 4.2.1 <u>c</u>) の手引及び個別文書</p> <p>記 録 → 4.2.1 c), d) に記載の記録</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> | <p>・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (品管規則の制定に伴 う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | | 変更後 | | | | | 備考 |
|---|------|------|--------------|-------------|---|-------|-------|---------|-------------|---|
| 表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係 | | | | | 表3-1 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（品管規則が要求する“文書化された手順”である指針）との関係 | | | | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更） （二次文書の整理番号を削除） |
| 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | |
| | | | 整理番号 | 文書名 | 管理部署 | | | 文書名 | 管理部署 | |
| 4.2.3 | 原子力 | 品質保証 | <u>03</u> | 文書管理指針 | 原子力部 | 4.2.3 | 原子力品質 | 品質保証計画書 | 文書管理指針 | 原子力部 |
| 4.2.4 | 品質保証 | 計画書 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 4.2.4 | 保証規程 | | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター |
| | | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |
| 8.2.2 | 原子力 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.2.2 | 原子力品質 | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |
| | 品質保証 | 規程 | | | | | | | | |
| 8.3 | 原子力 | 品質保証 | <u>07</u> | 不適合等管理指針 | 原子力部 | 8.3 | 原子力品質 | 品質保証計画書 | 不適合等管理指針 | 原子力部 |
| 8.5.2 | 品質保証 | 計画書 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 8.5.2 | 保証規程 | | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター |
| 8.5.3 | 規程 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.5.3 | | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前（第104回変更認可予定版） | | | | | 変更後 | | | | | 備考 |
|--|----------------------|-------------|--------------|---------------------|---|--|---------------|----------|---------------------|---|
| 表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係 | | | | | 表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係 | | | | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係の一部見直し） （二次文書の整理番号を削除） ・第2条の2（安全文化の醸成）の第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴い7.1, 7.5 に関係する二次文書として「原子力内部監査指針」を追記 |
| 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | |
| | | | 整理番号 | 文書名 | 管理部署 | | | | | |
| 5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4 | 原子力品質保証 計画書 規程 | 品質保証 計画書 | <u>02</u> | 業務計画策定・評価指針 | 原子力部 | 5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 業務計画策定・評価指針 | 原子力部 |
| 5.6 8.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 5.6 8.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター |
| | | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |
| <u>6.2.2</u> | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>04</u> | 教育指針 | 原子力部 | <u>6.2</u> | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 教育指針 | 原子力部 |
| | | — | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | | | — | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター |
| | | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |
| 7.1 7.5 7.6 8.2.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>08</u> | 運転管理指針（運転） | 発電所 | <u>6.1</u> 7.1 7.5 7.6 8.2.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 運転管理指針（運転） | 発電所 |
| | | — | <u>09</u> | 燃料・炉心管理指針 | 発電所 | | | — | 燃料・炉心管理指針 | 発電所 |
| | | — | <u>10</u> | 放射性廃棄物管理指針 | 発電所 | | | — | 放射性廃棄物管理指針 | 発電所 |
| | | — | <u>11</u> | 放射線管理指針 | 発電所 | | | — | 放射線管理指針 | 発電所 |
| | | — | <u>12</u> | 保守管理指針（運転） | 発電所 | | | — | 施設管理指針（運転） | 発電所 |
| | | — | <u>13</u> | 事故・故障，非常災害等 対策指針 | 原子力部 | | | — | 事故・故障，非常災害等 対策指針 | 原子力部 |
| 7.1 7.5 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>90</u> | 安全文化の醸成に関する 指針 | 原子力部 | 7.1 7.5 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 安全文化の醸成に関する 指針 | 原子力部 |
| | | — | | | | | | <u>—</u> | <u>原子力内部監査指針</u> | <u>経営審査室</u> |
| 7.3 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>05</u> | 設計管理指針 | 原子力部 | 7.3 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 設計管理指針 | 原子力部 |
| 7.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証 計画書 | <u>06</u> | 調達管理指針 | 原子力部 | 7.4 | 原子力品質保証 規程 | 品質保証計画書 | 調達管理指針 | 原子力部 |
| | | — | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | | | — | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター |
| 8.2.3 | 原子力品質保証 規程 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.2.3 | 原子力品質保証 規程 | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|-------------------------------|--------------------|--|-------------------------------|---|------------|---|
| 表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係 | | | 表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (一次文書・二次文書の整理番号を削除) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第106条の2(設計管理)の規定に伴う変更) (第85条の2(放射性廃棄物管理に係る基本方針)の規定に伴う変更) (第90条の2(放射線管理に係る基本方針)の規定に伴う変更) (第9章(施設管理)の条文の変更, 追加及び削除に伴う変更) |
| 適用部署における文書名 | | 第3章以降の関連条文 | 適用部署における文書名 | | 第3章以降の関連条文 | |
| 整理番号 | 文書名 | | 文書名 | | | |
| — | 原子力品質保証規程 | 第4条, 第5条, 第106条 | 原子力品質保証規程 | 第4条, 第5条, 第106条 | | |
| 01 | 品質保証計画書 | 第4条から第10条, 第11条の2, 第119条 | 品質保証計画書 | 第4条から第10条, 第11条の2, 第119条 | | |
| 90 | 安全文化の醸成に関する指針 | 第4条, 第5条 | 安全文化の醸成に関する指針 | 第4条, 第5条 | | |
| KS-01 | 原子力内部監査指針 | 第4条, 第5条, 第119条 | 原子力内部監査指針 | 第4条, 第5条, 第119条 | | |
| 02 | 業務計画策定・評価指針 | 第10条, 第119条 | 業務計画策定・評価指針 | 第10条, <u>第106条</u> , 第119条 | | |
| 04 | 教育指針 | 第117条から第119条 | 教育指針 | 第117条から第119条 | | |
| 07 | 不適合等管理指針 | 第106条, 第119条 | <u>設計管理指針</u> | <u>第106条の2</u> , 第119条 | | |
| 08 | 運転管理指針(運転) | 第11条の2から第16条, 第18条から第74条, 第83条, 第86条, 第119条 | 不適合等管理指針 | <u>第12条の2</u> , 第106条, 第119条 | | |
| 09 | 燃料・炉心管理指針 | 第11条の2, 第19条から第21条の2, 第23条, 第26条, 第68条, 第71条, 第78条から第82条, 第84条, 第85条, 第102条, 第119条 | 運転管理指針(運転) | 第11条の2から第16条, 第18条から第74条, 第83条, 第86条, 第119条 | | |
| 10 | 放射性廃棄物管理指針 | <u>第86条</u> から第90条, 第119条 | 燃料・炉心管理指針 | 第11条の2, <u>第12条の2</u> , 第19条から第21条の2, 第23条, 第26条, 第68条, 第71条, 第78条から第82条, 第84条, 第85条, 第102条, 第119条 | | |
| 11 | 放射線管理指針 | <u>第91条</u> から第105条, 第119条 | 放射性廃棄物管理指針 | <u>第85条の2</u> から第90条, 第119条 | | |
| 12 | <u>保守管理指針</u> (運転) | 第11条, 第11条の2, 第13条, 第14条, 第16条, 第17条, 第19条, 第21条から第22条, 第24条, 第27条, 第27条の2, 第30条から第32条, 第39条, 第39条の2, 第41条から第44条, 第47条, 第49条から第56条, 第59条から第62条, 第71条, 第73条, 第106条から <u>第106条の3</u> , 第119条 | 放射線管理指針 | <u>第90条の2</u> から第105条, 第119条 | | |
| 13 | 事故・故障, 非常災害等対策指針 | 第14条, 第17条, 第17条の2, 第19条から第70条, 第72条, 第74条から第77条, 第83条, 第91条, 第106条, 第107条から第116条, 第119条, 第120条 | <u>施設管理指針</u> (運転) | 第11条, 第11条の2, <u>第12条の2</u> , 第13条, 第14条, 第16条, 第17条, 第19条, 第21条から第22条, 第24条, 第27条, 第27条の2, 第30条から第32条, 第39条, 第39条の2, 第41条から第44条, 第47条, 第49条から第56条, 第59条から第62条, 第71条, 第73条, <u>第80条</u> , <u>第89条</u> , <u>第100条</u> , 第106条から <u>第106条の6</u> , 第119条 | | |
| | | | 事故・故障, 非常災害等対策指針 | <u>第12条の2</u> , 第14条, 第17条, 第17条の2, 第19条から第70条, 第72条, 第74条から第77条, 第83条, 第91条, 第106条, 第107条から第116条, 第119条, 第120条 | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="142 451 1299 1087" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本 店)</p> <pre> graph TD S[社長] --- M1[<u>管理責任者</u> (経営審査室長)] S --- M2[<u>管理責任者</u> (原子力本部長)] M1 --- EC[経営審査室長] M2 --- NPB[原子力本部長] NPB --- NP[原子力部長 ※1] NP --- NSR[原子力発電保安審議会] NPB --- NTE[原子力土建部長] NPB --- NCS[原子燃料サイクル部長] NPB --- TSC[調達センター長] </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>[以下, 略]</p> | <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="1359 451 2516 1087" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本 店)</p> <pre> graph TD S[社長] --- M1[品質マネジメントシステム管理責任者 (経営審査室長)] S --- M2[品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)] M1 --- EC[経営審査室長] M2 --- NPB[原子力本部長] NPB --- NP[原子力部長 ※1] NP --- NSR[原子力発電保安審議会] NPB --- NTE[原子力土建部長] NPB --- NCS[原子燃料サイクル部長] NPB --- TSC[調達センター長] </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>[以下, 略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、<u>管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</u></p> <p>(3) 経営考査室長は、内部監査に係る<u>管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、<u>第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</u></p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る<u>管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行う</u>と共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、<u>第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務</u>を行う。</p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、原子燃料の調達先の評価・選定及び原子燃料の<u>発電所構内運搬</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 調達センター長は、資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 安全品質保証部長は、品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び<u>検査</u>の総括に関する業務を行う。</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、<u>品質マネジメントシステム管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。</u></p> <p>(2) 経営考査室長は、内部監査に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、<u>経営考査室における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</u></p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する</u>と共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</u></p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、原子燃料の調達先の評価・選定及び原子燃料の運搬の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 調達センター長は、資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 安全品質保証部長は、品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び<u>使用前事業者検査等</u>の総括に関する業務を行う。</p> | <p>・社長のコンプライアンス及び安全文化醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（品管規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更）</p> <p>・経営考査室長と原子力本部長の記載順序の入れ替え並びにコンプライアンス及び安全文化の醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力部長のコンプライアンス及び安全文化の醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（原子燃料を発電所外に運搬する場合の遵守事項を規定することに伴う原子燃料サイクル部長の職務に係る記載の変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（新検査制度の導入に伴い、検査管理課長の職務の記載を変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 危機管理部長は、総括管理課長、防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電部長は、運転管理課長、定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（定検保安課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 定検保安課長は、原子炉施設の定検作業における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</p> <p>(17) プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) システム管理グループ長は、原子炉施設の計算機システムの<u>保守管理</u>（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(22) 保守管理課長は、原子炉施設の<u>保守管理</u>の総括に関する業務（設備保全課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> | <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 危機管理部長は、総括管理課長、防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電部長は、運転管理課長、定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（定検保安課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 定検保安課長は、原子炉施設の定検作業における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</p> <p>(17) プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) システム管理グループ長は、原子炉施設の計算機システムの<u>施設管理</u>（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(22) 保守管理課長は、原子炉施設の<u>施設管理</u>の総括に関する業務（設備保全課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(23) 設備保全課長は、原子炉施設の<u>保守管理</u>に関する業務（原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長、土木課長、建築課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）及び保全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24) 改良工事グループ長は、大型改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子炉課長は、原子炉施設のうち、原子炉関係機械設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(26) タービン課長は、原子炉施設のうち、タービン関係機械設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(27) 電気課長は、原子炉施設のうち、電気関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(28) 計測課長は、原子炉施設のうち、計測関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(29) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(30) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(31) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(32) 廃止措置部長は、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理並びに原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転及び廃棄物減容処理装置の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(34) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(35) 第4項(3)から(33)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(36) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> | <p>(23) 設備保全課長は、原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務（原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長、土木課長、建築課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）及び保全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24) 改良工事グループ長は、大型改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子炉課長は、原子炉施設のうち、原子炉関係機械設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(26) タービン課長は、原子炉施設のうち、タービン関係機械設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(27) 電気課長は、原子炉施設のうち、電気関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(28) 計測課長は、原子炉施設のうち、計測関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(29) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(30) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(31) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(32) 廃止措置部長は、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理並びに原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転及び廃棄物減容処理装置の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(34) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(35) 第4項(3)から(33)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p><u>(36) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</u></p> <p>(37) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （事業者検査の独立性を確保するため、必要な場合は、各職位（第4項(1)～(35)に規定している発電所組織の各職位）は、職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる旨を規定。）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営審議会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>保守管理</u>に関する指針類の制定及び改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視点検に関する事項 ・定期的実施する<u>サーバランス</u>に関する事項 <p>(6) [略]</p> <p>(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>（第106条の2）</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電用原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力部長は、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の(1)から(4)までに掲げる期間が通算して3年以上の実務経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>工事又は保守管理</u>に関する業務に従事した期間</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営審議会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>施設管理</u>に関する指針類の制定及び改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視点検に関する事項 ・定期的実施する<u>サーベイランス</u>に関する事項 <p>(6) [略]</p> <p>(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>（第106条の2）</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電用原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力部長は、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の(1)から(4)までに掲げる期間が通算して3年以上の実務経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務に従事した期間</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令及び保安規定審査基準の改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更、「サーバランス」を「サーベイランス」に変更、「長期保守管理方針」を「長期施設管理方針」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「工事又は保守管理」を「施設管理」に変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(発電用原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。*1</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) 定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p><u>(7) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査及び施設定期検査には、予め定めた区分に従って検査への立会又は検査記録の確認を行う。</u></p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務は、原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関し保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関する保安（本条において、以下「保安」という。）のための計画の立案にあたり、保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関して、保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(3) <u>溶接事業者検査及び定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立会う。</p> <p><u>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査及び施設定期検査には、予め定めた区分に従って検査への立会又は検査記録の確認を行う。</u></p> <p>(6) 自らが確認すべき記録を定め、その記録の内容が適正に記載され、適切に管理されていることを確認する。</p> <p>(7) その他、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(発電用原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。*1</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p>(7) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務は、原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関し保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関する保安（本条において、以下「保安」という。）のための計画の立案にあたり、保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 原子力発電工作物*1の工事、維持及び運用に関して、保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立会う。</p> <p>(5) 自らが確認すべき記録を定め、その記録の内容が適正に記載され、適切に管理されていることを確認する。</p> <p>(6) その他、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----|------------|-----|-------|-----|-------------------------|-----|------|-----|------|-----|-------------|-----|------------|-----|----------|-----|-------------|-------------------------------|-------|----------------------------|------|-----|--|----|----|------------|-----|-------|-----|-------------------------|-----|------|-----|------|-----|-------------|-----|------------|-----|----------|-----|--------------|--------------------------------|--------|-----------------------------|------|-----|--|
| <p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11-1のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>表11-2 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="142 590 1285 1677"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理的手段による確認</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>スタック</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>速やかに</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>制御棒が全挿入かつ除外</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動機構を除外</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>挿入可能な制御棒</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>定検停止後の原子炉起動</td> <td>施設定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td>定検停止時</td> <td>施設定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td>炉心変更</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うこと。</p> | 用語 | 定義 | 管理的手段による確認 | [略] | 原子炉圧力 | [略] | 原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業 | [略] | スタック | [略] | 速やかに | [略] | 制御棒が全挿入かつ除外 | [略] | 制御棒駆動機構を除外 | [略] | 挿入可能な制御棒 | [略] | 定検停止後の原子炉起動 | 施設定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 | 定検停止時 | 施設定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。 | 炉心変更 | [略] | <p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11-1のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>表11-2 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1347 590 2490 1677"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理的手段による確認</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>スタック</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>速やかに</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>制御棒が全挿入かつ除外</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動機構を除外</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>挿入可能な制御棒</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>定事検停止後の原子炉起動</td> <td>定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td>定事検停止時</td> <td>定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td>炉心変更</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うこと。</p> | 用語 | 定義 | 管理的手段による確認 | [略] | 原子炉圧力 | [略] | 原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業 | [略] | スタック | [略] | 速やかに | [略] | 制御棒が全挿入かつ除外 | [略] | 制御棒駆動機構を除外 | [略] | 挿入可能な制御棒 | [略] | 定事検停止後の原子炉起動 | 定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 | 定事検停止時 | 定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。 | 炉心変更 | [略] | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |
| 用語 | 定義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理的手段による確認 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉圧力 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スタック | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 速やかに | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制御棒が全挿入かつ除外 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制御棒駆動機構を除外 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 挿入可能な制御棒 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定検停止後の原子炉起動 | 施設定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定検停止時 | 施設定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炉心変更 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 定義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理的手段による確認 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉圧力 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スタック | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 速やかに | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制御棒が全挿入かつ除外 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制御棒駆動機構を除外 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 挿入可能な制御棒 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定事検停止後の原子炉起動 | 定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定事検停止時 | 定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炉心変更 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|------|------|-----|----------|------|------|------|--|-------|-----|-----|-----|----------|------|------|------|--|
| <p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、施設定期検査が終了した日から、次回施設定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>表11の2 原子炉の運転期間</p> <table border="1" data-bbox="127 768 1065 905"> <thead> <tr> <th>号 炉 名</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>5号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> | 号 炉 名 | 3号炉 | 4号炉 | 5号炉 | 原子炉の運転期間 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | <p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>表11の2 原子炉の運転期間</p> <table border="1" data-bbox="1344 768 2282 905"> <thead> <tr> <th>号 炉 名</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>5号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> | 号 炉 名 | 3号炉 | 4号炉 | 5号炉 | 原子炉の運転期間 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |
| 号 炉 名 | 3号炉 | 4号炉 | 5号炉 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉の運転期間 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 号 炉 名 | 3号炉 | 4号炉 | 5号炉 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉の運転期間 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | 13ヶ月 | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>[条を加える]</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域を除く。）を巡視し、発電指令課長は、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行う。</p> | <p>(運転管理業務)</p> <p><u>第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</u></p> <p><u>イ 中央制御室における監視、第13条第1項の巡視点検及び同条第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</u></p> <p><u>ロ 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</u></p> <p><u>ハ 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>ニ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>(2) 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、関係課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、発電指令課長又は廃棄物管理課長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電指令課長又は廃棄物管理課長へ系統を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 各課長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域を除く。）を巡視し、発電指令課長は、次の施設及び設備について点検を行う。<u>実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運転管理業務を包括的に規定した条の追加)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理との関連を追記)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(手順書の作成)</p> <p>第14条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、次の各号に掲げる発電指令課長又は廃棄物管理課長が実施する原子炉施設の運転管理、<u>保守管理</u>及び異常時の措置に関する事項の手順書を作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき保安運営審議会の確認を得る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 原子炉施設の<u>保守管理</u>に関する事項</p> <p>ア. 巡視点検に関する事項</p> <p>イ. 定期的実施する<u>サーベランス</u>に関する事項</p> <p>(3) [略]</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電指令課長は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、第3節に定める<u>定検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> | <p>(手順書の作成)</p> <p>第14条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、次の各号に掲げる発電指令課長又は廃棄物管理課長が実施する原子炉施設の運転管理、<u>施設管理</u>及び異常時の措置に関する事項の手順書を作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき保安運営審議会の確認を得る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する事項</p> <p>ア. 巡視点検に関する事項</p> <p>イ. 定期的実施する<u>サーベイランス</u>に関する事項</p> <p>(3) [略]</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電指令課長は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、第3節に定める<u>定事検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正に伴い「サーベランス」を「サーベイランス」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|----|-----------------------|------------------|-----------------------|------------|---|----|----|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------------------|--|
| <p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 各課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、発電所で15名以上を常駐させる。また、防災課長は、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※3：「重要度分類指針」におけるクラス1，2，3の機能を有する構造物，系統及び機器とする。</p> <p>表17 初期消火活動に係る設備と数量</p> <table border="1" data-bbox="166 1306 1264 1482"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※1}</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※2：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、※1に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> | 設備 | 数量 | 化学消防自動車 ^{※1} | 1台 ^{※2} | 泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。) | 1500リットル以上 | <p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 各課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、発電所で15名以上を常駐させる。^{※3}また、防災課長は、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内^{※4}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※3：初期消火活動を行う要員15名以上のうち11名は、1号炉及び2号炉に係る発電用原子炉施設の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる。</p> <p>※4：「重要度分類指針」におけるクラス1，2，3の機能を有する構造物，系統及び機器とする。</p> <p>表17 初期消火活動に係る設備と数量</p> <table border="1" data-bbox="1397 1306 2496 1482"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※1}</td> <td>1台^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)</td> <td>1500リットル以上^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※2：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、※1に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>※3：1号炉及び2号炉に係る発電用原子炉施設の初期消火活動のための化学消防自動車及び泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)と共用で配備する数量</p> | 設備 | 数量 | 化学消防自動車 ^{※1} | 1台 ^{※2※3} | 泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。) | 1500リットル以上 ^{※3} | <p>・記載の明確化 (初期消火活動を行う要員15名以上のうち11名は、1号炉及び2号炉に係る発電用原子炉施設の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる旨を明記)</p> <p>・※3の追加に伴う注釈番号の繰り下げ</p> <p>・記載の明確化 (1号炉及び2号炉に係る発電用原子炉施設の初期消火活動のための化学消防自動車及び泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)と共用で配備する数量であることを明記)</p> |
| 設備 | 数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 化学消防自動車 ^{※1} | 1台 ^{※2} | | | | | | | | | | | | | |
| 泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。) | 1500リットル以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 設備 | 数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 化学消防自動車 ^{※1} | 1台 ^{※2※3} | | | | | | | | | | | | | |
| 泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。) | 1500リットル以上 ^{※3} | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(停止余裕)</p> <p>第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替終了後、<u>停止余裕の検査を</u>0.38% Δk/k^{*1}の反応度補正をした状態で<u>実施</u>し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(停止余裕)</p> <p>第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>確認</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替終了後、0.38% Δk/k^{*1}の反応度補正をした状態で<u>停止余裕を確認</u>し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査</u>で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検停止時に</u>、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定検停止後の原子炉起動前に</u>、ほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{*1}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) プラント管理課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水タンクのほう酸水容積及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>(5) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプ運転中の出口圧力が表24-2に定める値であること、<u>及びポンプの運転確認後</u>、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを1ヶ月に1回確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検停止時に</u>、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検停止時に</u>、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定事検停止後の原子炉起動前に</u>、ほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{*1}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) プラント管理課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水タンクのほう酸水容積及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>(5) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプ運転中の出口圧力が表24-2に定める値であること<u>及び主要な電動弁が開すること、並びにポンプの運転確認後</u>、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを1ヶ月に1回確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (サーベイランスの実施方法について、実条件性能確認に必要な項目の追加)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|--|----------------------|----|------------------------------------|-----------------|--|------|---|--------|---------------------------------------|-------|-----------|---|----------------------|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|------|---|--------|---------------------------------------|-------|-------------------------------|---|------|---|--------|-------------------------------|----------------------|--|--|---------------------------------------|-------|--|----|-----|----|----|------------------------------------|-----------------|--|------|---|--------|-------------------------------------|--------|-----------|---|--------------------|--------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|------|---|--------|-------------------------------------|--------|-------------------------------|---|------|---|--------|-------------------------------|----------------------|--|--|-------------------------------------|--------|--|
| <p>(計測及び制御設備（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>[略]</p> <p>1. 原子炉保護系計装</p> <p>表27-2-1(1) 原子炉保護系計装に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="124 646 1291 1789"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短</td> <td rowspan="3">10秒以上 (中間領域)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止^{*1}、冷温停止^{*1}及び燃料交換^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束</td> <td rowspan="3">15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。</td> <td>燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | <p>(計測及び制御設備（3号炉及び4号炉）)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>[略]</p> <p>1. 原子炉保護系計装</p> <p>表27-2-1(1) 原子炉保護系計装に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="1350 646 2516 1789"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短</td> <td rowspan="3">10秒以上 (中間領域)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止^{*1}、冷温停止^{*1}及び燃料交換^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測課長は、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束</td> <td rowspan="3">15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。</td> <td>燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | 2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | 120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更)</p> |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|--------------------|---|---|----------------------|--------------------|---|---|----------------------|---|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更) |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| | | 計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 原子炉圧力高 | 7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 3. 原子炉圧力高 | 7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 4. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 4. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 5. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 5. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 6. ドライウエル 圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 6. ドライウエル 圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 7. スクラム排出 容器水位高 | 94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり) | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 7. スクラム排出 容器水位高 | 94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり) | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | | | | |
|---|--|---|--------|---|--|---|--------|---|----------------------------|-------|--------------------------|--------|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | |
| 8. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{※2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 8. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{※2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更） | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | |
| 9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{※2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{※2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | |
| 10. 主蒸気管放射能高 | 6×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 10. 主蒸気管放射能高 | 6×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | |
| | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | |
| 11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m) | 地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m) | 地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | |
| | | | | | | | | | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 |
| | | | | | | | | | 計測課長は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 計測課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 |

[略]

[略]

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---|---|--|------------------------------|---|---|--|------------------------------|---|
| 表27-2-1(2) 原子炉保護系計装に係る確認（4号炉） | | | | 表27-2-1(2) 原子炉保護系計装に係る確認（4号炉） | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 （ペリオド）短 | 10秒以上 （中間領域） | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 （ペリオド）短 | 10秒以上 （中間領域） | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| 2. 平均出力領域 モニタ a. 中性子束高 （a）中性子束 | 15%以下 （原子炉モード スイッチが「燃料 交換」、「起動」 の時） | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 2. 平均出力領域 モニタ a. 中性子束高 （a）中性子束 | 15%以下 （原子炉モード スイッチが「燃料 交換」、「起動」 の時） | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| | 120%以下 （原子炉モード スイッチが「運 転」の時） | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | 120%以下 （原子炉モード スイッチが「運 転」の時） | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分 が1,000Mwd/tに 1回 | | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分 が1,000Mwd/tに 1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|----------------|---|---|----------------------|----------------|---|---|----------------------|---|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更) |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除く)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| | | 計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 原子炉圧力高 | 7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 3. 原子炉圧力高 | 7.21MPa[gage] {73.6kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 4. 原子炉水位低(L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 4. 原子炉水位低(L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 5. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 5. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 6. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 6. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 7. スクラム排出容器水位高 | 94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり) | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 7. スクラム排出容器水位高 | 94.5リットル以下 (スクラム排出容器1個あたり) | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 8. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{*2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 8. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{*2} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | | | | | | | | |
|---|--|---|--------|---|--|---|--------|---|----------------------|---|--|--------|----------------------|---|--|--------|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | |
| 9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{*3} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] {42. 0kg/cm ² g} 以上 ^{*3} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が45%相当以上 ^{*3} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴う 変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| 10. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時のバックグラウンド） 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 10. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時のバックグラウンド） 以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | |
| | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| 11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{*4} —9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{*4} 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{*4} —9.0m) | 地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{*4} —9.0m) b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{*4} 22.8m) c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{*4} —9.0m) | 地下2階床水平 120Gal 以下 3階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 |
| | | | | | | | | | 13. スクラム回路 | — | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 13. スクラム回路 | — | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 |
| 計測課長は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 計測課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|------------------------------------|---|---|---------------|------------------------------------|---|--|----------------|---|
| 2. 起動領域モニタ計装 | | | | 2. 起動領域モニタ計装 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」 を「確認」に変更） |
| 表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | | 項目 | 頻度 | 要素 | | 項目 | 頻度 | |
| 1. 起動領域モニタ （中性子源領域） | 発電指令課長は、計数 率が3cps以上である ことを確認する。 | 原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、 冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合 | 毎日1回 | 1. 起動領域モニタ （中性子源領域） | 発電指令課長は、計数 率が3cps以上である ことを確認する。 | 原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、 冷温停止及び燃料交換 ^{*2} の場合 | 毎日1回 | |
| | | 炉心変更中 ^{*2} の場合 | 12時間に 1回 | | | 炉心変更中 ^{*2} の場合 | 12時間に 1回 | |
| | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停 止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示によ り確認する。 | | 毎日1回 | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動 ^{*1} 、高温停止、冷温停 止及び燃料交換 ^{*2} において動作不能でないことを指示によ り確認する。 | | 毎日1回 | |
| | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。 | | <u>定検</u> 停止時 | | 計測課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。 | | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 3. 非常用炉心冷却系計装 | | | | 3. 非常用炉心冷却系計装 | | | | |
| 表27-2-3 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-3 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 （L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 （L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>確認</u> する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 注入弁両側差圧低 （注入可） | 4.90MPa ^{*1} {50.0kg/cm ² } | | | 3. 注入弁両側差圧低 （注入可） | 4.90MPa ^{*1} {50.0kg/cm ² } | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27-2-3 低圧注入系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-3 低圧注入系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 （L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 （L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>確認</u> する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 注入弁両側差圧低 （注入可） | 4.90MPa ^{*1} {50.0kg/cm ² } | | | 3. 注入弁両側差圧低 （注入可） | 4.90MPa ^{*1} {50.0kg/cm ² } | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|------------------------------------|--|--|---------------|------------------------------------|--|--|----------------|---|
| 表27-2-3 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-3 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止 において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止 において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施し、電気課長は、論理回 路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施し、電気課長は、論理回 路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 表27-2-3 自動減圧系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-3 自動減圧系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L1) | 961cm以上 (圧力容器零レベ ルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停 止 ^{*1} において動作不能でな いことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 (L1) | 961cm以上 (圧力容器零レベ ルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停 止 ^{*1} において動作不能でな いことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、プラント管理課 長は、論理回路機能 <u>検査を实 施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、プラント管理課 長は、論理回路機能を <u>確認</u> す る。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 自動減圧系始動タイマ | 120秒以下 | 電気課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論 理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | 3. 自動減圧系始動タイマ | 120秒以下 | 電気課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論 理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 4. 低圧炉心スプレイ系 ポンプ出口圧力高 | 981kPa[gage] ^{*2} {10.0kg/cm ² g} | 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論 理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | 4. 低圧炉心スプレイ系 ポンプ出口圧力高 | 981kPa[gage] ^{*2} {10.0kg/cm ² g} | 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論 理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 5. 低圧注入系ポンプ 出口圧力高 | 686kPa[gage] ^{*2} {7.00kg/cm ² g} | | | 5. 低圧注入系ポンプ 出口圧力高 | 686kPa[gage] ^{*2} {7.00kg/cm ² g} | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|----------------------------------|---|---|-------------------|----------------------------------|---|---|--------------------|---|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | 2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 定事検停止時 | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更) |
| b. 主蒸気管放射能高 | 6×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | b. 主蒸気管放射能高 | 6×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| d. 主蒸気管トンネル温度高 | ・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下 | | | d. 主蒸気管トンネル温度高 | ・温度 93℃以下 ・差温度 62℃以下 | | | |
| e. 主蒸気管圧力低 | 5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上 | | | e. 主蒸気管圧力低 | 5.86MPa[gage] {59.7kg/cm ² g} 以上 | | | |
| f. 復水器真空度低 | 真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上 | | | f. 復水器真空度低 | 真空度 23.8kPa (178mmHg) 以上 | | | |
| 3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | 3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,243cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|----------------------------------|---|---|-------|----------------------------------|---|--|--------|---|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更) |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,372cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---------------------------------------|---|--|---------------|---------------------------------------|---|--|----------------|---|
| 表27-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位低 （L3） | 1,372cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位低 （L3） | 1,372cm以上 （圧力容器零レベ ルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施し、プラント管理課長 は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施す る。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施し、プラント管理課長 は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動、高温停止及び 炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建 屋原子炉室内での照射された 燃料に係る作業時に動作不能 でないことを指示により確認 する。 | 毎日1回 | 3. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動、高温停止及び 炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建 屋原子炉室内での照射された 燃料に係る作業時に動作不能 でないことを指示により確認 する。 | 毎日1回 | |
| 4. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正及び論理回路機能 <u>検 査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 4. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---|---|--|---------------|---|---|--|----------------|---|
| 5. その他の計装 | | | | 5. その他の計装 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 表27-2-5 非常用ディーゼル発電機計装 ^{*1} に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-5 非常用ディーゼル発電機計装 ^{*1} に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低 | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | 毎日1回 | 1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低 | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | 毎日1回 | |
| b. 原子炉水位異常低（L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベルより） | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 原子炉水位異常低（L1） | 961cm以上 （圧力容器零レベルより） | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| c. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | c. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低 | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | 毎日1回 | 2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低 | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | 毎日1回 | |
| b. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| c. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | c. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage] {0.14kg/cm ² g} 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------|-----|-----|----|----|------------|----------------------------|--|---|---------------------------|--|--|---------------|--|----|-----|----|----|-----------------|---------------------------|---|----------------------------|--|--------------------------------------|----------------|----------------------|--|--------------------------------------|----------------|
| <p>表27-2-5 原子炉隔離冷却系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（L2）</td> <td>1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動^{*1}及び高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能<u>検査</u>を実施する。</td> <td>毎日1回 <u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | 1. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 | <p>表27-2-5 原子炉隔離冷却系計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（L2）</td> <td>1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動^{*1}及び高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能<u>を確認</u>する。</td> <td>毎日1回 <u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更)</p> | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉水位異常低（L2） | 1,243cm以上 （圧力容器零レベルより） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表27-2-5 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装^{*1}に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を実施する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧</td> <td>蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm²g} 以上^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を実施する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | <p>表27-2-5 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装^{*1}に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>を確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧</td> <td>蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm²g} 以上^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>を確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----------------------------|-----|-----|----|--|--|--|---|---|--|--|---------------|-----------|----|--|--|---|------------------|--|---|---|--|--|--|----|-----|----|----|------------------------|---|---|--------|--------------------------------------|----------------|-----------|---|-----------------------------|----------------|----------|------------------|--------------------------------------|----------------|
| <p>表27-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。)</td> <td>発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上^{*1}でバイパス状態でないことを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測課長は、論理回路機能<u>検査</u>を実施する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 中性子束低</td> <td>5%^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | c. 中性子束低 | 5% ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | <p>表27-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。)</td> <td>発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上^{*1}でバイパス状態でないことを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 中性子束低</td> <td>5%^{*2}</td> <td>計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | c. 中性子束低 | 5% ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c. 中性子束低 | 5% ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、0.62Wd+52% の式により設定する。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{*1} でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c. 中性子束低 | 5% ^{*2} | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表27-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位高(L8)</td> <td>1,481cm以下 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td>毎日1回 <u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉水位高(L8) | 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 | <p>表27-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位高(L8)</td> <td>1,481cm以下 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td>毎日1回 <u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉水位高(L8) | 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉水位高(L8) | 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉水位高(L8) | 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が3号炉は30%相当以上、4号炉は45%相当以上 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表27-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量</td> <td>計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。</td> <td><u>定検</u>停止時 又は <u>定事検</u>停止後の原子炉起動時</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 要素 | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 又は <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動時 | <p>表27-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認（3号炉及び4号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量</td> <td>計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。</td> <td><u>定事検</u>停止時 又は <u>定事検</u>停止後の原子炉起動時</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 要素 | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。 | <u>定事検</u> 停止時 又は <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 又は <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要素 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離冷却系流量 3. 原子炉隔離冷却系制御 4. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、制御回路切替試験を実施する。 | <u>定事検</u> 停止時 又は <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------|--|---------------|--------------------------------------|-----------------------|--|----------------|---|
| 表27-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」 を「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. 燃料交換エリア放射能高 ^{*1} | 10×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27-2-5 事故時計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | 表27-2-5 事故時計装に係る確認（3号炉及び4号炉） | | | | |
| 要素 | | 項目 | 頻度 | 要素 | | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉圧力 | | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉圧力 | | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. 原子炉水位（広帯域） | | | | 2. 原子炉水位（広帯域） | | | | |
| 3. 原子炉水位（燃料域） | | | | 3. 原子炉水位（燃料域） | | | | |
| 4. ドライウェル圧力 | | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 4. ドライウェル圧力 | | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 5. 格納容器雰囲気線量当量率 | | | | 5. 格納容器雰囲気線量当量率 | | | | |
| [以下、略] | | | | [以下、略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|--|---|---|--------------------------|--|---|---|--------|---|
| (計測及び制御設備 (5号炉)) 第27条の2 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27の2-1で定める事項を 運転上の制限とする。 [略] | | | | (計測及び制御設備 (5号炉)) 第27条の2 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 ^{*1} は、表27の2-1で定める事項を 運転上の制限とする。 [略] | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更) |
| 表27の2-2 | | | | 表27の2-2 | | | | |
| 1. 原子炉保護系計装 | | | | 1. 原子炉保護系計装 | | | | |
| 表27の2-2-1 原子炉保護系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-1 原子炉保護系計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、 高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により 確認する。 ^{*2} | 毎日1回 | 1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短 | 10秒以上 (中間領域) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動、 高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により 確認する。 ^{*2} | 毎日1回 | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から 運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力 領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から 運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力 領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正 ^{*3} (検出器を 除く)及び論理回路機能検査 ^{*4} を実施す る。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正 ^{*3} (検出器を 除く)及び論理回路機能を確認 ^{*4} する。 | 定事検停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施す る。 | 定検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| 2. 平均出力領域 モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モード スイッチが「燃料 交換」、「起動」の 時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動にお いて動作不能でないことを指示により確 認する。 | 毎日1回 | 2. 平均出力領域 モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 | 15%以下 (原子炉モード スイッチが「燃料 交換」、「起動」の 時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動にお いて動作不能でないことを指示により確 認する。 | 毎日1回 | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から 運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力 領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | | | 発電指令課長は、原子炉の状態が起動から 運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力 領域モニタのオーバーラップを確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除 く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除 く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| | 120%以下 (原子炉モード スイッチが「運 転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転にお いて動作不能でないことを指示により確 認する。 | 毎日1回 | 120%以下 (原子炉モード スイッチが「運 転」の時) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転にお いて動作不能でないことを指示により確 認する。 | 毎日1回 | | |
| | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転にお いて平均出力領域モニタのゲインを確認 し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課 長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転にお いて平均出力領域モニタのゲインを確認 し、必要に応じて計測課長又は原子燃料課 長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | | |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニ タの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が 1,000Mwd/tに1回 | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域モニ タの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が 1,000Mwd/tに1回 | | |
| 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除 く)及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を除 く)及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|-----------------------|------------------------------------|---|--------------------------|-----------------------|------------------------------------|---|--------------------------|---|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27の2(1) に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 において平均出力領域モニタのゲイン を確認し、必要に応じて計測課長又は 原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | (b) 熱流束相当 | 自動可変設定以下 (図27の2(1) に示す設定値以下) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 において平均出力領域モニタのゲイン を確認し、必要に応じて計測課長又は 原子燃料課長は、校正を実施する。 | 1週間に1回 | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更) |
| | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が 1,000Mwd/tに1回 | | | 計測課長は、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。 | 燃焼度の増分が 1,000Mwd/tに1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能検査を実施す る。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| | | 計測課長は、フローユニットのチャン ネル校正を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、フローユニットのチャン ネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施 する。 | 定検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 3. 原子炉圧力高 | 7.34MPa[gage]以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | 3. 原子炉圧力高 | 7.34MPa[gage]以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 4. 炉心流量急減 | 流量変化幅大 (図27の2(2) に示す設定値以上) | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施す る。 | 定検停止時 | 4. 炉心流量急減 | 流量変化幅大 (図27の2(2) に示す設定値以上) | 計測課長は、チャンネル校正(検出器を 除く)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 5. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レ ベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | 5. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レ ベルより) | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 6. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、 計測課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施 する。 | 定検停止時 | 6. 主蒸気隔離弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 | 電気課長は、チャンネル校正を実施し、 計測課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 7. ドライウェル 圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | 7. ドライウェル 圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 8. 制御棒駆動機構充 てん水圧力低 | 12.8MPa[gage]以上 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} 及び燃料 交換 ^{*1} において動作不能でないことを 指示により確認する。 | 毎日1回 | 8. 制御棒駆動機構充 てん水圧力低 | 12.8MPa[gage]以上 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} 及び燃料 交換 ^{*1} において動作不能でないことを 指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回 路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回 路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 9. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{*5} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が35% 相当以上 ^{*5} でバイパス状態でないこと を確認する。 | 原子炉起動時 | 9. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より 10%閉以下 ^{*5} | 発電指令課長は、原子炉熱出力が35% 相当以上 ^{*5} でバイパス状態でないこと を確認する。 | 原子炉起動時 | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | | | | | | | | |
|--|--|--|--------|--|--|--|--------|---|----------------------|---|----------------------|-------|----------------------|---|--------------------|--------|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | | | | | | | | |
| 10. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 ※5 | 発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上※5でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | 10. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 ※5 | 発電指令課長は、原子炉熱出力が35%相当以上※5でバイパス状態でないことを確認する。 | 原子炉起動時 | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更） | | | | | | | | |
| | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| 11. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 11. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時のバックグラウンド）以下 | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | | | | | | | | |
| | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | | | プラント管理課長は、チャンネル校正を実施し、計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| 12. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 （T.P.※6-5.0m） b. 4階床水平 （T.P.※6 26.7m） c. 地下2階床鉛直 （T.P.※6-5.0m） | 地下2階床水平 120Gal 以下 4階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 12. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 （T.P.※6-5.0m） b. 4階床水平 （T.P.※6 26.7m） c. 地下2階床鉛直 （T.P.※6-5.0m） | 地下2階床水平 120Gal 以下 4階床水平 230Gal 以下 地下2階床鉛直 100Gal 以下 | 計測課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 |
| | | | | | | | | | 14. 手動 | — | 計測課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | 14. 手動 | — | 計測課長は、論理回路機能を確認する。 | 定事検停止時 |
| 15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル | — | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル | — | 発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ※1～※3 [略] | | ※1～※3 [略] | | | | | |
| ※4：本条における論理回路機能の <u>検査</u> とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。以下、本条において同じ。 | | | | ※4：本条における論理回路機能の <u>確認</u> とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。以下、本条において同じ。 | | | | | | | | | | | | |
| ※5 [略] | | | | ※5 [略] | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---------------------------|--------------------------------------|--|-------|---------------------------|--------------------------------------|--|--------|----|
| 表27の2-2-3 高圧炉心注水系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-3 高圧炉心注水系計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動及び高温停 止において動作不能でないこ とを指示により確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 表27の2-2-3 原子炉隔離冷却系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-3 原子炉隔離冷却系計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温 停止 ^{*1} において動作不能で ないことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温 停止 ^{*1} において動作不能で ないことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力 高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | 2. ドライウェル圧力 高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、電気課長は、論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27の2-2-3 自動減圧系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-3 自動減圧系計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L1) | 936cm以上 (圧力容器零レベルよ り) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温 停止 ^{*1} において動作不能で ないことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位異常低 (L1) | 936cm以上 (圧力容器零レベルよ り) | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温 停止 ^{*1} において動作不能で ないことを指示により確認す る。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力 高 | 13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒 以下) | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、プラント管理課 長は、論理回路機能 <u>検査</u> を实 施する。 | 定検停止時 | 2. ドライウェル圧力 高 | 13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒 以下) | (2) 計測課長は、チャンネル校 正を実施し、プラント管理課 長は、論理回路機能を <u>確認</u> す る。 | 定事検停止時 | |
| 3. 高圧炉心注水系 ポンプ出口圧力高 | 1.6MPa[gage] ^{**2} | 計測課長は、チャンネル校正を实 施し、プラント管理課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | 定検停止時 | 3. 高圧炉心注水系 ポンプ出口圧力高 | 1.6MPa[gage] ^{**2} | 計測課長は、チャンネル校正を实 施し、プラント管理課長は、論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | |
| 4. 低圧注水系ポンプ出 口圧力高 | 0.7MPa[gage] ^{**2} | | | 4. 低圧注水系ポンプ出 口圧力高 | 0.7MPa[gage] ^{**2} | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|-------------------------|-------------------------------|--|--------------------------|-------------------------|-------------------------------|--|---------------------------|---|
| 4. 格納容器隔離系計装 | | | | 4. 格納容器隔離系計装 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 表27の2-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-4 主蒸気隔離弁計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検停止時</u> | 1. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検停止時</u> | |
| 2. 主蒸気管放射能高 | 6× (通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) プラント管理課長は、チャンネル 校正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>検査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検停止時</u> | 2. 主蒸気管放射能高 | 6× (通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) プラント管理課長は、チャンネル 校正を実施し、電気課長は、論理 回路機能 <u>を確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検停止時</u> | |
| 3. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動* ¹ 及び高温停止* ¹ にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 <u>検 査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検停止時</u> | 3. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動* ¹ 及び高温停止* ¹ にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 <u>を 確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検停止時</u> | |
| 4. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | 4. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | |
| 5. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | 5. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | |
| 6. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | 6. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---------------------------------------|-------------------------------|--|-------------------|---------------------------------------|-------------------------------|--|--------------------|---|
| 表27の2-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-4 格納容器隔離系計装に係る確認 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | 1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| b. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において動 作不能でないことを指示により確 認する。 (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正を実施し、電気課長は、論 理回路機能検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | b. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において動 作不能でないことを指示により確 認する。 (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正を実施し、電気課長は、論 理回路機能を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| d. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | d. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | |
| e. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | e. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | |
| f. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | f. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | |
| 2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | 2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (L1.5) | 1,020cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において 動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| b. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において動 作不能でないことを指示により確 認する。 (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正を実施し、電気課長は、論 理回路機能検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | b. 主蒸気管放射能高 | 6×（通常運転時の バックグラウンド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において動 作不能でないことを指示により確 認する。 (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正を実施し、電気課長は、論 理回路機能を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | c. 主蒸気管流量大 | 定格蒸気流量の 140%以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実 施し、電気課長は、論理回路機能 を確認する。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| d. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | d. 主蒸気管トンネル 温度高 | 93℃以下 | | | |
| e. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | e. 主蒸気管圧力低 | 6.01MPa[gage]以上 | | | |
| f. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | f. 復水器真空度低 | 真空度23.8kPa以上 | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 | |
|----------------------------------|---------------------------|--|-------------------|----------------------------------|---------------------------|---|--------------------|---|--|
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | | |
| 3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,165cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 毎日1回 定検停止時 | 3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低 (L2) | 1,165cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、電気課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 毎日1回 定事検停止時 | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更) | |
| 4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | | |
| c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | c. 原子炉建屋原子炉室放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | |
| d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | d. 燃料交換エリア放射能高 ^{*2} | 10×(通常運転時のバックグラウンド)以下 | (2) プラント管理課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | | |
| 5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 5. 余熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | | |
| 6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | 6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベルより) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 | 毎日1回 | | |
| b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能検査を実施する。 | 定検停止時 | b. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施し、プラント管理課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | 定事検停止時 | | |
| [略] | | | | [略] | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|------------------------------------|-------------------------------|--|---------------|------------------------------------|-------------------------------|--|----------------|---|
| 表27の2-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-4 原子炉建屋原子炉室隔離系計装に係る確認 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態 が運転、起動及び高温停止におい て動作不能でないことを指示によ り確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉水位低 (L3) | 1,285cm以上 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態 が運転、起動及び高温停止におい て動作不能でないことを指示によ り確認する。 | 毎日1回 | |
| 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論理 回路機能 <u>検査</u> を実施する。 | <u>定検</u> 停止時 | 2. ドライウェル圧力高 | 13.7kPa[gage]以下 | (2) 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論理 回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 3. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×(通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態 が運転、起動、高温停止及び炉心変 更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室 内での照射された燃料に係る作業 時に動作不能でないことを指示に より確認する。 | 毎日1回 | 3. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×(通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態 が運転、起動、高温停止及び炉心変 更時 ^{*2} 並びに原子炉建屋原子炉室 内での照射された燃料に係る作業 時に動作不能でないことを指示に より確認する。 | 毎日1回 | |
| 4. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×(通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | 4. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×(通常運転時の バックグラウンド) 以下 | (2) プラント管理課長は、チャン ネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---|-------------------------------|---|---------------------------|---|-------------------------------|---|----------------------------|---|
| 5. その他の計装 | | | | 5. その他の計装 | | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） |
| 表27の2-2-5 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-5 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 非常用ディーゼル 発電機計装（A系） a. 非常用交流高压 電源母線電圧低 ^{*1} | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。ただし、 非常用交流高压電源母線電圧 低を除く。 | 毎日1回 | 1. 非常用ディーゼル 発電機計装（A系） a. 非常用交流高压 電源母線電圧低 ^{*1} | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。ただし、 非常用交流高压電源母線電圧 低を除く。 | 毎日1回 | |
| b. 原子炉水位異常低 （L1） | 936cm以上 （圧力容器零レベル より） | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施する。ただし、非常用交 流高压電源母線電圧低を除く。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 原子炉水位異常低 （L1） | 936cm以上 （圧力容器零レベル より） | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施する。ただし、非常用交 流高压電源母線電圧低を除く。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| c. ドライウエル圧力 高 | 13.7kPa[gage] 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能 <u>検 査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | c. ドライウエル圧力 高 | 13.7kPa[gage] 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| 2. 非常用ディーゼル 発電機計装（B系及 びC系） a. 非常用交流高压 電源母線電圧低 ^{*2} | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止 において動作不能でないこと を指示により確認する。ただ し、非常用交流高压電源母線 電圧低を除く。 | 毎日1回 | 2. 非常用ディーゼル 発電機計装（B系及 びC系） a. 非常用交流高压 電源母線電圧低 ^{*2} | — | (1) 発電指令課長は、原子炉の状 態が運転、起動及び高温停止 において動作不能でないこと を指示により確認する。ただ し、非常用交流高压電源母線 電圧低を除く。 | 毎日1回 | |
| b. 原子炉水位異常 低 （L1.5） | 1,020cm以上 （圧力容器零レベル より） | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施する。ただし、非常用交 流高压電源母線電圧低を除く。 | <u>定検</u> 停止時 | b. 原子炉水位異常 低 （L1.5） | 1,020cm以上 （圧力容器零レベル より） | (2) 計測課長は、チャンネル校正 を実施する。ただし、非常用交 流高压電源母線電圧低を除く。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| c. ドライウエル圧力 高 | 13.7kPa[gage] 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能 <u>検 査を実施</u> する。 | <u>定検</u> 停止時 | c. ドライウエル圧力 高 | 13.7kPa[gage] 以下 | (3) 電気課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。 | <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27の2-2-5 原子炉隔離冷却系計装（原子炉冷却材補給機能）に係る確認 | | | | 表27の2-2-5 原子炉隔離冷却系計装（原子炉冷却材補給機能）に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位異常低 （L2） | 1,165cm以上 （圧力容器零レベル より） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論理回路 機能 <u>検査を実施</u> する。 | 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 | 1. 原子炉水位異常低 （L2） | 1,165cm以上 （圧力容器零レベル より） | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が 運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} にお いて動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を 実施し、プラント管理課長は、論理回路 機能を <u>確認</u> する。 | 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 備考 |
|---|---|---|-------------------------|---|---|---|--------------------------|----|
| 表27の2-2-5 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-5 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及 び論理回路機能 <u>検査を実施す</u> る。 | 定検停止時 | 1. 主蒸気止め弁閉 | 全開状態より10%閉以下 ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及 び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。 | 定事検停止時 | |
| 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁 の油圧 4. 12MPa[gage]以上 ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及 び論理回路機能 <u>検査を実施す</u> る。 | 定検停止時 | 2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 | 蒸気加減弁のパイロット弁 の油圧 4. 12MPa[gage]以上 ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及 び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。 | 定事検停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27の2-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-5 制御棒引抜監視装置計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (炉心流量W (%) に 対し、0.68W+44% の式により設定す る。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が 30%相当以上でバイパス状態 でないことを確認する。 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。 | 原子炉起動 時 定検停止時 | 1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 | 105%以下 (炉心流量W (%) に 対し、0.68W+44% の式により設定す る。) | 発電指令課長は、原子炉熱出力が 30%相当以上でバイパス状態 でないことを確認する。 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>を確認する</u> 。 | 原子炉起動 時 定事検停止時 | |
| b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>検査を実</u> <u>施する</u> 。 | 定検停止時 | b. 機器動作不能 | — | 計測課長は、論理回路機能 <u>を確認す</u> <u>る</u> 。 | 定事検停止時 | |
| c. 中性子束低 | 5% ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。 | 定検停止時 | c. 中性子束低 | 5% ^{*1} | 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>を確認する</u> 。 | 定事検停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |
| 表27の2-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認 | | | | 表27の2-2-5 タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認 | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 原子炉水位高 (L8) | 1,389cm以下 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が 35%相当以上 ^{*1} において動作不 能でないことを指示により確認す る。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。 | 毎日1回 定検停止時 | 1. 原子炉水位高 (L8) | 1,389cm以下 (圧力容器零レベル より) | (1) 発電指令課長は、原子炉熱出力が 35%相当以上 ^{*1} において動作不 能でないことを指示により確認す る。 (2) 計測課長は、チャンネル校正及び 論理回路機能 <u>を確認する</u> 。 | 毎日1回 定事検停止時 | |
| [略] | | | | [略] | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 | | |
|--|--|--|--|--|----------------------------------|---|--|------|
| 表27の2-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認 | | | 表27の2-2-5 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認 | | | ・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める定例 試験は、LCOを満足 しているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているかど うかを判定する検査で はないため、「検査」を 「確認」に変更） | | |
| 要素 | 項目 | 頻度 | 要素 | 項目 | 頻度 | | | |
| 1. 原子炉圧力 2. 高圧炉心注水系流量 3. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施する。 | 定検停止時 | 1. 原子炉圧力 2. 高圧炉心注水系流量 3. 余熱除去系流量 | 計測課長は、チャンネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | | | |
| 表27の2-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認 | | | 表27の2-2-5 中央制御室非常用循環系計装に係る確認 | | | | | |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 要素 | 設定値 | | 項目 | 頻度 |
| 1. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運 転時のバック グランド） 以下 | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動、高温停 止及び炉心変更時 ^{*2} 並び に原子炉建屋原子炉室内で の照射された燃料に係る作 業時に動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 | 1. 原子炉建屋原子炉室 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運 転時のバック グランド） 以下 | | (1) 発電指令課長は、原子炉の 状態が運転、起動、高温停 止及び炉心変更時 ^{*2} 並び に原子炉建屋原子炉室内で の照射された燃料に係る作 業時に動作不能でないこと を指示により確認する。 | 毎日1回 |
| 2. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運 転時のバック グランド） 以下 | (2) プラント管理課長は、チャ ンネル校正及び論理回路機 能検査を実施する。 | 定検停止時 | 2. 燃料交換エリア 放射能高 ^{*1} | 10×（通常運 転時のバック グランド） 以下 | (2) プラント管理課長は、チャ ンネル校正及び論理回路機 能を確認する。 | 定事検停止時 | |
| [略] | | | [略] | | | | | |
| 表27の2-2-5 事故時計装に係る確認 | | | 表27の2-2-5 事故時計装に係る確認 | | | | | |
| 要素 | 項目 | 頻度 | 要素 | 項目 | 頻度 | | | |
| 1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施 する。 | 毎日1回 定検停止時 | 1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位（広帯域） 3. 原子炉水位（燃料域） 4. ドライウェル圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率 | (1) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転 及び起動において動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測課長は、チャンネル校正を実施 する。 | 毎日1回 定事検停止時 | | | |
| [以下，略] | | | [以下，略] | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とは見なさない。</p> <p>2 主蒸気逃がし安全弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。^{※1}</p> <p>3 発電指令課長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>施設定期検査前</u>に本検査を行うことができる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定検停止時</u>に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、<u>その結果</u>を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とは見なさない。</p> <p>2 主蒸気逃がし安全弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定事検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。^{※1}</p> <p>3 発電指令課長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>定事検停止前</u>に本確認を行うことができる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定事検停止時</u>に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(法令改正を反映)</p> <p>(第2項に定める定例試験は、LCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため、「検査」を「確認」に変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|----|--------|-----|---|-------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|----|----|--------|-----|---|-------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|---|----|----|--------|-----|---|--------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|----|----|--------|-----|---|--------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--|
| <p>(非常用炉心冷却系その1 (3号炉及び4号炉))</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が774kPa[gage] {7.9kg/cm²g}以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注入系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止時に、格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ系、低圧注入系（格納容器冷却系）及び低圧炉心スプレイ系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であること及び表39-2の項目2.を確認する。^{※1}</p> <p>[略]</p> <p>表39-2(1) 非常用炉心冷却系その1に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="160 1031 1270 1430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m³/h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>3. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>表39-2(2) 非常用炉心冷却系その1に係る確認（4号炉）</p> <table border="1" data-bbox="160 1514 1270 1913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m³/h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>3. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. [略] | [略] | 8. [略] | [略] | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. [略] | [略] | 8. [略] | [略] | <p>(非常用炉心冷却系その1 (3号炉及び4号炉))</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が774kPa[gage] {7.9kg/cm²g}以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注入系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止時に、格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ系、低圧注入系（格納容器冷却系）及び低圧炉心スプレイ系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であること及び表39-2の項目2.を確認する。^{※1}</p> <p>[略]</p> <p>表39-2(1) 非常用炉心冷却系その1に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="1377 1031 2516 1430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m³/h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>3. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>表39-2(2) 非常用炉心冷却系その1に係る確認（4号炉）</p> <table border="1" data-bbox="1377 1514 2516 1913"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m³/h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>3. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8. [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. [略] | [略] | 8. [略] | [略] | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. [略] | [略] | 8. [略] | [略] | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が856m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心スプレイ系の流量が352m ³ /h以上で、全揚程が857m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>(非常用炉心冷却系その1 (5号炉))</p> <p>第39条の2 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、高圧炉心注水系及び低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止時に、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動から<u>施設定期検査</u>終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(5) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心注水系、低圧注入系（格納容器スプレイ冷却系）及び原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であること及び表39の2-2の項目2.を確認する。^{※1}</p> <p>(6) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表39の2-2に定める事項（項目2.を除く。）を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39の2-3-1又は表39の2-3-2の措置を講じる。</p> <p>※1：[略]</p> <p>表39の2-1 非常用炉心冷却系その1の運転上の制限 [略]</p> | <p>(非常用炉心冷却系その1 (5号炉))</p> <p>第39条の2 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系^{※1}及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、高圧炉心注水系及び低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止時に、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(4) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期事業者検査</u>終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(5) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心注水系、低圧注入系（格納容器スプレイ冷却系）及び原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であること及び表39の2-2の項目2.を確認する。^{※2}</p> <p>(6) 発電指令課長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表39の2-2に定める事項（項目2.を除く。）を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39の2-3-1又は表39の2-3-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1：原子炉隔離冷却系については、原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</u></p> <p>※2：[略]</p> <p>表39の2-1 非常用炉心冷却系その1の運転上の制限 [略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子炉起動時における原子炉隔離冷却系の試運転については、運転上の制限を適用しない旨を追記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|--------|-----|---|-------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--|--|--|--|--|----|----|--------|-----|---|--------------------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--|---|--|---|--|
| <p>表39の2-2 非常用炉心冷却系その1に係る確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="157 369 1035 407">項目</th> <th data-bbox="1035 369 1270 407">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="157 407 1035 445">1. [略]</td> <td data-bbox="1035 407 1270 445">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 445 1035 594">2. 高圧炉心注水系の流量が182m³/h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1035 445 1270 594">定検停止後の 原子炉起動前 に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 594 1035 632">3. [略]</td> <td data-bbox="1035 594 1270 632">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 632 1035 669">4. [略]</td> <td data-bbox="1035 632 1270 669">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 669 1035 707">5. [略]</td> <td data-bbox="1035 669 1270 707">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 707 1035 745">6. [略]</td> <td data-bbox="1035 707 1270 745">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 745 1035 926">7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1035 745 1270 926">定検停止後の 原子炉起動中^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 926 1035 1115">8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1035 926 1270 1115">定検停止後の 原子炉起動中^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心注水系の流量が182m ³ /h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動前 に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | 8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | <p>表39の2-2 非常用炉心冷却系その1に係る確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 369 2258 407">項目</th> <th data-bbox="2258 369 2493 407">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 407 2258 445">1. [略]</td> <td data-bbox="2258 407 2493 445">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 445 2258 594">2. 高圧炉心注水系の流量が182m³/h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="2258 445 2493 594">定事検停止後の 原子炉起動前 に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 594 2258 632">3. [略]</td> <td data-bbox="2258 594 2493 632">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 632 2258 669">4. [略]</td> <td data-bbox="2258 632 2493 669">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 669 2258 707">5. [略]</td> <td data-bbox="2258 669 2493 707">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 707 2258 745">6. [略]</td> <td data-bbox="2258 707 2493 745">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 745 2258 926">7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="2258 745 2493 926">定事検停止後の 原子炉起動中^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 926 2258 1115">8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="2258 926 2493 1115">定事検停止後の 原子炉起動中^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 1. [略] | [略] | 2. 高圧炉心注水系の流量が182m ³ /h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動前 に1回 | 3. [略] | [略] | 4. [略] | [略] | 5. [略] | [略] | 6. [略] | [略] | 7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | 8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | <p>・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 (法令改正を反映)</p> |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心注水系の流量が182m ³ /h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動前 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 高圧炉心注水系の流量が182m ³ /h以上で、全揚程が876m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動前 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 原子炉隔離冷却系における、RCICポンプ出口弁及びRCIC注入管逆止弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定事検停止後の 原子炉起動中 ^{※2} に1回 その後1ヶ月 に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[以下、略]</p> | <p>[以下、略]</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|--|---|---|---|---|----|----|--|--|---|--|--|
| <p>(原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]{10.6kg/cm²g}以上）において，原子炉隔離冷却系は表41-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長は，<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(2) プラント管理課長は，<u>定検</u>停止後の原子炉起動から<u>施設定期検査</u>終了までの期間において，原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]{10.6kg/cm²g}以上）において，表41-2に定める事項を確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は，原子炉隔離冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表41-3の措置を講じる。</p> <p>※1：[略]</p> <p>表41-1 原子炉隔離冷却系の運転上の制限 [略]</p> <p>表41-2(1) 原子炉隔離冷却系に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="157 1413 1273 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m³/h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動中^{※1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動中^{※1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | <p>(原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]{10.6kg/cm²g}以上）において，原子炉隔離冷却系^{※1}は表41-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電指令課長は，<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離冷却系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※2}</p> <p>(2) プラント管理課長は，<u>定事検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期事業者検査</u>終了までの期間において，原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]{10.6kg/cm²g}以上）において，表41-2に定める事項を確認し，その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は，原子炉隔離冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表41-3の措置を講じる。</p> <p><u>※1：原子炉隔離冷却系については，原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合，運転上の制限は適用しない。</u></p> <p>※2：[略]</p> <p>表41-1 原子炉隔離冷却系の運転上の制限 [略]</p> <p>表41-2(1) 原子炉隔離冷却系に係る確認（3号炉）</p> <table border="1" data-bbox="1383 1413 2499 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m³/h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中^{※1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中^{※1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （原子炉起動時における原子炉隔離冷却系の試運転については，運転上の制限を適用しない旨を追記）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正を反映）</p> |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて60m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{※1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|--|---|---|---|---|----|----|--|--|---|--|--|
| <p>表4-1-2(2) 原子炉隔離冷却系に係る確認（4号炉）</p> <table border="1" data-bbox="157 363 1279 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中^{*1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中^{*1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> <p>（主蒸気隔離弁）</p> <p>第4-2条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表4-2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表4-2-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表4-2-3に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は、主蒸気隔離弁が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-2-4の措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | <p>表4-1-2(2) 原子炉隔離冷却系に係る確認（4号炉）</p> <table border="1" data-bbox="1377 363 2499 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中^{*1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中^{*1}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> <p>（主蒸気隔離弁）</p> <p>第4-2条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表4-2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表4-2-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表4-2-3に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は、主蒸気隔離弁が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-2-4の措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> | 項目 | 頻度 | 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | 定検停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉隔離冷却系ポンプの流量が136m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて63m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉隔離冷却系ヘッドスプレイ管第2隔離弁及びヘッドスプレイ管第1隔離弁（試験可能逆止弁）が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 | <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 ^{*1} に1回 その後1ヶ月に1回 | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は原子炉格納容器が機能喪失とは見なさない。</p> <p>2 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、原子炉格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉格納容器バウンダリとなっている原子炉格納容器隔離弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[略]</p> <p>表43-3 原子炉格納容器隔離弁一覧表</p> <p>1. 3号炉</p> <div data-bbox="160 1167 1291 1304" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>2. 4号炉</p> <div data-bbox="160 1440 1291 1577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>3. 5号炉</p> <div data-bbox="160 1713 1291 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は原子炉格納容器が機能喪失とは見なさない。</p> <p>2 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、原子炉格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉格納容器バウンダリとなっている原子炉格納容器隔離弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[略]</p> <p>表43-3 原子炉格納容器隔離弁一覧表</p> <p>1. 3号炉</p> <div data-bbox="1389 1167 2519 1304" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定事検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>2. 4号炉</p> <div data-bbox="1389 1440 2519 1577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定事検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>3. 5号炉</p> <div data-bbox="1389 1713 2519 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>※1：電気課長が、<u>定事検</u>停止時に模擬信号で作動することを確認する弁</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉建屋原子炉室)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉室を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉建屋原子炉室)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉室を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、原子炉機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び原子炉機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉機器冷却水系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。また、原子炉機器冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{*1}</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉機器冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*2}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、原子炉機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び原子炉機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉機器冷却水系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。また、原子炉機器冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{*1}</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉機器冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*2}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系は、表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ機器冷却水系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。また、高圧炉心スプレイ機器冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{*1}</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ機器冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*2}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系は、表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>3 発電指令課長は、中央制御室非常用循環系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-3の措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系は、表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ機器冷却水系の主要な手動弁と電動弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。また、高圧炉心スプレイ機器冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{*1}</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ機器冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*2}が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系は、表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) プラント管理課長は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電指令課長は、<u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉室内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動すること及び中央制御室非常用循環系ダンバが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p>3 発電指令課長は、中央制御室非常用循環系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-3の措置を講じる。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (サーベイランスの実施方法について、実条件性能確認に必要な項目の追加。)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第62条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定検</u>停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第62条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、<u>定事検</u>停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第71条 各課長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項^{※1}で確認する。</p> <p>2 第3節各条の第2項に定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表71に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 発電指令課長は、第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を行い、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4 各課長は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項に定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、<u>検査頻度</u>（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を行う必要はない。</p> <p>5 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6 第3節各条の第2項に定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第72条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第71条から第74条を除く。以下、第72条及び第73条において同じ。</p> <p>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第71条 各課長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項^{※1}で確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>2 第3節各条の第2項に定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表71に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 発電指令課長は、第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を行い、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4 各課長は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項に定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、<u>頻度</u>（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を行う必要はない。</p> <p>5 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6 第3節各条の第2項に定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第72条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第71条から第74条を除く。以下、第72条及び第73条において同じ。</p> <p>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運転上の制限を満足しているか否かの確認は、実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定。)</p> <p>・記載の適正化 (「検査頻度」→「頻度」)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第73条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3 第1項及び第2項の実施については、第72条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4 各課長は、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>5 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7 各課長は、第1項又は第2項を実施する場合、第72条第3項及び第8項に準拠する。</p> <p>8 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、発電指令課長は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9 発電指令課長は、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電部長に報告し、発電部長は発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> | <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第73条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、<u>あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し</u>、発電用原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3 第1項及び第2項の実施については、第72条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4 各課長は、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>5 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7 各課長は、第1項又は第2項を実施する場合、第72条第3項及び第8項に準拠する。</p> <p>8 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、発電指令課長は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9 発電指令課長は、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電部長に報告し、発電部長は発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(安全措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第78条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋天井クレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 車両への積付けに際しては、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。*1</p> <p>3 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、前項(1)から(3)に加え、次の事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。*1</p> <p>(3) <u>MOX新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(2) <u>容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する*1。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、MOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器をキャスク置場建屋に保管する場合は、MOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器及び使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器の保管期間が合計で年間30基・月を超えないようにする。</p> <p>7 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とはならない。</p> <p>*1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認の確認をもって代えることができる。</p> | <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第78条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋天井クレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認</u>する。</p> <p>(1) 車両への積付けに際しては、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。*1</p> <p>3 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に前項(1)から(3)に加え、次の事項を確認</u>する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。*1</p> <p>(2) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(3) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(4) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(5) <u>容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する*1</u>。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6 原子燃料課長は、<u>新燃料を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(3) <u>未臨界検査</u></p> <p>(4) <u>吊上検査</u></p> <p>(5) <u>重量検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>表面密度検査</u></p> <p>7 原子燃料課長は、MOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器をキャスク置場建屋に保管する場合は、MOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器及び使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器の保管期間が合計で年間30基・月を超えないようにする。</p> <p>8 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>9 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とはならない。</p> <p>*1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認の確認をもって代えることができる。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (新燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (新燃料を収納した輸送容器を発電所外に運搬する場合の遵守事項を規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(燃料の検査)</p> <p>第80条 原子燃料課長は、<u>施設定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</u></p> <p><u>2 プラント管理課長は、施設定期検査を行うために原子炉を停止する場合、原子炉冷却材中のよう素131増加量^{※1}を測定し、その結果を原子燃料課長へ通知するとともに、運転管理課長に通知する。</u></p> <p><u>3 原子燃料課長は、第2項の測定結果等から燃料取替えの措置を講じる場合は、 SHIPPING検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p><u>4 原子燃料課長は、第1項又は第3項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p><u>5 原子燃料課長は、第1項又は第3項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</u></p> <p><u>※1：増加量とは負荷降下開始時から発電機解列後24時間までの期間の増加分とする。ただし、発電機解列後24時間までに大気圧に達しない場合は大気圧到達までとする。</u></p> | <p>(燃料の検査)</p> <p>第80条 原子燃料課長は、<u>定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2 第1項については、第9章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p><u>3 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （定期事業者検査により、燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 原子燃料課長は、運転のために原子炉内の燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2 原子燃料課長は、前項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回施設定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、次の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 停止余裕</p> <p>(2) 最小限界出力比</p> <p>(3) 燃料棒最大線出力密度</p> <p>(4) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>3 燃料を装荷した後に、前項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め前項に定める評価及び確認を行い、発電用原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、前項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> | <p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 原子燃料課長は、運転のために原子炉内の燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p><u>2 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) 前項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、次の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。<u>なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>イ 停止余裕</p> <p>ロ 最小限界出力比</p> <p>ハ 燃料棒最大線出力密度</p> <p>ニ 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>ホ 燃料の出力履歴</p> <p>ヘ 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</p> <p>ト 減速材ボイド係数</p> <p>チ スクラム反応度曲線</p> <p>リ 制御棒の最大反応度値※1</p> <p>ヌ ほう酸水注入時の実効増倍率</p> <p>3 燃料を装荷した後に、前項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め前項に定める評価及び確認を行い、発電用原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、前項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p><u>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料装荷パターンや炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒引き抜き手順作成時に確認を行う。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（取替炉心の安全性評価に係る記載の充実）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第84条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表84に定める貯蔵施設に貯蔵すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において、燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料貯蔵プールにおいて、原子炉の運転中は、当該号炉の原子炉内に装荷している全燃料を貯蔵できる容量を確保すること。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第84条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、<u>照射された燃料を含む。</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表84に定める貯蔵施設に貯蔵すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において、燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料貯蔵プールにおいて、原子炉の運転中は、当該号炉の原子炉内に装荷している全燃料を貯蔵できる容量を確保すること。</p> <p>(6) <u>使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</u></p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の貯蔵に係る記載の充実)</p> |
| <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第85条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料貯蔵プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、使用済燃料貯蔵プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>[略]</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を<u>管理区域外に運搬</u>する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>[次頁に続く]</p> | <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第85条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料貯蔵プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、使用済燃料貯蔵プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>[略]</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下「<u>輸送物</u>」という。）を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>する。<u>ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)は適用とはならない。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>[次頁に続く]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>[前頁からの続き]</p> <p>4 放射線管理課長は、<u>前項の運搬</u>において、<u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>を確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器</u>を移動する場合は、<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>を確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、MOX使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器をキャスク置場建屋には保管しない。</p> <p>7 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器をキャスク置場建屋に保管する場合は、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器及びMOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器の保管期間が合計で年間30基・月を超えないようにする。</u></p> <p>8 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> | <p>[前頁からの続き]</p> <p>4 放射線管理課長は、<u>輸送物を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>を確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に<u>輸送物</u>を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>を確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</u></p> <p>7 プラント運営部長は、<u>第1項から第6項の措置を実施した組織とは別の組織の者を検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>8 前項の検査実施責任者は、<u>輸送物を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。また、使用済燃料を他の号炉に運搬する場合にも同様の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>気密漏えい検査</u></p> <p>(3) <u>圧力測定検査</u></p> <p>(4) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(5) <u>未臨界検査</u></p> <p>(6) <u>温度測定検査</u></p> <p>(7) <u>吊上検査</u></p> <p>(8) <u>重量検査</u></p> <p>(9) <u>収納物検査</u></p> <p>(10) <u>表面密度検査</u></p> <p>9 原子燃料課長は、MOX使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器をキャスク置場建屋には保管しない。</p> <p>10 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器をキャスク置場建屋に保管する場合は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器及びMOX新燃料を収納したMOX新燃料輸送容器の保管期間が合計で年間30基・月を超えないようにする。</u></p> <p>11 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料を収納した輸送容器を発電所外に運搬する場合の遵守事項および検査の独立性の担保について規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>[条を加える]</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> | <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p><u>第85条の2 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9 原子燃料課長は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>10 廃棄物管理課長は、<u>発電所外への運搬にあたっては次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものを収納しないこと。</u></p> <p>11 放射線管理課長は、<u>発電所外への運搬前に、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>12 原子燃料課長は、<u>発電所外への運搬前に、第10項及び第11項の実施状況を確認する。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(放射性固体廃棄物の発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 プラント管理課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 プラント管理課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(放出管理用計測器の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>[条を加える]</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第97条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表97に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>[条を加える]</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長及びプラント管理課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p><u>第90条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第97条 <u>各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p><u>2</u> 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表97に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p><u>第99条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長及びプラント管理課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(ALARAの精神にのっとり、従業員等の被ばくを管理することを規定)</p> <p>(条名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること(ALARA活動)を規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリングの立案、それに基づく測定・評価を行うことを規定)</p> <p>(放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第101条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条、第85条及び第86条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第86条第5項を準用する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第102条 各課長は、核燃料物質等（第78条、第85条及び第86条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> | <p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第101条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条、第85条及び第86条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第86条第5項を準用する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第102条 各課長は、核燃料物質等（第78条、第85条及び第86条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 放射線管理課長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、(6)の確認を省略できる。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示が行われていること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(5) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(6) 容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないこと。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第9章 <u>保守管理</u></p> <p>(<u>保守管理計画</u>)</p> <p>第106条 <u>保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【<u>保守管理計画</u>】</p> <p><u>1. 定義</u></p> <p>本保守管理計画における用語の定義は、「<u>原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)</u>」に従うものとする。</p> <p><u>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) さらに、<u>第106条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>3. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>2. の保守管理目標を達成するため、4. の保全対象範囲の策定から11. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</u></p> <p>また、<u>12. の保守管理の有効性評価の結果及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">第9章 <u>施設管理</u></p> <p>(<u>施設管理計画</u>)</p> <p>第106条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」（以下「<u>技術基準規則</u>」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【<u>施設管理計画</u>】</p> <p><u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) さらに、<u>第106条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため、3. の保全対象範囲の策定から10. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</u></p> <p>また、<u>11. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p><u>4. 保全対象範囲の策定</u></p> <p>組織は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に規定される設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p><u>5. 保全重要度の設定</u></p> <p>組織は、<u>4.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>保全重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため「重要度分類指針」の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> | <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u></p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 「重要度分類指針」において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p><u>4. 施設管理の重要度の設定</u></p> <p>組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる<u>重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「重要度分類指針」の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p><u>6.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために<u>5.</u> の<u>保全重要度</u>を踏まえ，プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として，<u>5.</u> (1) の<u>保全重要度</u>の高い系統のうち，「重要度分類指針」クラス1，クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※1}</p> <p>(2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>1.1.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は，運転実績，「重要度分類指針」の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は，点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第19条から第70条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は，プラント又は系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し，その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については，待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> | <p><u>5.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために<u>4.</u> の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ，<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として，<u>4.</u> (1) の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち，「重要度分類指針」クラス1，クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※1}</p> <p>(2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>1.0.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は，運転実績，「重要度分類指針」の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※1}の目標値は，点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第19条から第70条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は，プラント又は系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し，その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については，待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p><u>7.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>4.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検計画（<u>7. 1</u>参照） b. <u>補修、取替え及び改造計画</u>（<u>7. 2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>7. 3</u>参照） <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.</u> の<u>保全重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>7. 1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> ①時間基準保全 ②状態基準保全 b. 事後保全 <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 時間基準保全 <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 | <p><u>6.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検計画（<u>6. 1</u>参照） b. <u>設計及び工事の計画</u>（<u>6. 2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>6. 3</u>参照） <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u> の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>6. 1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> ①時間基準保全 ②状態基準保全 b. 事後保全 <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 時間基準保全 <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> | <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>7. 2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>検査及び試験の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>検査及び試験の実施時期</u></p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示327号）」に定める機器及び構造物をいう。以下、本条及び第119条において同じ。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、<u>第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。<u>以下、本条及び第119条において同じ。</u></p> | <p>(4) 組織は、<u>点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※2：事業者検査とは、<u>点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査及び第106条の5による定期事業者検査をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p>6. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等の<u>工事</u>を実施する場合は、<u>その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）<u>及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p><u>7.</u> 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>8.</u> 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、<u>7.</u> で定めた保全計画に従って<u>点検・補修等</u>の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p>a. <u>工事計画</u></p> <p>b. <u>設計管理</u></p> <p>c. <u>調達管理</u></p> <p>d. <u>工事管理</u></p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。</p> <p><u>9.</u> <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> | <p><u>6.</u> 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>7.</u> 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、<u>6.</u> で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第106条の2による設計管理及び第106条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p><u>8.</u> <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p><u>10. 点検・補修等の不適合管理，是正処置及び予防処置</u></p> <p>(1) 組織は，以下の a. 及び b. の場合には，不適合管理を行った上で，<u>9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は，(1)の a. 及び b. の場合の不適合管理，是正処置及び予防処置について記録する。</u></p> <p><u>11. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，<u>7. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> | <p><u>9. 不適合管理，是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は，<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し，以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに，以下の a. 及び b. に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は，(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，<u>6. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p><u>1 2. 保守管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>1 1.</u> の保全の有効性評価の結果及び<u>2.</u> の<u>保守管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> | <p><u>1 1. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>1 0.</u> の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u> の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>1 2. 構成管理</u></p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p><u>a. 設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p><u>b. 施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u></p> <p><u>c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----------------|---|---|
| <p>[条を加える]</p> | <p><u>(設計管理)</u></p> <p><u>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u> <u>に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を</u> <u>第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計には、第106条の3に定める作業管理及び第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p> |
| <p>[条を加える]</p> | <p><u>(作業管理)</u></p> <p><u>第106条の3 組織は、第106条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----------------|---|---|
| <p>[条を加える]</p> | <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p><u>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施)</p> <p>第106条の3 所長は、<u>溶接事業者検査及び定期事業者検査</u>（本条において、以下「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>検査管理課長は、検査の計画及び実施に関する手順を定める。</u></p> <p>3 <u>検査の実施部署である各課長は、前項の手順に従い、所管する検査の責任者として、検査に係る実施方法を定めるとともに、実施体制を確立し、検査を実施する。</u></p> | <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第106条の5 所長は、<u>原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査</u>（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者の中で、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>5 <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>6 <u>各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>※1：<u>各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>a. <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>b. <u>試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>c. <u>a., b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>)</p> <p><u>第106条の2</u> 所長は、「重要度分類指針」におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号の結果に基づく<u>10年間に実施すべき長期保守管理方針の策定</u></p> <p><u>3</u> 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合<u>その他第1項(1)又は第2項(1)の評価</u>を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、<u>第1項(1)又は第2項(1)の評価の見直し</u>を行い、その結果に基づき<u>長期保守管理方針</u>を変更する。</p> <p><u>2</u> 原子力部長は、<u>原子炉を運転することができる期間の延長の認可を申請する場合は、前項に定める機器及び構造物^{※1}について、営業運転を開始した日以降40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p>(2) <u>前号の結果に基づく延長する期間（延長する期間が10年を超えない場合は10年間）に実施すべき長期保守管理方針の策定</u></p> <p><u>4</u> <u>長期保守管理方針</u>は、添付-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> | <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)</p> <p><u>第106条の6</u> 所長は、<u>3号炉に関し、「重要度分類指針」におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、<u>或いはその他経年劣化に関する技術的な評価</u>を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、<u>当該評価の見直し</u>を行い、その結果に基づき、<u>策定した長期施設管理方針</u>を変更する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期施設管理方針の策定^{※2}</u></p> <p><u>2</u> 所長は、<u>4号炉及び5号炉に関し、機器及び構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3</u> 原子力部長は、機器及び構造物について、各号炉毎、<u>運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4</u> 原子力部長は、<u>機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)及び(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>5</u> <u>3号炉の長期施設管理方針</u>は、添付-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：<u>30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</u></p> <p>※3：<u>原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</u></p> <p>※4：<u>原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（法令改正に伴い「長期保守管理方針」を「長期施設管理方針」に変更）</p> <p>・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（平成28年11月2日施行）に伴う変更</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子力研修センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針に基づいて作成し、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>[略]</p> <p>表117-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-1（変更前） 参照）</p> <p>表117-2 保安教育実施方針 （別添2-1（変更前） 参照）</p> <p>表117-3 保安教育実施方針（運転員） （別添3-1（変更前） 参照）</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 [略]</p> <p>2 核物質防護課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合、当該業務に従事する請負会社従業員に対し安全上必要な教育が表118-2の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長及び原子力研修センター所長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>[略]</p> <p>表118-2 保安教育実施方針（請負会社） （別添4-1（変更前） 参照）</p> | <p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子力研修センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針に基づいて作成し、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>[略]</p> <p>表117-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後） 参照）</p> <p>表117-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後） 参照）</p> <p>表117-3 保安教育実施方針（運転員） （別添3-2（変更後） 参照）</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 [略]</p> <p>2 核物質防護課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合、当該業務に従事する請負会社従業員に対し安全上必要な教育が表118-2の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長及び原子力研修センター所長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>[略]</p> <p>表118-2 保安教育実施方針（請負会社） （別添4-2（変更後） 参照）</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更、「保守及び点検」を「保全」に変更、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|------|--------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|----|---------------------|--------------------------------------|------|-------------------------------------|--|---------------|--------------------------------------|---|---------------------|---|---|-----------------|-----------------------|------|--------------------|-------|---------------------|------|------|------|------|------|------|---|------------|--|---|-------|---|----------------------|
| <p>(記録)</p> <p>第119条 各部署の長は、表119-1に定める保安に関する記録のうち、<u>1. 及び2.</u>の記録を保存し、<u>3. から62.</u>の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>[略]</p> | <p>(記録)</p> <p>第119条 各部署の長は、表119-1に定める保安に関する記録のうち、<u>1.</u>の記録を保存し、<u>2. から61.</u>の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>[略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(実用炉規則改正の反映)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表119-1 記録(実用炉規則第67条(第10号を除く)に基づく記録)</p> | <p>表119-1 記録(実用炉規則第67条(第10号を除く)に基づく記録)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前検査の結果</u></td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設定期検査の結果</u></td> <td>同上</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</u></td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果</u>(安全上重要な機器等の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u>及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u>の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 1. <u>使用前検査の結果</u> | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査の時までの期間 | 2. <u>施設定期検査の結果</u> | 同上 | 同一事項に関する次の検査の時までの期間 | 3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</u> | 毎日1回 | 巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間 | 4. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果</u> (安全上重要な機器等の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置</u> 及びその担当者の氏名 | 保守管理の実施の都度 | 保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間 | 5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認の結果</u></td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果</u>(安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>保全の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の<u>解体又は廃棄</u>をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果</u>及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 1. <u>使用前確認の結果</u> | 確認の都度 | 同一事項に関する次の確認の時までの期間 | [削る] | [削る] | [削る] | [削る] | [削る] | [削る] | 2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果</u> (安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した原子炉施設の <u>解体又は廃棄</u> をした後5年が経過するまでの期間 | 3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u> の改定までの期間 | <p>・記録項目の番号の繰り上げ</p> |
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前検査の結果</u> | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査の時までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. <u>施設定期検査の結果</u> | 同上 | 同一事項に関する次の検査の時までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</u> | 毎日1回 | 巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果</u> (安全上重要な機器等の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置</u> 及びその担当者の氏名 | 保守管理の実施の都度 | 保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前確認の結果</u> | 確認の都度 | 同一事項に関する次の確認の時までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [削る] | [削る] | [削る] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [削る] | [削る] | [削る] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果</u> (安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (3) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した原子炉施設の <u>解体又は廃棄</u> をした後5年が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果</u> 及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u> の改定までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. <u>熱出力</u></td> <td>原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. <u>炉心の中性子束密度</u></td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. <u>炉心の温度</u></td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 6. <u>熱出力</u> | 原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して | 10年間 | 7. <u>炉心の中性子束密度</u> | 同上 | 10年間 | 8. <u>炉心の温度</u> | 同上 | 10年間 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>4. <u>熱出力</u></td> <td>原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>炉心の中性子束密度</u></td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. <u>炉心の温度</u></td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> | 4. <u>熱出力</u> | 原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して | 10年間 | 5. <u>炉心の中性子束密度</u> | 同上 | 10年間 | 6. <u>炉心の温度</u> | 同上 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. <u>熱出力</u> | 原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. <u>炉心の中性子束密度</u> | 同上 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. <u>炉心の温度</u> | 同上 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. <u>熱出力</u> | 原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. <u>炉心の中性子束密度</u> | 同上 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. <u>炉心の温度</u> | 同上 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 | |
|-----|--|------------------------|------|--|------------------------|---------------|---|
| 項目 | 内容 | 期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | |
| 9. | 冷却材入口温度 | 原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと | 7. | 冷却材入口温度 | 原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと | ・記録項目の番号の繰り上げ | |
| 10. | 冷却材出口温度 | 同上 | 8. | 冷却材出口温度 | 同上 | | |
| 11. | 冷却材圧力 | 同上 | 9. | 冷却材圧力 | 同上 | | |
| 12. | 冷却材流量 | 同上 | 10. | 冷却材流量 | 同上 | | |
| 13. | 制御棒位置 | 同上 | 11. | 制御棒位置 | 同上 | | |
| 14. | 再結合装置内の温度 | 同上 | 12. | 再結合装置内の温度 | 同上 | | |
| 15. | 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 | 毎日1回 | 13. | 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 | 毎日1回 | | |
| 16. | 原子炉内における燃料体の配置 | 配置又は配置替えの都度 | 14. | 原子炉内における燃料体の配置 | 配置又は配置替えの都度 | | |
| 17. | 運転開始前の点検結果 | 開始の都度 | 15. | 運転開始前の点検結果 | 開始の都度 | | |
| 18. | 運転停止後の点検結果 | 停止の都度 | 16. | 運転停止後の点検結果 | 停止の都度 | | |
| 19. | 運転開始日時 | その都度 | 17. | 運転開始日時 | その都度 | | |
| 20. | 臨界到達日時 | 同上 | 18. | 臨界到達日時 | 同上 | | |
| 21. | 運転切替日時 | 同上 | 19. | 運転切替日時 | 同上 | | |
| 22. | 緊急しゃ断日時 | 同上 | 20. | 緊急しゃ断日時 | 同上 | | |
| 23. | 運転停止日時 | 同上 | 21. | 運転停止日時 | 同上 | | |
| 24. | 警報装置から発せられた警報 ^{*2} の内容 | 同上 | 22. | 警報装置から発せられた警報 ^{*2} の内容 | 同上 | | |
| 25. | 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交替の日時及び交替時の引継事項 | 交替の都度 | 23. | 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交替の日時及び交替時の引継事項 | 交替の都度 | | |
| 26. | 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 | 配置又は配置替えの都度 | 24. | 運転上の制限に関する確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置 | その都度 | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則改正の反映) |
| 27. | 使用済燃料の払出し時における放射能の量 | 払出しの都度 | 25. | 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 | 配置又は配置替えの都度 | | |
| 28. | 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 | 挿入前及び取出後 | 26. | 使用済燃料の払出し時における放射能の量 | 払出しの都度 | | |
| 29. | 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 | 毎日運転中1回 | 27. | 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 | 挿入前及び取出後 | | |
| | | | 28. | 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 | 毎日運転中1回 | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|---|--|------|---|--|------|---------------|
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | |
| 30. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | 10年間 | 29. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | 10年間 | ・記録項目の番号の繰り上げ |
| 31. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | 毎週1回 | 10年間 | 30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | 毎週1回 | 10年間 | |
| 32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{*3} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回 | ※4 | 31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{*3} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回 | ※4 | |
| 33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量 | 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 | ※4 | 32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量 | 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 | ※4 | |
| 34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | ※4 | 33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | ※4 | |
| 35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 | そのものが当該業務に就く時 | ※4 | 34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 | そのものが当該業務に就く時 | ※4 | |
| 36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 運搬の都度 | 1年間 | 35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 運搬の都度 | 1年間 | |
| 37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法 | 廃棄の都度 | ※5 | 36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法 | 廃棄の都度 | ※5 | |
| 38. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | 封入又は固型化の都度 | ※5 | 37. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | 封入又は固型化の都度 | ※5 | |
| 39. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名 | 広がり及び除去の都度 | 1年間 | 38. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名 | 広がり及び除去の都度 | 1年間 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|--|-----------------------|-----------------|--|-----------------------|-----------------|---------------|
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{※1} | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{※1} | 保存期間 | |
| 40. 事故の発生及び復旧の日時 | その都度 | ※5 | 39. 事故の発生及び復旧の日時 | その都度 | ※5 | ・記録項目の番号の繰り上げ |
| 41. 事故の状況及び事故に際して採った処置 | 同上 | ※5 | 40. 事故の状況及び事故に際して採った処置 | 同上 | ※5 | |
| 42. 事故の原因 | 同上 | ※5 | 41. 事故の原因 | 同上 | ※5 | |
| 43. 事故後の処置 | 同上 | ※5 | 42. 事故後の処置 | 同上 | ※5 | |
| 44. 風向及び風速 | 連続して | 10年間 | 43. 風向及び風速 | 連続して | 10年間 | |
| 45. 降雨量 | 同上 | 10年間 | 44. 降雨量 | 同上 | 10年間 | |
| 46. 大気温度 | 同上 | 10年間 | 45. 大気温度 | 同上 | 10年間 | |
| 47. 保安教育の実施計画 | 策定の都度 | 3年間 | 46. 保安教育の実施計画 | 策定の都度 | 3年間 | |
| 48. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 | 実施の都度 | 3年間 | 47. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 | 実施の都度 | 3年間 | |
| 49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価 | 評価の都度 | ※5 | 48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価 | 評価の都度 | ※5 | |
| 50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 | 評価の都度 | ※5 | 49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 | 評価の都度 | ※5 | |
| 51. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{※6} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 50. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{※6} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 52. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{※6} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 51. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{※6} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 53. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{※6} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 52. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{※6} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 54. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{※6} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 53. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{※6} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 55. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{※6} | 選択の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 54. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{※6} | 選択の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 56. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{※6} | 評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 55. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{※6} | 評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 57. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 ^{※7} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 56. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 ^{※7} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 58. 放射能濃度の測定結果 ^{※7} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 57. 放射能濃度の測定結果 ^{※7} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|--|-----------------------|-----------------|--|-----------------------|-----------------|---------------|
| 記録項目 | 記録すべき場合※ ¹ | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合※ ¹ | 保存期間 | |
| 59. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果※ ⁷ | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 58. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果※ ⁷ | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | ・記録項目の番号の繰り上げ |
| 60. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁷ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 59. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁷ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 61. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁷ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 60. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁷ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 62. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 61. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：警報装置から発せられた警報とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>※7：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> | | | <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：警報装置から発せられた警報とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>※7：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|---|---|---|--|---|---|------|---|-------------------------------------|---|---|---|
| <p>表119-2 <u>溶接事業者検査</u>の結果の記録（<u>実用炉規則第37条</u>に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 359 1000 415">記録項目</th> <th data-bbox="1000 359 1291 415">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 415 1000 688"> 1. <u>溶接事業者検査</u>の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="1000 415 1291 688"> 当該<u>溶接事業者検査</u>に係る<u>原子炉容器等</u>の存続する期間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 688 1000 919"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="1000 688 1291 919"> 当該<u>溶接事業者検査</u>を行った後<u>最初の法第43条の3の13第6項の通知</u>を受け<u>るまでの期間</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 保存期間 | 1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間 | (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> を行った後 <u>最初の法第43条の3の13第6項の通知</u> を受け <u>るまでの期間</u> | <p>表119-2 <u>使用前事業者検査</u>の結果の記録（<u>実用炉規則第14条の3</u>に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 359 2223 415">記録項目</th> <th data-bbox="2223 359 2513 415">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 415 2223 636"> 1. <u>使用前事業者検査</u>の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="2223 415 2513 636"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 636 2223 919"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2223 636 2513 919"> 当該<u>使用前事業者検査</u>に係る<u>原子炉施設</u>の存続する期間 </td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 保存期間 | 1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | | (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則改正の反映）</p> |
| 記録項目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間 | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> を行った後 <u>最初の法第43条の3の13第6項の通知</u> を受け <u>るまでの期間</u> | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表119-3 定期事業者検査の結果の記録（<u>実用炉規則第57条</u>に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 1016 1000 1073">記録項目</th> <th data-bbox="1000 1016 1291 1073">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 1073 1000 1562"> 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="1000 1073 1291 1562"> その<u>特定発電用原子炉施設</u>が廃棄された後5年が経過するまでの期間 </td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 保存期間 | 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | その <u>特定発電用原子炉施設</u> が廃棄された後5年が経過するまでの期間 | <p>表119-3 定期事業者検査の結果の記録（<u>実用炉規則第57条</u>に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 1016 2223 1073">記録項目</th> <th data-bbox="2223 1016 2513 1073">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 1073 2223 1293"> 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="2223 1073 2513 1293"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1293 2223 1562"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2223 1293 2513 1562"> その<u>原子炉施設</u>が廃棄された後5年が経過するまでの期間 </td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 保存期間 | 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | | (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | その <u>原子炉施設</u> が廃棄された後5年が経過するまでの期間 | | | |
| 記録項目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | その <u>特定発電用原子炉施設</u> が廃棄された後5年が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | その <u>原子炉施設</u> が廃棄された後5年が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|--|---------|-------------------------|--|---------|-------------------------|----|
| 表119-4*1 <u>品質保証計画</u> に関する記録（実用炉規則第67条第10号に基づく記録） | | | 表119-4*1 <u>品質マネジメントシステム計画</u> に関する記録（実用炉規則第67条第10号に基づく記録） | | | |
| 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | |
| 1. <u>品質保証計画</u> に関する以下の文書 | | | 1. <u>品質マネジメントシステム計画</u> に関する以下の文書 | | | |
| 第3条 <u>品質保証計画</u> の「4.2.1 a)～d)」に定める文書（記録を除く。） | 変更の都度 | 変更後5年 が経過する までの期間 | 第3条 <u>品質マネジメントシステム計画</u> の「4.2.1 a)～d)」に定める文書（記録を除く。） | 変更の都度 | 変更後5年 が経過する までの期間 | |
| 2. <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録 | | | 2. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録 | | | |
| (1) <u>マネジメントレビューの結果の記録</u> (2) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録</u> (3) <u>業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u> (4) <u>業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</u> (5) <u>原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</u> (6) <u>設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (7) <u>設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (8) <u>設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (9) <u>設計・開発の変更の記録</u> (10) <u>設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</u> (12) <u>プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</u> (13) <u>業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</u> (15) <u>校正又は検証に用いた基準の記録</u> (16) <u>測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u> (17) <u>校正及び検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査の結果の記録</u> (19) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</u> (20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u> | 作成の都度 | 5年 | (1) <u>マネジメントレビューの結果の記録</u> (2) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u> (3) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。）</u> (4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (5) <u>設計開発に用いる情報に係る記録</u> (6) <u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (7) <u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (8) <u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (9) <u>設計開発の変更に係る記録</u> (10) <u>設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u> | 作成の都度 | 5年 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|------|--------------------------------------|-------|----|-----------------|-----------------|---|--|--|------|---------|------|---|-------|----|--------------------------|----------------------------|---|
| <table border="1"> <tr> <td>(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</td> <td rowspan="3">作成の都度</td> <td rowspan="3">5年</td> </tr> <tr> <td>(22) 是正処置の結果の記録</td> </tr> <tr> <td>(23) 予防処置の結果の記録</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | | | (21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 | 作成の都度 | 5年 | (22) 是正処置の結果の記録 | (23) 予防処置の結果の記録 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</td> <td rowspan="3">作成の都度</td> <td rowspan="3">5年</td> </tr> <tr> <td>(22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録</td> </tr> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | | | 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 | 作成の都度 | 5年 | (22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録 | (23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」の制定に伴う品質保証計画に関する記録項目の変更）</p> |
| (21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 | 作成の都度 | 5年 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (22) 是正処置の結果の記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (23) 予防処置の結果の記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 | 作成の都度 | 5年 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|-------|---|-----------------------|
| | <p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> | <p>・附則第1条に施行期日を規定</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>添付－4 <u>長期保守管理方針</u></p> <p>(1) 3号炉 <u>長期施設管理方針</u>（始期：平成29年8月28日，適用期間：10年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき<u>保守管理</u>の項目はなし。※1</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されていることを前提とした評価による。</p> | <p>添付－4 <u>長期施設管理方針</u></p> <p>(1) 3号炉 <u>長期施設管理方針</u>（始期：平成29年8月28日，適用期間：10年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき<u>施設管理</u>の項目はなし。※1</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されていることを前提とした評価による。</p> | <p>・原子力規制における 検査制度の見直しに伴 う変更 （法令改正に伴い「長 期保守管理方針」を 「長期施設管理方針」 に変更）</p> |

表117-1保安教育実施方針(総括表)

| 保安教育の内容 | | | | 対象者と教育時間 ※4 | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|-------------------------|---|--|-------------------------------------|----------------|------------------|------------------|----------------------------|---|------------------|---|------------------|----------------|--------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 運転員 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員 | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者 | 廃棄物減容処 理装置建屋に 設置された共用 施設の業務に 関わる者 | 燃料取替の業 務に関わる者 | 運転員以外の 技術系所員 | 事務系所員他 | | |
| 発電指令課長, 副長 | 運転員A | 運転員B | 発電指令課長, 副長 | 運転員A | 運転員B | 運転員A | 運転員B | | | | | | | 運転員A | 運転員B |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉等規制法及び法令等 の遵守※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3 | 入所時(原子力発電所 新規配属時) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | |
| | | | 原子炉のしくみ※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | 原子炉施設の構造, 性能 に関すること | 設備概要, 主要系統の機能 に関すること | 原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | 非常の場合に講ずべき処置の概要※3 | | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | |
| 放射線業 務従事者 教育 ※1 | 放射線管理に関すること | 放射線管理に関すること | 法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3 | 管理区域内において, 核燃料物質若しくは 使用済燃料又はこれら によって汚染された物 を取り扱う業務に 就かせる時 | 対象者と教育時間は, 表117-2参照 | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉施設の構造, 性能に関すること | | | | | | | | | 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること※3 | | | |
| | | | 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3 | | | | | | | | | 管理区域への立入り及び退去の手順※3 | | | |
| | | | 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3 | | | | | | | | | 電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※3 | | | |
| | | | 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | | | | | | | | | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状ならびに運搬, 貯蔵, 廃棄の作業の方法・順序※3 | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること | 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 反復教育 ※1 | 原子炉施設の運転に関すること | 運転管理 | 総則, 品質保証, 体制及び評価, 保安教育, 記録及び報告に関すること並びに法令等の遵守※2 | 1回/10年毎以上 | 対象者と実施時期, 教育時間については, 表117-3参照 | | | | | | | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | | |
| | | | 臨界管理に関すること | | | | | | | | | ○ (1時間以上) | | | |
| | | | 運転上の留意事項に関すること, 通則に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 運転上の制限に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 異常時の措置に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉物理・理論に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 巡視点検に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 定例試験操作に関すること | | | | | | | | | | | | |
| | | | 異常時対応(現場機器対応) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 異常時対応(中央制御室内対応) | | | | | | | | | | | | |
| 異常時対応(指揮, 状況判断) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること | 放射線管理 | 放射線管理 | 放射線測定器の取扱い※3 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | |
| | | | 管理区域への出入り管理等, 区域管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) |
| | | | 線量限度等, 被ばく管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | | |
| 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 請負会社等の放射線防護に関すること※3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染された 物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 燃料管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | |
| | | | 燃料管理における臨界管理 | | | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | | 緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関すること※3 (アクシデントマネジメント対応を含む) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については, 該当する教育について省略することができる。
 ※2:法令等の遵守とは, 関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3:保安教育の内容は, 第2編第73条表73-1の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表73-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※4:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。
 ※5:アクシデントマネジメント対応については, 支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表117-1保安教育実施方針(総括表)

| 保安教育の内容 | | | | 対象者と教育時間 ※4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|-------------------------|---|--|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|---|------------------|-----------------|---|----------------|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 運転員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員 | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者 | 廃棄物減容処 理装置建屋に 設置された共用 施設の業務に 関わる者 | 燃料取替の業 務に関わる者 | 運転員以外の 技術系所員 | 事務系所員他 | | | | | | | | | | | | |
| 発電指令課長, 副長 | 運転員A | 運転員B | 発電指令課長, 副長 | 運転員A | 運転員B | 運転員A | 運転員B | | | | | | | 運転員A | 運転員B | | | | | | | | | | |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉等規制法及び法令等 の遵守※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3 | 入所時(原子力発電所 新規配属時) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉のしくみ※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | × | | | | | | | | | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | | | | | |
| 放射線業 務従事者 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 放射線管理に関すること | 法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※3 | 管理区域内において, 核燃料物質若しくは 使用済燃料又はこれら によって汚染された物 を取り扱う業務に 就かせる時 | 対象者と教育時間は, 表117-2参照 | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉施設の構造, 性能に関すること | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法※3 管理区域への立入り及び退去の手順※3 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※3 電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※3 | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| その他 反復教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定及び法 令等の遵守※2 | 総則, 品質保証, 体制及び評価, 保安教育, 記録及び報告に関すること並び に法令等の遵守※2 | 1回/10年毎以上 | 対象者と実施時期, 教育時間については, 表117-3参照 | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 運転管理 | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 原子炉施設の運転に関すること | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 運転訓練 | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 施設管理 | | | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 放射線管理に関すること | | | | | | | | | 放射線管理 | 放射線測定器の取扱い※3 管理区域への出入り管理等, 区域管理に関すること※3 線量限度等, 被ばく管理に関すること※3 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3 請負会社等の放射線防護に関すること※3 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | | | | | | | | | | | | 核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染された 物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 燃料管理 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については, 該当する教育について省略することができる。
 ※2:法令等の遵守とは, 関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3:保安教育の内容は, 第2編第73条表73-1の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表73-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※4:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。
 ※5:アクシデントマネジメント対応については, 支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表117-2 保安教育実施方針

| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | 電離則の分類 | |
|--|--|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|---|------------------|-----------------|----------------|-------------------------------------|
| | | 運転員 | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者 | 廃棄物減容処理装 置建屋に設置され た共用施設の業務 に関わる者 | 燃料取替の業務 に関わる者 | 運転員以外の 技術系所員 | | 事務系所員他 |
| | | 3号炉、4号炉及び5号炉の運転員 | | | | | | | | | |
| | | 発電指令課長、 副長 | 運転員A | 運転員B | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること※2 | | | | | | | | | | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | | | | | | | | | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | | | | | | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-2の保安教育を実施したとみなすことができる。

※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
○:業務に関連する者が教育の対象
():合計の教育時間

表117-2 保安教育実施方針

| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | | 電離則の分類 |
|--|--|-------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------------|
| | | 運転員 | | | | | | 運転員以外の技術系所員 | 事務系所員他 | | |
| | | 3号炉, 4号炉及び5号炉の運転員 | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 | 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者 | | | 燃料取替の業務に関わる者 | |
| | | 発電指令課長, 副長 | 運転員A | 運転員B | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること※2 | | | | | | | | | | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ◎ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※2 | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1 | 法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | | | | | | | | | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2 | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ◎ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | ⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | | | | | | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:保安教育の内容は, 第2編第73条表73-2の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表73-2の保安教育を実施したとみなすことができる。

※3:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
○:業務に関連する者が教育の対象
():合計の教育時間

表117-3 保安教育実施方針(運転員)

| 保安教育の内容 | | | 対象者 ※3 | | | | | | | 実施頻度及び時間 | | |
|----------------------------------|--------------------------|--|---------------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--------------|---|
| 中分類 | 小分類(項目) | 細目 | 運転員 | | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 | 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者 | | 燃料取替の業務に関わる者 | |
| | | | 3号炉、4号炉及び5号炉の運転員 | | | 副長 | | | | | | 運転員A |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1 | 総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1 | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録※2 | ◎ | × | × | ◎ | × | × | × | × | | |
| 原子炉施設の運転に関すること | 運転管理 | 運転管理Ⅰ | 運転上の通則についての概要 | | | | | | | | | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) |
| | | | 運転上の留意事項の概要 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | | |
| | | | 運転上の制限の概要 | | | | | | | | | |
| | | | 異常時の措置の概要 | | | | | | | | | |
| | | 原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論 | 炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理) | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | × | | |
| | | | 巡視点検・定期的試験Ⅰ | 巡視点検の範囲と確認項目 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | |
| | | | 定期的実施する試験の内容と頻度 | | | | | | | | | |
| | | 異常時対応(現場機器対応) | 原子炉の起動停止の概要 | | | | × | × | × | | | |
| | | | 各設備の運転操作の概要(現場操作) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | | |
| | | | 警報発生時の対応(現場操作) | | | | | | | | | |
| | | | 異常時操作の対応(現場操作) | | | | | × | | | | |
| | | 運転管理Ⅱ | 運転上の通則の適用と根拠 | | | | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | | | | | |
| | 運転上の留意事項の基準値と管理方法 | | ◎ | ◎ | × | | × | × | × | | | |
| | 運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置 | | | | | × | | | | | | |
| | 異常時の措置を実施する際の運転操作手順 | | | | | | | | | | | |
| | 巡視点検・定期的試験Ⅱ | 巡視点検時の確認項目の根拠 | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | × | × | | | |
| | | 定期的実施する試験の操作と基準値 | | | | | | | | | | |
| | 異常時対応(中央制御室内対応) | 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 | | | | × | | | | | | |
| | | 各設備の運転操作と監視項目 | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | × | × | | | |
| | | 警報発生時の対応操作(中央制御室) | | | | | | | | | | |
| 異常時操作の対応(中央制御室) | | | | | | | | | | | | |
| 運転管理Ⅲ | 運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の措置 | ◎ | × | × | × | × | × | × | | | | |
| | 制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用 | | | | | | | | | | | |
| | 異常時の措置を実施する際の運転操作手順の根拠 | | | | | | | | | | | |
| 異常時対応(指揮、状況判断) | 異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) | ◎ | × | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | × | × | | | | |
| | 警報発生時の監視項目 | | | | | | | | | | | |
| 運転訓練 | シミュレータ訓練Ⅰ | 運転操作の連携訓練 | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | × | 3年間で15時間以上 | | |
| | シミュレータ訓練Ⅱ | 起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 | × | ◎ | × | × | × | × | × | 3年間で9時間以上 | | |
| | シミュレータ訓練Ⅲ | 起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 | ◎ | × | × | × | × | × | × | 3年間で9時間以上 | | |
| 保守管理 | 保守管理計画に関することⅠ | 施設定期検査時の検査項目概要 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | × | × | <発電指令課長、副長、運転員A、運転員B、廃棄物管理課副長> 3年間で30時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | 保守管理計画に関することⅡ | 施設定期検査時の検査項目の根拠 | ◎ | × | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | × | × | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するもののみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するもののみ) | × | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | 燃料管理 | 燃料の臨界管理に関すること | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | ◎ | <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | | 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | ◎ | | | |

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、
 上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

表117-3 保安教育実施方針(運転員)

| 保安教育の内容 | | | 対象者 ※3 | | | | | | | 実施頻度及び時間 | | |
|---------------------------------|-------------------------|--|---------------------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|--|---|
| 中分類 | 小分類(項目) | 細目 | 運転員 | | | | | | | | | |
| | | | 3号炉、4号炉及び5号炉の運転員 | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 | 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者 | 燃料取替の業務に関わる者 | | | |
| 具体的教育内容 | | | 発電指令課長、副長 | 運転員A | 運転員B | | | | | | | |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1 | 総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | <発電指令課長、副長、運転員A、運転員B、廃棄物管理課副長> 3年間で30時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) | |
| | | 保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録※2 | ◎ | × | × | ◎ | × | × | × | × | | |
| 原子炉施設の運転に関すること | 運転管理 | 運転管理Ⅰ | 運転上の通則についての概要 | | | | | | | | | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(下記※5と同枠内) |
| | | | 運転上の留意事項の概要 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | | |
| | | | 運転上の制限の概要 | | | | | | | | | |
| | | | 異常時の措置の概要 | | | | | | | | | |
| | | 原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論 | 炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理) | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | × | | |
| | | | 巡視点検・定期的試験Ⅰ | 巡視点検の範囲と確認項目 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | |
| | | 定期的実施する試験の内容と頻度 | | | | | | | | | | |
| | | 異常時対応(現場機器対応) | 原子炉の起動停止の概要 | | | | × | × | × | | | |
| | | | 各設備の運転操作の概要(現場操作) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | | |
| | | | 警報発生時の対応(現場操作) | | | | | | | | | |
| | | | 異常時操作の対応(現場操作) | | | | | × | | | | |
| | | 運転管理Ⅱ | 運転上の通則の適用と根拠 | | | | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | | | | | |
| | 運転上の留意事項の基準値と管理方法 | | ◎ | ◎ | × | | × | × | × | | | |
| | 運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置 | | | | | × | | | | | | |
| | 異常時の措置を実施する際の運転操作手順 | | | | | | | | | | | |
| | 巡視点検・定期的試験Ⅱ | 巡視点検時の確認項目の根拠 | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | × | × | | | |
| | | 定期的実施する試験の操作と基準値 | | | | | | | | | | |
| | 異常時対応(中央制御室内対応) | 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 | | | | × | | | | | | |
| | | 各設備の運転操作と監視項目 | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | × | × | | | |
| | | 警報発生時の対応操作(中央制御室) | | | | | | | | | | |
| 異常時操作の対応(中央制御室) | | | | | | | | | | | | |
| 運転管理Ⅲ | 運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の措置 | ◎ | × | × | × | × | × | × | | | | |
| | 制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用 | | | | | | | | | | | |
| | 異常時の措置を実施する際の運転操作手順の根拠 | | | | | | | | | | | |
| 異常時対応(指揮、状況判断) | 異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) | ◎ | × | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | × | × | | | | |
| | 警報発生時の監視項目 | | | | | | | | | | | |
| 運転訓練 | シミュレータ訓練Ⅰ | 運転操作の連携訓練 | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | × | 3年間で15時間以上 | | |
| | シミュレータ訓練Ⅱ | 起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 | × | ◎ | × | × | × | × | × | 3年間で9時間以上 | | |
| | シミュレータ訓練Ⅲ | 起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 | ◎ | × | × | × | × | × | × | 3年間で9時間以上 | | |
| 施設管理 | 施設管理計画に関することⅠ | 定期事業者検査時の検査項目概要 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | × | × | <発電指令課長、副長、運転員A、運転員B、廃棄物管理課副長> 3年間で30時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | 施設管理計画に関することⅡ | 定期事業者検査時の検査項目の根拠 | ◎ | × | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | × | × | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設に関するこのみ) | × | <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | 燃料管理 | 燃料の臨界管理に関すること | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | ◎ | <燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5(上記※5と同枠内) | | |
| | | 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること | ◎ | ◎ | ◎ | × | × | × | ◎ | | | |

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することを行う。
 ※2:保安教育の内容は、第2編第73条表73-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表73-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、
 上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

保安教育実施方針(請負会社)

表118-1 保安教育実施方針(請負会社)発電所入所時に安全に必要な教育

| 保安教育の内容 | | | | 対象者 ※3 | | |
|---------------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------|----------|------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 |
| 入所時に実施する教育 ※1 | 原子炉施設の構造、性能に関すること | | 作業上の留意事項※2 | 入所時 | ◎ | ○ |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※2 | | ◎ | ◎ |
| | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること | | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること※2 | | ◎ | ○ |

表118-2 保安教育実施方針(請負会社)放射線業務従事者に対する教育

| 保安教育の内容 | | | 対象者と教育時間 ※3 | | 電離則の分類 |
|---------------------------------------|--|--|----------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | 管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時 | ◎ (0.5時間以上) | × | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | | ◎ (0.5時間以上) | × | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | | ◎ (1.0時間以上) | × | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | ◎ (2時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | |

※1: 各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2: 保安教育の内容は、第2編第74条表74-1、2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表74-1、2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者
 ○: 業務に関連する者が教育の対象
 ×: 教育の対象外
 (): 合計の教育時間

保安教育実施方針(請負会社)

表118-1 保安教育実施方針(請負会社)発電所入所時に安全上必要な教育

| 保安教育の内容 | | | | 対象者 ※3 | | |
|---------------|-----------------------|-------------|----------------------|--------|----------|------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 |
| 入所時に実施する教育 ※1 | 原子炉施設の構造, 性能に関する事 | | 作業上の留意事項※2 | 入所時 | ◎ | ○ |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※2 | | ◎ | ◎ |
| | 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 | | 関係法令及び保安規定の遵守に関する事※2 | | ◎ | ○ |

表118-2 保安教育実施方針(請負会社)放射線業務従事者に対する教育

| 保安教育の内容 | | | 対象者と教育時間 ※3 | | 電離則の分類 |
|--------------------------------------|--|--|----------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | 管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時 | ◎ (0.5時間以上) | × | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域に関する事※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| ・原子炉施設の構造, 性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官及び全身に与える影響※2 | | | | |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ※1 | 法令, 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | | ◎ (1.0時間以上) | × | 関係法令 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | ◎ (2時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2 | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | |
| ・原子炉施設の構造, 性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | ⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | |

※1: 各課長又は原子力研修センター所長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については, 該当する教育について省略することができる。
 ※2: 保安教育の内容は, 第2編第74条表74-1, 2の保安教育と同じであり, 本表の保安教育の実施により, 表74-1, 2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者
 ○: 業務に関連する者が教育の対象
 ×: 教育の対象外
 (): 合計の教育時間

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第 2 編)

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---------------|---|
| <p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を</u> <u>確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>2 社長は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4</u> <u>条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にす</u> <u>る。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要</u> <u>な指示を行う。</u></p> <p><u>3 原子力本部長は、原子力部門（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織を</u> <u>いう。以下、同じ。）及び原子力関係部門（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以</u> <u>下の組織をいう。以下、同じ。）における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、</u> <u>“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門における安</u> <u>全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画</u> <u>を年度毎に策定させ、これを確認する。</u></p> <p><u>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計</u> <u>画に反映させ、これを確認する。</u></p> <p><u>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門における原子力安全の確保を最優先とする安全</u> <u>文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成</u> <u>する活動計画を年度毎に策定する。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</u></p> <p><u>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成</u> <u>する活動を継続的に改善する。</u></p> <p><u>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、</u> <u>“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成</u> <u>する活動計画を年度毎に策定する。</u></p> <p><u>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</u></p> <p><u>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</u></p> <p><u>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成</u> <u>する活動を継続的に改善する。</u></p> <p><u>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成</u> <u>する活動を実施する。</u></p> | <p>[条を削る]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第3条(品質マネジメントシステム計画)に統合)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営審査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営審査室長は、経営審査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p> | <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織（<u>第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。</u>）全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営審査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、原子力部門（<u>第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。</u>）及び原子力関係部門（<u>第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織をいう。以下、同じ。</u>）におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部門及び原子力関係部門におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営審査室長は、経営審査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p> | <p>・第2条の2（安全文化の醸成）の第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴う条番号の繰り上げ</p> <p>・第2条の2（安全文化の醸成）を第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴う変更（現行第2条の2で規定している用語の定義を本条で規定）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 <u>品質保証</u></p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成する活動を含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、次によるもの以外は、JEAC4111に従う。</p> <p>また、次に定める用語は、本品質保証計画及び第3章以降の全ての章において適用する。</p> <p>(1) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u></p> <p>原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「ニューシア」という。）。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）並びに浜岡原子力発電所設置変更許可申請書本文第11号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次によるもの以外は、品管規則に従う。</p> <p>また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画及び第3章以降の全ての章において適用する。</p> <p>(1) <u>原子炉施設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u></p> <p>原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」（品管規則）の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(2) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、<u>本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、“原子力施設の重要度分類手引”を定め、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、「重要度分類指針」を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p>b) <u>プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>e) <u>原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> | <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 <u>品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、<u>本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>(2) 組織は、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</u>」（以下「<u>重要度分類指針</u>」という。）を参考として<u>設備の品質重要度分類等を“原子力施設の重要度分類手引”に定め、グレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この運用において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) 組織は、<u>原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、“文書管理指針”に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を</u>，“品質保証計画書”並びに表3-1及び表3-2に示す二次文書に定める。プロセスには廃止措置に関するものを含む。</p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係は</u>，“図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係”に示す。</p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> | <p>(4) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を</u>，“品質保証計画書”並びに表3-1及び表3-2に示す二次文書に明確に定める。プロセスには廃止措置に関するものを含む。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係（<u>組織内のプロセス間の相互関係を含む。</u>）を，“図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係”に<u>明確に示す。</u></p> <p>c) プロセスの運用及び管理の<u>実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判断基準を明確にする。</u></p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる<u>体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) プロセスについて、<u>意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、“原子力品質保証規程”、“品質保証計画書”及び“原子力内部監査指針”に従って運営管理する。</p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</u></p> | <p>(5) <u>組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) 組織は、これらのプロセスを、“原子力品質保証規程”、“品質保証計画書”及び“原子力内部監査指針”に従って運営管理する。</p> <p>(7) 組織は、<u>機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(8) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書には、以下の事項を含める。</u></p> <p>また、文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお、記録は適正※1に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) 品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本品質保証計画</u> ・ “原子力品質保証規程” ・ “品質保証計画書” <p>d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-2に示す指針 ・ 品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 ・ 指針・手引及び個別文書で規定する記録 <p>c) <u>JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-1に示す指針 ・ <u>JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録</u> <p>なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p><u>※1：適正とは、不正な行為が行われていないことをいう。以下、本条及び第75条において同じ。</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、<u>次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画</u>，“原子力品質保証規程”及び“品質保証計画書”を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの<u>適用範囲</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された“<u>指針・手引</u>”又はそれらを参照できる情報</p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u>（図3-1参照）</p> | <p>4.2 <u>品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p>また、文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本品質マネジメントシステム計画</u> ・ “原子力品質保証規程” ・ “品質保証計画書” <p>c) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-2に示す指針 ・ 品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 ・ 指針・手引及び個別文書で規定する記録 <p>d) <u>品管規則が要求する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-1に示す指針 ・ <u>品管規則の要求事項に基づき作成する記録</u> <p>なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、<u>本品質マネジメントシステム計画に基づき品質マニュアルとして</u>，“原子力品質保証規程”及び“品質保証計画書”を作成し、維持する。</p> <p>(2) 組織は、<u>品質マニュアルに、次に掲げる事項を含める。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの<u>運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>d) 品質マネジメントシステムのために作成した<u>手順書等の参照情報</u></p> <p>e) プロセスの相互関係（図3-1参照）</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、表3-1の4.2.3に関連する二次文書により、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(1) <u>次の活動に必要な管理を表3-1の4.2.3に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を表3-1の4.2.4に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</u></p> | <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、表3-1の4.2.3に関連する二次文書により、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。</u></p> <p>a) <u>組織として承認されていない文書の使用、又は適切でない変更の防止</u></p> <p>b) <u>文書の組織外への流失等の防止</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3に関連する二次文書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</u></p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</u></p> <p>g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</u></p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の記録の識別、保管、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた表3-1の4.2.4に関連する二次文書を作成する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>5. <u>経営者の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者のコミットメント</u></p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>5.2 <u>原子力安全の重視</u></p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子力施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 <u>品質方針</u></p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) <u>組織の目的に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p>f) <u>組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> | <p>5. <u>経営責任者等の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a) <u>品質方針を定める。</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</u></p> <p>d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の確保の重視</u></p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 <u>品質方針</u></p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</u></p> <p>c) <u>品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</u></p> <p>d) <u>要員に周知され、理解されている。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内の<u>しかるべき部門及び階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) a)参照)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度<u>が判定可能で、品質方針との整合がとれたものとする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。</u></p> | <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内の部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。<u>これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u></p> <p>b) <u>必要な資源</u></p> <p>c) <u>責任者</u></p> <p>d) <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) 社長は、<u>品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) 社長は、<u>品質マネジメントシステムの変更（プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む（7.1(3)a)において同じ。）。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割り当て</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、会社規程である“組織管理規程”を踏まえ、第5条（保安に関する職務）及び第9条（廃止措置主任者の職務等）に定められている保安活動を実施するための責任及び権限が、“原子力品質保証規程”、“品質保証計画書”及び“原子力内部監査指針”により組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 管理責任者は、品質保証活動の統括及び指導に関して社長を補佐できる者とする。</p> <p>(2) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として定める。</p> <p>(3) 社長は、経営考査室長を内部監査に係る管理責任者として定める。</p> <p>(4) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> | <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、会社規程である“組織管理規程”を踏まえ、第5条及び第9条に定められている組織及び要員の責任（組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに組織相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(2) 社長は、経営考査室長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p> <p>(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> | <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u></p> <p>社長は、<u>プロセスを管理監督するプロセス責任者に対し、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する</u>（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u></p> <p>社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</u>原子力本部長は、原子力部長に組織内のコミュニケーションを図るために必要な会議体等及びその目的、構成、付議事項を“内部コミュニケーション手引”に定めさせ、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関する情報交換を行う。</p> <p>また、経営考査室長は、“原子力内部監査指針”を定め、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関する情報交換を行う。</p> | <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) 社長は、<u>次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p>a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b) 要員の<u>個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行う</u>（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) 管理者は、<u>管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.5.4 <u>組織の内部の情報の伝達</u></p> <p>社長は、<u>組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p>原子力本部長は、原子力部長に組織内のコミュニケーションを図るために必要な会議体等及びその目的、構成、付議事項を“内部コミュニケーション手引”に定めさせ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換を行う。</p> <p>また、経営考査室長は、“原子力内部監査指針”を定め、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換を行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、表3-2の5.6に関連する二次文書に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>c) <u>プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u></p> <p>e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>i) <u>改善のための提案</u></p> | <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、表3-2の5.6に関連する二次文書に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a) <u>内部監査の結果</u></p> <p>b) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用状況</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</u></p> <p>e) <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>g) 関係法令の遵守状況</p> <p>h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k) <u>組織内の部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l) <u>資源の妥当性</u></p> <p>m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2(1)dにおいて同じ。））の実効性</u></p> | <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含む。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u> c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u> 6.1 <u>資源の提供</u> 組織は、<u>原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p>6.3 <u>原子力施設及びインフラストラクチャー</u> 組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー（原子力施設を除く。）を明確にし、維持する。</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u> 組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u> 6.2.1 <u>一般</u> <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有するものとする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u> <u>組織は、次の事項を表3-2の6.2.2に関連する二次文書に従って実施する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u> c) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u> d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> | <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p>(1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. <u>資源の管理</u> 6.1 <u>資源の確保</u> 組織は、<u>原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</u></p> <p>a) <u>要員</u> b) <u>個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系</u> c) <u>作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u> d) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p>(1) <u>組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を表3-2の6.2に関連する二次文書に従って行う。</u></p> <p>a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</u> b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</u> c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</u> d) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</u></p> <p>① <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> ② <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> ③ <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>(3) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、表3-2の7.1に関連する二次文書に基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。</u></p> <p>(2) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) <u>この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。</u></p> <p>7.2 <u>業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・原子力施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p>組織は、次の事項を業務の計画（7.1参照）において明確にする。</p> <p>a) <u>業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u></p> | <p>7. <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) 組織は、表3-2の7.1に関連する二次文書に基づき、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。</u>とともに、<u>そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>b) <u>関係法令</u></p> <p>c) <u>a)及びb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>7.2.2 <u>業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子力施設に対する要求事項を、表3-2の7.2に関連する二次文書に従いレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u></p> <p>(5) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>組織は、<u>原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u></p> | <p>7.2.2 <u>個別業務等要求事項の審査</u></p> <p>(1) 組織は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、<u>次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>a) <u>当該個別業務等要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解決されている。</u></p> <p>c) 組織が、<u>あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</u></p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、<u>個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>組織は、<u>組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>7.3 設計・開発 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.3に関連する二次文書により、設計・開発を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、<u>原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の計画において、<u>組織は次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) 設計・開発の段階 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、<u>策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>b) <u>適用される法令・規制要求事項</u> d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u> b) 調達、業務（原子力施設の使用を含む。）の実施に対して適切な情報を提供する。 c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか又はそれを参照している。</u> d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。</u></p> | <p>7.3 設計開発 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.3に関連する二次文書により、設計開発を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、<u>設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</u></p> <p><u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> c) <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u> d) <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、<u>個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u> c) <u>関係法令</u> d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、<u>設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</u> b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。 c) <u>合否判定基準を含むものである。</u> d) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、<u>次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。</u></p> <p><u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>結果として得られる原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、当該原子力施設の使用前に妥当性確認を完了させる。</u></p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素及び関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>設計・開発の変更のレビュー結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> | <p>7.3.4 設計開発のレビュー</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p>a) <u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</u></p> <p>b) <u>設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</u></p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、その変更を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(2)の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>7.4 調達 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.4に関連する二次文書により、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する<u>管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) 評価の結果の記録、<u>及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u> b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u> e) <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> | <p>7.4 調達 組織は、以下の事項を定めた表3-2の7.4に関連する二次文書により、調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び<u>当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p>a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u> b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u> e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u> f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) 組織が、<u>供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、<u>業務の計画（7.1 参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>(1) <u>原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p> <p>(3) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>(4) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>(5) <u>監視及び測定が実施されている。</u></p> <p>(6) <u>業務のリリースが実施されている。</u></p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>使用する設備の承認及び要員の適格性確認</u></p> <p>c) <u>所定の方法及び手順の適用</u></p> <p>d) <u>記録に関する要求事項(4.2.4 参照)</u></p> <p>e) <u>妥当性の再確認</u></p> | <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、<u>個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる。</u></p> <p>a) <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p>b) <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>(2) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u></p> <p>(3) <u>当該個別業務に見合う設備を使用している。</u></p> <p>(4) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用している。</u></p> <p>(5) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施している。</u></p> <p>(6) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u></p> <p>7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子力施設を識別する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子力施設の状態を識別する。</u></p> <p>(3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、<u>組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、<u>調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> | <p>7.5.3 識別<u>管理</u>及びトレーサビリティの<u>確保</u></p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p>7.5.4 組織の<u>外部の者の物品</u></p> <p>組織は、<u>組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.5.5 調達物品の<u>管理</u></p> <p>組織は、<u>調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする(7.2.1参照)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、表3-2の7.6に関連する二次文書により、測定機器に関し、次の事項を満たす。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>b) <u>測定機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取り扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。組織は、校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> | <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <u>組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、表3-2の7.6に関連する二次文書により、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている。</u></p> <p>b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されている。</u></p> <p>c) <u>所要の調整がなされている。</u></p> <p>d) <u>監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</u></p> <p>e) <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</u></p> <p>(4) <u>組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) <u>組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(7) <u>組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <u>組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を表3-2の8.2.1に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステム<u>の次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で“原子力内部監査指針”に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を“原子力内部監査指針”に規定する。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u></p> | <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を表3-2の8.2.1に関連する二次文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステム<u>について、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、“原子力内部監査指針”に基づき、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を“原子力内部監査指針”に定める。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、表3-2の8.2.3に関連する二次文書により、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、適宜、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8.2.4に関連する二次文書により、原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> | <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、表3-2の8.2.3に関連する二次文書により、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a) 監視測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、表3-2の8.2.4に関連する二次文書により、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) 不適合の処理に関する<u>管理及びそれに関連する責任及び権限を表3-1の8.3に関連する二次文書に規定する。</u></p> <p>(3) <u>該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、“不適合等管理指針”<u>(整理番号07)</u>に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8.4に関連する二次文書において、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、<u>次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>d) <u>供給者の能力(7.4参照)</u></p> | <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を表3-1の8.3に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、“不適合等管理指針”に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-2の8.4に関連する二次文書において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u></p> <p>d) <u>調達物品等の供給者の能力</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、<u>是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、<u>再発防止のため、表3-1の8.5.2に関連する二次文書に従い、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を表3-1の8.5.2に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u></p> | <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>a) <u>不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮、を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b. <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c. <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d. <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</u></p> <p>e. <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f. <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>g. <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2に関連する二次文書に定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> |

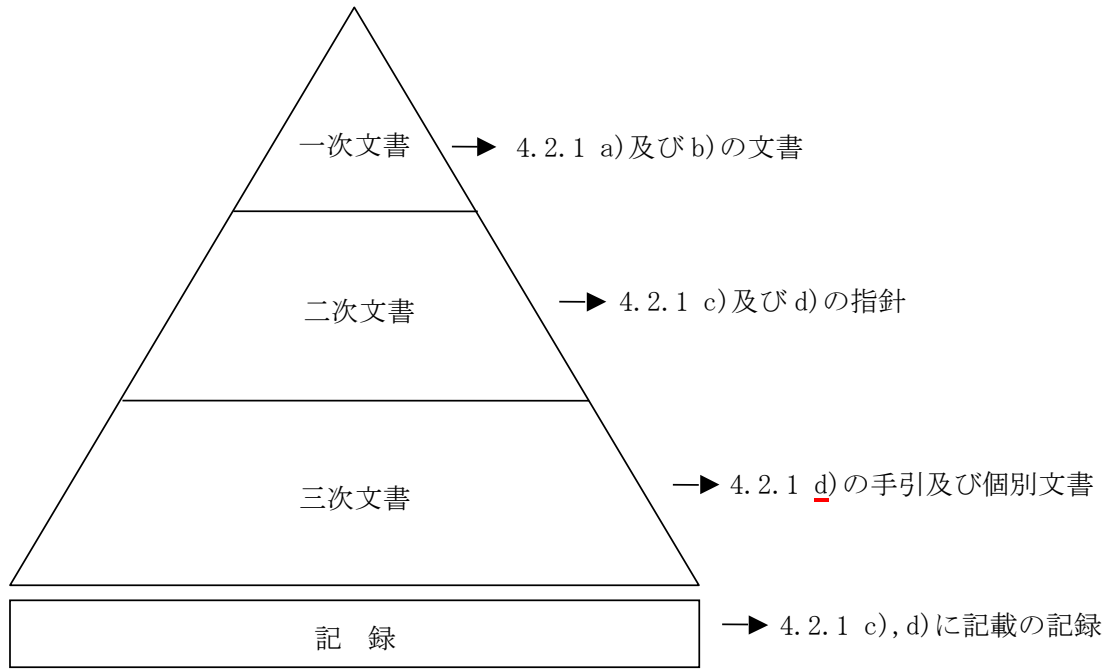
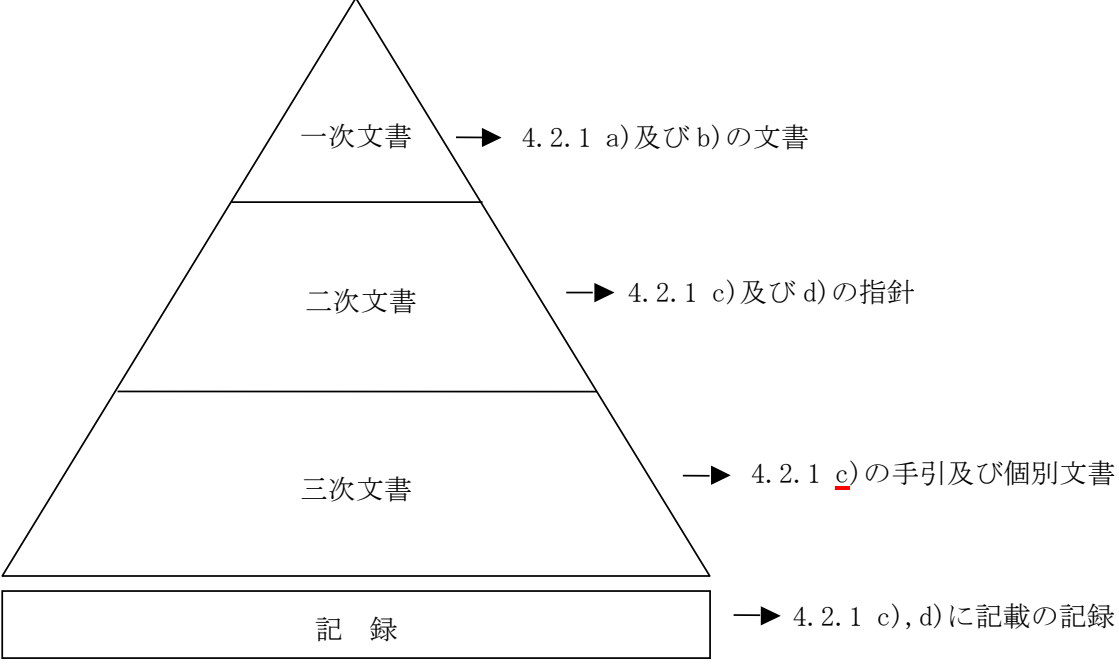
浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>8.5.3 <u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するため、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報、東海発電所及び新型転換炉原型炉施設の廃止措置に係る技術情報並びにニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、表3-1の8.5.3に関連する二次文書に基づき、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を表3-1の8.5.3に関連する二次文書に定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u> d) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u> | <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u> b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u> c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u> d) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u> e) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、<u>表3-1の8.5.3に関連する二次文書に定める。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| <p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> | <p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|--|---|
|  <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b) の文書</p> <p>二次文書 → 4.2.1 c) 及び d) の指針</p> <p>三次文書 → 4.2.1 d) の手引及び個別文書</p> <p>記 録 → 4.2.1 c), d) に記載の記録</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> |  <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b) の文書</p> <p>二次文書 → 4.2.1 c) 及び d) の指針</p> <p>三次文書 → 4.2.1 c) の手引及び個別文書</p> <p>記 録 → 4.2.1 c), d) に記載の記録</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | | | | | 変 更 後 | | | | | 備 考 | |
|---|------|------|--------------|-------------|---|----------|------|------|-------------|---|--------|
| 表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係 | | | | | 表3-1 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（品管規則が要求する“文書化された手順”である指針）との関係 | | | | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更） （二次文書の整理番号を削除） | |
| 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | | 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | |
| | | | 整理番号 | 文書名 | 管理部署 | | | | 文書名 | | 管理部署 |
| 4.2.3 | 原子力 | 品質保証 | <u>03</u> | 文書管理指針 | 原子力部 | 4.2.3 | 原子力 | 品質保証 | 文書管理指針 | | 原子力部 |
| 4.2.4 | 品質保証 | 計画書 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 4.2.4 | 品質保証 | 計画書 | 取引会社選定・契約指針 | | 調達センター |
| | 規程 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | 規程 | — | 原子力内部監査指針 | | 経営審査室 |
| 8.2.2 | 原子力 | 品質保証 | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.2.2 | 原子力 | 品質保証 | 原子力内部監査指針 | | 経営審査室 |
| | 規程 | — | | | | | 規程 | — | | | |
| 8.3 | 原子力 | 品質保証 | <u>07</u> | 不適合等管理指針 | 原子力部 | 8.3 | 原子力 | 品質保証 | 不適合等管理指針 | | 原子力部 |
| 8.5.2 | 品質保証 | 計画書 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 8.5.2 | 品質保証 | 計画書 | 取引会社選定・契約指針 | | 調達センター |
| 8.5.3 | 規程 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.5.3 | 規程 | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | |

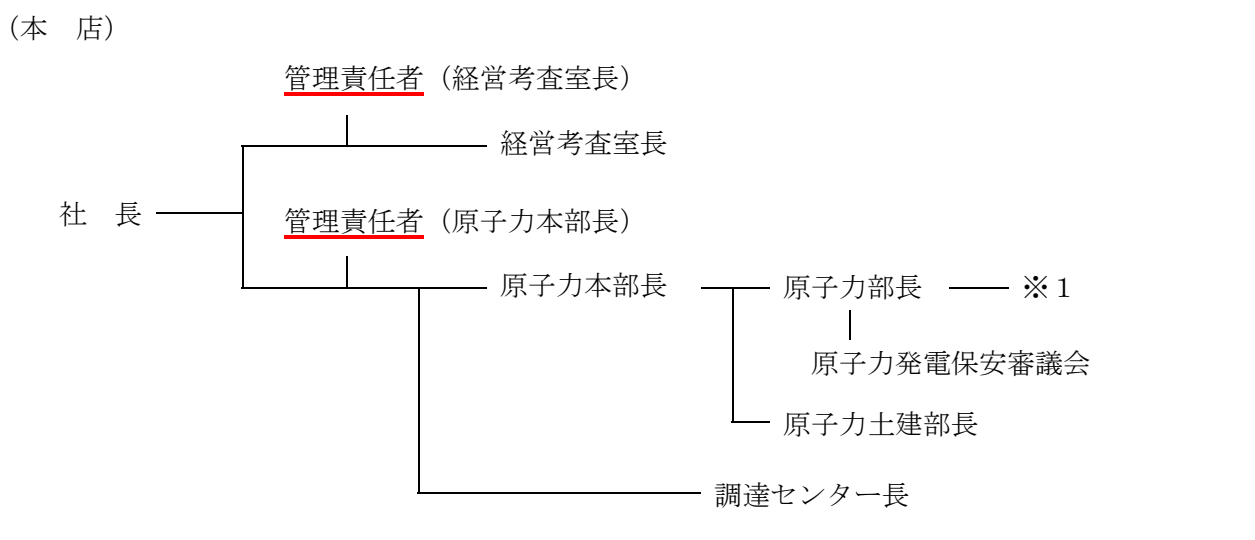
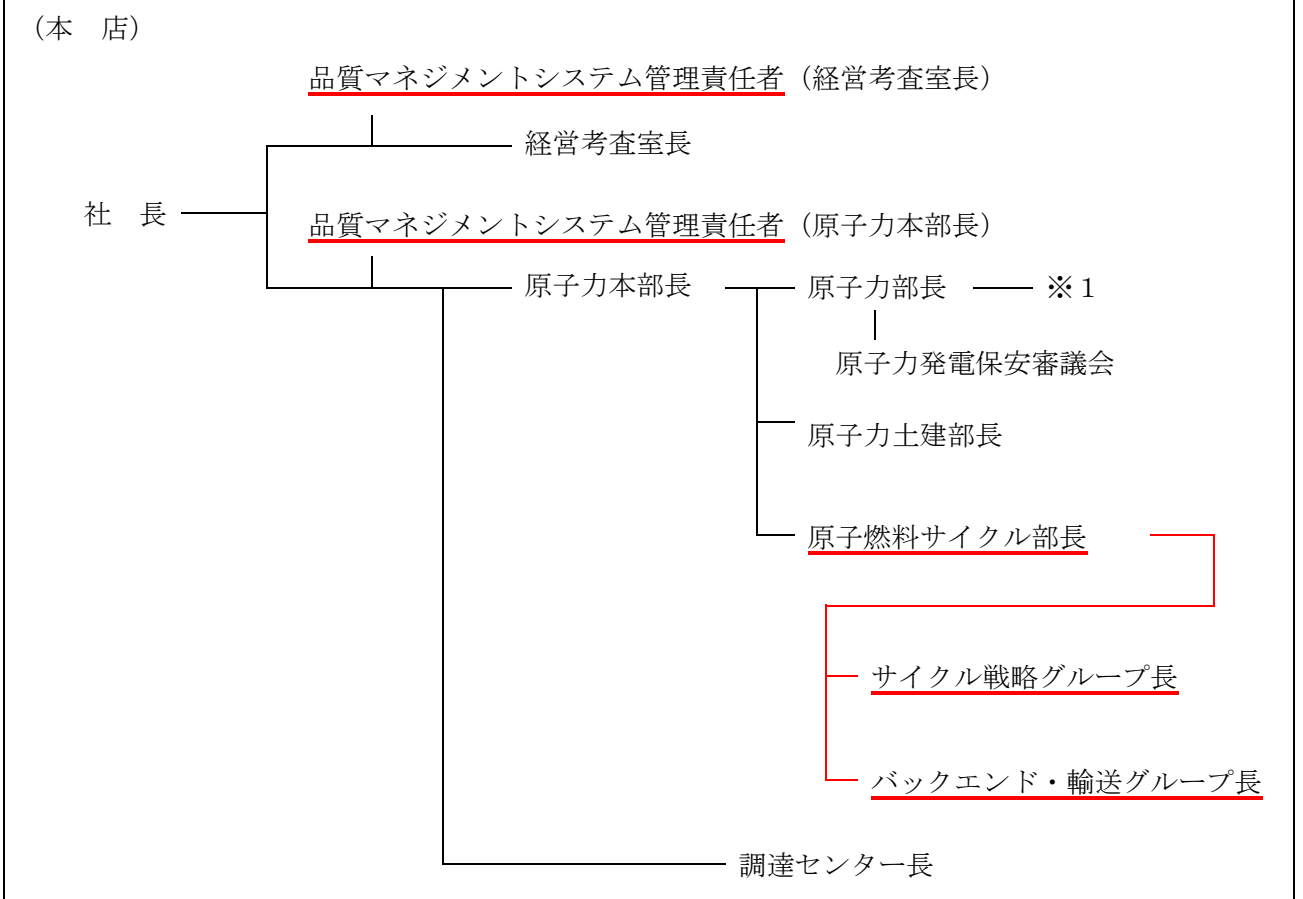
浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | | | | | 変 更 後 | | | | | 備 考 | |
|--|------------------|------|--------------|-----------------|---|--|------------------|------|------------------|---|--------|
| 表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係 | | | | | 表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係 | | | | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （二次文書の整理番号を削除） ・第2条の2（安全文化の醸成）の第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合し、第2条の2を削除することに伴い7.1、7.5に係る二次文書として「原子力内部監査指針」を追記 | |
| 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | | 第3条の関連条項 | 一次文書 | | 二次文書 | | |
| | | | 整理番号 | 文書名 | 管理部署 | | | | 文書名 | | 管理部署 |
| 5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4 | 原子力品質保証計画書 規程 | 品質保証 | <u>02</u> | 業務計画策定・評価指針 | 原子力部 | 5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4 | 原子力品質保証計画書 規程 | 品質保証 | 業務計画策定・評価指針 | | 原子力部 |
| 5.6 8.4 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | 5.6 8.4 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | 取引会社選定・契約指針 | | 調達センター |
| | | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | | — | 原子力内部監査指針 | | 経営審査室 |
| <u>6.2.2</u> | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | <u>04</u> | 教育指針 | 原子力部 | <u>6.2</u> | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | 教育指針 | | 原子力部 |
| | | | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | | | | 取引会社選定・契約指針 | | 調達センター |
| | | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | | | — | 原子力内部監査指針 | | 経営審査室 |
| 7.1 7.5 7.6 8.2.4 | 原子力品質保証計画書 規程 | 品質保証 | <u>14</u> | 廃止措置管理指針 | 発電所 | <u>6.1</u> 7.1 7.5 7.6 8.2.4 | 原子力品質保証計画書 規程 | 品質保証 | 廃止措置管理指針 | | 発電所 |
| | | | <u>10</u> | 放射性廃棄物管理指針 | 発電所 | | | | 放射性廃棄物管理指針 | | 発電所 |
| | | | <u>11</u> | 放射線管理指針 | 発電所 | | | | 放射線管理指針 | 発電所 | |
| | | | <u>13</u> | 事故・故障，非常災害等対策指針 | 発電所 | | | | 事故・故障，非常災害等対策指針 | 発電所 | |
| 7.1 7.5 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | <u>90</u> | 安全文化の醸成に関する指針 | 発電所 | 7.1 7.5 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | 安全文化の醸成に関する指針 | 発電所 | |
| | | | | | | | | — | <u>原子力内部監査指針</u> | <u>経営審査室</u> | |
| 7.3 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | <u>05</u> | 設計管理指針 | 原子力部 | 7.3 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | 設計管理指針 | 原子力部 | |
| 7.4 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | <u>06</u> | 調達管理指針 | 原子力部 | 7.4 | 原子力品質保証規程 | 品質保証 | 調達管理指針 | 原子力部 | |
| | | | <u>70</u> | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | | | | 取引会社選定・契約指針 | 調達センター | |
| 8.2.3 | 原子力品質保証規程 | — | <u>KS-01</u> | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | 8.2.3 | 原子力品質保証規程 | — | 原子力内部監査指針 | 経営審査室 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|-------------------------------|------------------|--|-------------------------------|--|------------|--|
| 表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係 | | | 表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係 | | | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （一次文書・二次文書の整理番号を削除）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （第61条の2（設計管理）の規定に伴う変更） （第39条（放射性廃棄物管理に係る基本方針）の規定に伴う変更） （第40条の2（輸入廃棄物の確認）の規定に伴う変更） （第45条の2（放射線管理に係る基本方針）の規定に伴う変更） （第9章（施設管理）の条文の変更、追加及び削除に伴う変更）</p> |
| 適用部署における文書名 | | 第3章以降の関連条文 | 適用部署における文書名 | | 第3章以降の関連条文 | |
| 整理番号 | 文書名 | | 文書名 | | | |
| — | 原子力品質保証規程 | 第4条, 第5条, 第61条 | 原子力品質保証規程 | 第4条, 第5条, 第61条 | | |
| 01 | 品質保証計画書 | 第4条から第9条, 第75条 | 品質保証計画書 | 第4条から第9条, 第75条 | | |
| 90 | 安全文化の醸成に関する指針 | 第4条, 第5条 | 安全文化の醸成に関する指針 | 第4条, 第5条 | | |
| KS-01 | 原子力内部監査指針 | 第4条, 第5条, 第75条 | 原子力内部監査指針 | 第4条, 第5条, 第75条 | | |
| | | | <u>業務計画策定・評価指針</u> | <u>第61条, 第75条</u> | | |
| | | | <u>設計管理指針</u> | <u>第61条の2, 第75条</u> | | |
| 04 | 教育指針 | 第73条から第75条 | 教育指針 | 第73条から第75条 | | |
| 07 | 不適合等管理指針 | 第61条, 第75条 | 不適合等管理指針 | <u>第19条, 第61条, 第75条</u> | | |
| 10 | 放射性廃棄物管理指針 | 第15条の3, 第40条から第45条, 第75条 | 放射性廃棄物管理指針 | 第15条の3, <u>第39条</u> , 第40条, <u>第41条</u> から第45条, 第75条 | | |
| 11 | 放射線管理指針 | <u>第46条</u> から第59条, 第75条 | 放射線管理指針 | <u>第45条の2</u> から第59条, 第75条 | | |
| 13 | 事故・故障, 非常災害等対策指針 | 第21条, 第23条, 第35条, 第46条, 第61条, 第63条から第72条, 第75条, 第76条 | 事故・故障, 非常災害等対策指針 | 第21条, 第23条, 第35条, 第46条, 第61条, 第63条から第72条, 第75条, 第76条 | | |
| 14 | 廃止措置管理指針 | 第10条から第17条, <u>第20条</u> , 第21条, 第40条, 第61条から第62条, 第75条 | 廃止措置管理指針 | 第10条から第17条, <u>第19条</u> から第21条, <u>第23条</u> , 第40条, <u>第44条</u> , <u>第55条</u> , 第61条から第62条, 第75条 | | |
| | | | <u>輸入廃棄物管理指針</u> | <u>第40条の2</u> | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(本店)</p>  </div> <p>【次頁に続く】</p> <p style="text-align: center;">図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>[以下, 略]</p> | <p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(本店)</p>  </div> <p>【次頁に続く】</p> <p style="text-align: center;">図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>[以下, 略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第40条の2(輸入廃棄物の確認)の規定に伴い、原子燃料サイクル部長、原子燃料サイクル部長管下のサイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長を追加)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、<u>管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</u></p> <p>(3) 経営審査室長は、内部監査に係る<u>管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、<u>第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</u></p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る<u>管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行う</u>と共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、<u>第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務を行う。</u></p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 調達センター長は、廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 安全品質保証部長は、品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、<u>品質マネジメントシステム管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。</u></p> <p>(2) 経営審査室長は、内部監査に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、<u>経営審査室における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</u></p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、</u>原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</u></p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、<u>サイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(7) サイクル戦略グループ長は、<u>輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) バックエンド・輸送グループ長は、<u>輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 調達センター長は、廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 安全品質保証部長は、品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> | <p>・社長のコンプライアンス及び安全文化醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（品管規則の用語に合わせ「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更）</p> <p>・経営審査室長と原子力本部長の記載順序の入れ替え並びにコンプライアンス及び安全文化醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力部長のコンプライアンス及び安全文化醸成に関する職務の記載の変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（原子燃料サイクル部長管下のサイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長の職務の追加に伴い、原子燃料サイクル部長の職務を追加）</p> <p>（第40条の2（輸入廃棄物の確認）の規定に伴い、サイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長の職務を追加）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び<u>検査</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び<u>保守管理</u>に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(10) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(11) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理部長は、総括管理課長、防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(17) プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</p> <p>(18) プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) システム管理グループ長は、原子炉施設の計算機システムの<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(22) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(23) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(24) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> | <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び<u>使用前事業者検査等</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び<u>施設管理</u>に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(10) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(11) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理部長は、総括管理課長、防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(17) プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</p> <p>(18) プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(19) 原子燃料課長は、放射性固体廃棄物の運搬に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) システム管理グループ長は、原子炉施設の計算機システムの<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(23) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(24) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （新検査制度の導入に伴い、検査管理課長の職務の記載を変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （放射性固体廃棄物の運搬に関する業務の規定に伴い原子燃料課長の職務を追加） （原子燃料課長の職務追加に伴う番号の繰り下げ）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(25) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(26) 第4項(3)から(24)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、運転管理課長、定検保安課長、発電指令課長、<u>原子燃料課長</u>、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(27) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> | <p>(26) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(27) 第4項(3)から(25)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、運転管理課長、定検保安課長、発電指令課長、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(28) <u>各職位は、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</u></p> <p>(29) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （原子燃料課長の職務追加に伴う変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （事業者検査の独立性を確保するため、必要な場合は、各職位（第4項(1)～(27)に規定している発電所組織の各職位）は職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる旨を規定）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営審議会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第4項(2)から(26)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営審議会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ保安運営審議会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第4項(2)から(27)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第40条(放射性固体廃棄物の管理)において、放射性固体廃棄物の発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定したことに伴い、原子燃料課長の職務を追加したことに伴う変更)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|---------------|---------------|-----------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------|-------------------|---|---------------------------|--|---|-----|-----|---------------|---------------|---------------------|------------------------|--------------------|----------------------|----------|-------------------|---|---------------------------|--|---|
| <p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置における保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第76条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-2 各職位からの報告内容等を確認する事項</p> <table border="1" data-bbox="124 1041 1302 1719"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条（工事完了の報告）</td> <td>工事計画に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td>第23条（地震等発生時の対応）</td> <td>地震が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第35条（異常発生時の基本的な対応）</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第76条（報告）</td> <td>第35条に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> | 条 文 | 内 容 | 第16条（工事完了の報告） | 工事計画に基づく工事の結果 | 第23条（地震等発生時の対応） | 地震が発生した場合に講じた措置の結果 | 第35条（異常発生時の基本的な対応） | 異常が発生した場合の原因調査及び対応措置 | 第76条（報告） | 第35条に定める異常が発生した場合 | 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 | 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合 | <p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置における保安の監督を誠実に、且つ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第76条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p><u>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p>(7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-2 各職位からの報告内容等を確認する事項</p> <table border="1" data-bbox="1353 1041 2531 1770"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条（工事完了の報告）</td> <td>工事計画に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td>第23条（地震又は火災等発生時の対応）</td> <td>地震又は火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第35条（異常発生時の基本的な対応）</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第76条（報告）</td> <td>第35条に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> | 条 文 | 内 容 | 第16条（工事完了の報告） | 工事計画に基づく工事の結果 | 第23条（地震又は火災等発生時の対応） | 地震又は火災が発生した場合に講じた措置の結果 | 第35条（異常発生時の基本的な対応） | 異常が発生した場合の原因調査及び対応措置 | 第76条（報告） | 第35条に定める異常が発生した場合 | 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 | 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第23条に火災発生時の対応を追加したことに伴う条名称の変更)</p> |
| 条 文 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第16条（工事完了の報告） | 工事計画に基づく工事の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第23条（地震等発生時の対応） | 地震が発生した場合に講じた措置の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第35条（異常発生時の基本的な対応） | 異常が発生した場合の原因調査及び対応措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第76条（報告） | 第35条に定める異常が発生した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 文 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第16条（工事完了の報告） | 工事計画に基づく工事の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第23条（地震又は火災等発生時の対応） | 地震又は火災が発生した場合に講じた措置の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第35条（異常発生時の基本的な対応） | 異常が発生した場合の原因調査及び対応措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第76条（報告） | 第35条に定める異常が発生した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(廃止措置のために導入する装置)</p> <p>第17条 廃止措置工事課長は、第15条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については、第61条に基づき<u>保守管理</u>を実施する。</p> <p>2 前項の装置導入にあたっては、同種の既存設備がある場合には、当該装置の許認可に係る技術上の基準に準拠するとともに汚染物の落下防止対策、衝突防止対策を考慮する。同種の既存設備がない場合には、装置の機能等に応じて、日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、耐震設計、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、汚染物の落下防止対策、衝突防止対策等の安全確保対策を講じる。</p> <p>[条を加える]</p> | <p>(廃止措置のために導入する装置)</p> <p>第17条 廃止措置工事課長は、第15条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については、第61条に基づき<u>施設管理</u>を実施する。</p> <p>2 前項の装置導入にあたっては、同種の既存設備がある場合には、当該装置の許認可に係る技術上の基準に準拠するとともに汚染物の落下防止対策、衝突防止対策を考慮する。同種の既存設備がない場合には、装置の機能等に応じて、日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、耐震設計、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、汚染物の落下防止対策、衝突防止対策等の安全確保対策を講じる。</p> <p><u>(施設運用管理業務)</u></p> <p>第19条 各課長は、<u>廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>廃止措置工事課長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の事項を実施する。</u></p> <p>イ <u>中央制御室における監視、第20条の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</u></p> <p>ロ <u>施設運用操作（状態管理を含む。）を実施する。</u></p> <p>ハ <u>原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p>ニ <u>原子炉施設の設備故障発生時及び事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p>(2) <u>廃止措置工事課長は、関係課長の依頼に基づく施設運用操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)イによる施設運用操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、廃止措置工事課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行い、作業完了後に廃止措置工事課長へ範囲を引き渡す。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運転管理業務を包括的に規定した条の追加)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-----------------|--------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|-------------|--|--|
| <p>(巡視)</p> <p>第20条 廃止措置工事課長は、毎週1回以上^{※1}、<u>表20に定める廃止措置対象施設</u>（第48条第1項に定める区域を除く。）を巡視する。</p> <p>2 廃止措置工事課長は、<u>表20に定める廃止措置対象施設以外の施設</u>（第48条第1項に定める区域を含む。）の巡視又は監視を行う。</p> <p>※1：月曜日を始期とする1週間の間に1回以上</p> <p><u>表20 廃止措置対象施設の主な巡視対象設備</u></p> <table border="1" data-bbox="166 680 1285 932"> <thead> <tr> <th><u>廃止措置対象施設</u></th> <th><u>主な巡視対象設備</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></td> <td><u>液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理施設</u></td> <td><u>放射線監視設備</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他主要施設</u></td> <td><u>換気設備</u></td> </tr> </tbody> </table> | <u>廃止措置対象施設</u> | <u>主な巡視対象設備</u> | <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> | <u>液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備</u> | <u>放射線管理施設</u> | <u>放射線監視設備</u> | <u>その他主要施設</u> | <u>換気設備</u> | <p>(巡視)</p> <p>第20条 廃止措置工事課長は、毎週1回以上^{※1}、廃止措置対象施設（第48条第1項に定める区域を除く。）を巡視する。<u>実施においては、第61条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>2 廃止措置工事課長は、第48条第1項に定める区域の<u>廃止措置対象施設</u>の巡視又は監視を行う。</p> <p>※1：月曜日を始期とする1週間の間に1回以上</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（表20 廃止措置対象施設の主な巡視対象設備以外の廃止措置対象施設について第1項の対象に変更）</p> <p>（施設管理との関連を追記）</p> |
| <u>廃止措置対象施設</u> | <u>主な巡視対象設備</u> | | | | | | | | | |
| <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> | <u>液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備</u> | | | | | | | | | |
| <u>放射線管理施設</u> | <u>放射線監視設備</u> | | | | | | | | | |
| <u>その他主要施設</u> | <u>換気設備</u> | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(地震等発生時の対応)</p> <p>第23条 各課長は、<u>震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震の揺れがおさまった後、維持すべき原子炉施設^{*2}の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p>[次頁に続く]</p> | <p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第23条 各課長は、<u>地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p>(1) <u>震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震の揺れがおさまった後、維持すべき原子炉施設^{*2}の損傷の有無を確認する。</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p>2 <u>初期消火活動のため体制の整備として、次の措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{*3}</u></p> <p>(2) <u>所長は、初期消火活動を行う要員として、発電所で15名以上を常駐させる^{*4}。また、防災課長は、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p>(3) <u>防災課長は、初期消火活動を行うため、発電所で表23に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p>(4) <u>廃止措置工事課長は、第20条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p>(5) <u>各課長は、震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内の維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p>(6) <u>防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p>[次頁に続く]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(火災発生時の対応を追加)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------------|--|
| <p>[前頁からの続き]</p> <p><u>2</u> 廃止措置工事課長は、山火事、台風、津波等の影響により、維持すべき原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、廃止措置部長に報告する。廃止措置部長は、所長、廃止措置主任者及び各部長に連絡する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：維持すべき原子炉施設とは、第62条に定める廃止措置対象施設をいう。</p> | <p>[前頁からの続き]</p> <p><u>3</u> 廃止措置工事課長は、山火事、台風、津波等の影響により、維持すべき原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、廃止措置部長に報告する。廃止措置部長は、所長、廃止措置主任者及び各部長に連絡する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：維持すべき原子炉施設とは、第62条に定める廃止措置対象施設をいう。</p> <p><u>※3：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>※4：初期消火活動を行う要員15名以上のうち14名は、3号炉、4号炉及び5号炉に係る発電用原子炉施設（1号炉、2号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる。</u></p> <p><u>表2-3 初期消火活動に係る設備と数量</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 989 2463 1146"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 989 2110 1041">設 備</th> <th data-bbox="2110 989 2463 1041">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 1041 2110 1094"><u>化学消防自動車^{※1}</u></td> <td data-bbox="2110 1041 2463 1094"><u>1台^{※2※3}</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1094 2110 1146"><u>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)</u></td> <td data-bbox="2110 1094 2463 1146"><u>1500リットル以上^{※3}</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>※2：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、※1に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</u></p> <p><u>※3：3号炉、4号炉及び5号炉に係る発電用原子炉施設（1号炉、2号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動のための化学消防自動車及び泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む。）と共用で配備する数量</u></p> | 設 備 | 数 量 | <u>化学消防自動車^{※1}</u> | <u>1台^{※2※3}</u> | <u>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)</u> | <u>1500リットル以上^{※3}</u> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (火災発生時の対応を追加)</p> |
| 設 備 | 数 量 | | | | | | | |
| <u>化学消防自動車^{※1}</u> | <u>1台^{※2※3}</u> | | | | | | | |
| <u>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む。)</u> | <u>1500リットル以上^{※3}</u> | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>[条を加える]</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>10 放射線管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第47条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> <p>※1：[略]</p> <p>※2：[略]</p> | <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p><u>第39条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>10 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第47条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>13 原子燃料課長は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>14 廃棄物管理課長は、<u>発電所外への運搬にあたっては次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものを収納しないこと。</u></p> <p>15 放射線管理課長は、<u>発電所外への運搬前に、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。</u>ただし、第47条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>16 原子燃料課長は、<u>発電所外への運搬前に、第14項及び第15項の実施状況を確認する。</u></p> <p>※1：[略]</p> <p>※2：[略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性固体廃棄物の発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>[条を加える]</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第44条 プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(輸入廃棄物の確認)</p> <p><u>第40条の2 サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</u></p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第44条 プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合の確認に関する条文の追加)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(放出管理用計測器の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>[条を加える]</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第52条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量を立入りの都度測定し、実効線量及び等価線量を表52に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p><u>第45条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第52条 <u>各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p><u>2</u> 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量を立入りの都度測定し、実効線量及び等価線量を表52に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(ALARAの精神にのっとり、従業員等の被ばくを管理することを規定)</p> <p>(条名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること(ALARA活動)を規定)</p> |
| <p>[条を加える]</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第55条 放射線管理課長、プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p><u>第54条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第55条 放射線管理課長、プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリングの立案、それに基づく測定・評価を行うことを規定)</p> <p>(放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第56条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認するとともに汚染が検出された場合、汚染除去等の必要な措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第40条第9項を準用する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第57条 各課長は、核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> | <p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第56条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認するとともに汚染が検出された場合、汚染除去等の必要な措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第40条第9項を準用する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第57条 各課長は、核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、(6)の確認を省略できる。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示が行われていること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(5) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(6) 容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないこと。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">第9章 <u>保守管理</u></p> <p>(<u>保守管理計画</u>)</p> <p>第61条 <u>保守管理を実施するにあたり</u>、以下の<u>保守管理計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【<u>保守管理計画</u>】</p> <p><u>1. 定 義</u></p> <p>本保守管理計画における用語の定義は、「<u>原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)</u>」<u>に従うものとする。</u></p> <p><u>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>保守管理</u>の現状等を踏まえ、<u>保守管理</u>の実施方針を定める。また、<u>11.</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6. 3</u>参照）を踏まえ<u>保守管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、<u>保守管理</u>の実施方針に基づき、<u>保守管理</u>の改善を図るための<u>保守管理目標</u>を設定する。また、<u>11.</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6. 3</u>参照）を踏まえ<u>保守管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>2.</u>の<u>保守管理目標</u>を達成するため、<u>4.</u>の保全対象範囲の策定から<u>10.</u>の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>11.</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6. 3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> | <p style="text-align: center;">第9章 <u>施設管理</u></p> <p>(<u>施設管理計画</u>)</p> <p>第61条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため</u>、以下の<u>施設管理計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【<u>施設管理計画</u>】</p> <p><u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、<u>10.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>5. 3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>10.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>5. 3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>1.</u>の<u>施設管理目標</u>を達成するため、<u>3.</u>の保全対象範囲の策定から<u>9.</u>の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>10.</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>5. 3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(保安措置運用ガイド)の反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p><u>4.</u> 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) <u>廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設</u></p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p><u>5.</u> 保全重要度の設定</p> <p>組織は、<u>4.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>保全重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため「重要度分類指針」の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮し、設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>6.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>4.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.</u> 1 参照）</p> <p>b. <u>補修、取替え及び改造計画</u>（<u>6.</u> 2 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>6.</u> 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.</u>の<u>保全重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> | <p><u>3.</u> 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) <u>廃止措置計画で定める機能を維持すべき設備</u></p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p><u>4.</u> <u>施設管理の重要度</u>の設定</p> <p>組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため「重要度分類指針」の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮し、設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>5.</u> 1 参照）</p> <p>b. <u>設計及び工事の計画</u>（<u>5.</u> 2 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>5.</u> 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u>の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>9.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p><u>6.</u> 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、系統及び機器の運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> | <p><u>5.</u> 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、系統及び機器の運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>6. 2 補修、取替え及び改造計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※1}のうち第6 2条に定める廃止措置対象施設の<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、法令に基づく必要な手続き^{※2}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> | <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u> <u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u> <u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第6 1条の4による使用前事業者検査及び第6 1条の5による定期事業者検査をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p><u>5. 2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}のうち第6 2条に定める廃止措置対象施設の<u>工事</u>を実施する場合は、<u>その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>a. <u>検査及び試験</u>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>検査及び試験</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>検査及び試験</u>の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示327号）」に定める機器及び構造物をいう。<u>以下、本条及び第75条において同じ。</u></p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、<u>第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>に係る手続きをいう。<u>以下、本条及び第75条において同じ。</u></p> <p><u>6. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>6.</u> で定めた保全計画に従って<u>点検・補修等</u>の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p><u>a. 工事計画</u></p> <p><u>b. 設計管理</u></p> <p><u>c. 調達管理</u></p> <p><u>d. 工事管理</u></p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。</p> | <p>a. <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示327号）」に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）<u>及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）並びに第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）</u>に係る手続きをいう。</p> <p><u>5. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>6. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>5.</u> で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第61条の2による設計管理及び第61条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p><u>8. 点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、以下の a. 及び b. の場合には、<u>不適合管理を行った上で、8. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の a. 及び b. の場合の<u>不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</u></p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>b. トラブルなど運転経験</p> <p>c. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>d. リスク情報、科学的知見</p> | <p><u>7. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p><u>9. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>b. トラブルなど運転経験</p> <p>c. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>d. リスク情報、科学的知見</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>6. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>1 1. 保守管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>1 0.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>2.</u>の<u>保守管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>1 2. 情報共有</u></p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> | <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>5. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>1 0. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>9.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>1 1. 構成管理</u></p> <p>組織は、<u>施設管理</u>を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第6 1条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> b. <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u> <p><u>1 2. 情報共有</u></p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----------------|---|---|
| <p>[条を加える]</p> | <p><u>(設計管理)</u></p> <p><u>第61条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u> <u>に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3</u> <u>条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法</u> <u>令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計には、第61条の3に定める作業管理及び第61条の4に定める使用前事業者</u> <u>検査の実施を考慮する。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p> |
| <p>[条を加える]</p> | <p><u>(作業管理)</u></p> <p><u>第61条の3 組織は、第61条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考</u> <u>慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態</u> <u>から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、</u> <u>本項及び第20条による巡視を定期的に行う。</u></p> | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----------------|--|---|
| <p>[条を加える]</p> | <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p><u>第61条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号の掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----------------|--|---|
| <p>[条を加える]</p> | <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第61条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者の中で、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a., b. による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---------------|--|
| <p><u>（溶接事業者検査の実施）</u> <u>第61条の2 所長は、溶接事業者検査（本条において、以下「検査」という。）を統括する。</u> <u>2 検査管理課長は、検査の計画及び実施に関する手順を定める。</u> <u>3 検査の実施部署である各課長は、前項の手順に従い、所管する検査の責任者として、検査に係る実施方法を定めるとともに、実施体制を確立し、検査を実施する。</u></p> | <p>[条を削る]</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （保安措置運用ガイドの反映）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(廃止措置対象施設の維持管理)</p> <p>第62条 各課長は、次の事項を実施するため、第61条（<u>保守管理計画</u>）に基づき、添付-3に示すとおり保全を行う。</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</p> <p>(2) 供用を終了した放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</p> <p>(4) 放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</p> <p>(5) 換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</p> <p>(6) 電源設備は、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</p> <p>(7) その他の安全確保上必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</p> <p>(8) タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> <p>2 廃止措置工事課長は、放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう、系統及び機器の隔離、機器の電源隔離等の適切な措置を講じ、維持管理する。なお、汚染状況の調査等を行う場合は、本措置を一時的に解除することができる。</p> <p>3 各課長は、廃止措置対象施設内において、運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合、当該工事により廃止措置対象施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。</p> | <p>(廃止措置対象施設の維持管理)</p> <p>第62条 各課長は、次の事項を実施するため、第61条（<u>施設管理計画</u>）に基づき、添付-3に示すとおり保全を行う。</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</p> <p>(2) 供用を終了した放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</p> <p>(4) 放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</p> <p>(5) 換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</p> <p>(6) 電源設備は、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</p> <p>(7) その他の安全確保上必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</p> <p>(8) タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> <p>2 廃止措置工事課長は、放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう、系統及び機器の隔離、機器の電源隔離等の適切な措置を講じ、維持管理する。なお、汚染状況の調査等を行う場合は、本措置を一時的に解除することができる。</p> <p>3 各課長は、廃止措置対象施設内において、運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合、当該工事により廃止措置対象施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(所員への保安教育)</p> <p>第73条 原子力研修センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>[以下、略]</p> <p>表73-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-1（変更前） 参照）</p> <p>表73-2 保安教育実施方針 （別添2-1（変更前） 参照）</p> <p>表73-3 保安教育実施方針 （別添3-1（変更前） 参照）</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 核物質防護課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合、当該業務に従事する請負会社従業員に対し安全上必要な教育が表74-2の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長及び原子力研修センター所長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>表74-2 保安教育実施方針（請負会社）管理区域内における業務を行う者に対する教育 （別添4-1（変更前） 参照）</p> | <p>(所員への保安教育)</p> <p>第73条 原子力研修センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>[以下、略]</p> <p>表73-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後） 参照）</p> <p>表73-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後） 参照）</p> <p>表73-3 保安教育実施方針 （別添3-2（変更後） 参照）</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 核物質防護課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合、当該業務に従事する請負会社従業員に対し安全上必要な教育が表74-2の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長及び原子力研修センター所長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>[以下、略]</p> <p>表74-2 保安教育実施方針（請負会社）管理区域内における業務を行う者に対する教育 （別添4-2（変更後） 参照）</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更、「保守及び点検」を「保全」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）</p> |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|------|---------------------|---------------|------------------------------|----------------------------------|-------------|--|---|-------------------|---|---|-------|---|---|------|------|--|------|-----------------------|------|---------------------|---------------|------------------------------|------|------|------|---|-------------------|--|---|-------|---|---|------|------|----------------------|
| <p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第75条 各部署の長は、表75-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から37. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各部署の長は、表75-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表75-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> | <p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第75条 各部署の長は、表75-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から36. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各部署の長は、表75-2及び表75-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表75-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則改正の反映)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表75-1 記録（実用炉規則第67条（第10号を除く）に基づく記録）</p> | <p>表75-1 記録（実用炉規則第67条（第10号を除く）に基づく記録）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">記録項目</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合^{*1}</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前検査</u>の結果</td> <td style="text-align: center;"><u>検査</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>検査</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. <u>原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>毎週1回</u></td> <td><u>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></td> </tr> <tr> <td>3. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>点検・補修等の結果</u>（安全上重要な機器等の<u>補修</u>、<u>取替え及び改造</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>予防処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;"><u>保守管理の実施の都度</u></td> <td><u>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></td> </tr> <tr> <td>4. <u>保守管理に関する方針</u>、<u>保守管理の目標</u>及び<u>保守管理の実施に関する計画</u>の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u>及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>保守管理に関する方針</u>、<u>保守管理の目標</u>又は<u>保守管理の実施に関する計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u></td> <td style="text-align: center;">毎週1回</td> <td style="text-align: center;">10年間</td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 1. <u>使用前検査</u> の結果 | <u>検査</u> の都度 | 同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間 | 2. <u>原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</u> | <u>毎週1回</u> | <u>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u> | 3. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>点検・補修等の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>補修</u> 、 <u>取替え及び改造</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>予防処置</u> 及びその担当者の氏名 | <u>保守管理の実施の都度</u> | <u>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u> | 4. <u>保守管理に関する方針</u> 、 <u>保守管理の目標</u> 及び <u>保守管理の実施に関する計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> 、 <u>保守管理の目標</u> 又は <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間 | 5. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u> | 毎週1回 | 10年間 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">記録項目</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合^{*1}</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認</u>の結果</td> <td style="text-align: center;"><u>確認</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>保全の結果</u>（安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;"><u>施設管理の実施の都度</u></td> <td><u>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u></td> </tr> <tr> <td>3. <u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>及び<u>施設管理実施計画</u>の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u>及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>又は<u>施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u></td> <td style="text-align: center;">毎週1回</td> <td style="text-align: center;">10年間</td> </tr> </tbody> </table> | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | 1. <u>使用前確認</u> の結果 | <u>確認</u> の都度 | 同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間 | [削る] | [削る] | [削る] | 2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>保全の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名 | <u>施設管理の実施の都度</u> | <u>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u> | 3. <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 及び <u>施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間 | 4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u> | 毎週1回 | 10年間 | <p>・記録項目の番号の繰り上げ</p> |
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前検査</u> の結果 | <u>検査</u> の都度 | 同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. <u>原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</u> | <u>毎週1回</u> | <u>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. <u>保守管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>点検・補修等の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>補修</u> 、 <u>取替え及び改造</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>予防処置</u> 及びその担当者の氏名 | <u>保守管理の実施の都度</u> | <u>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. <u>保守管理に関する方針</u> 、 <u>保守管理の目標</u> 及び <u>保守管理の実施に関する計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> 、 <u>保守管理の目標</u> 又は <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u> | 毎週1回 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{*1} | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前確認</u> の結果 | <u>確認</u> の都度 | 同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [削る] | [削る] | [削る] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. <u>施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> (1) <u>保全の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名 | <u>施設管理の実施の都度</u> | <u>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 及び <u>施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u> | 毎週1回 | 10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|---|--|------|---|--|------|---------------|
| 記録項目 | 記録すべき場合※1 | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合※1 | 保存期間 | ・記録項目の番号の繰り上げ |
| 6. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | 10年間 | 5. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 | 1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回 | 10年間 | |
| 7. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | 毎週1回 | 10年間 | 6. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | 毎週1回 | 10年間 | |
| 8. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※2の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回 | ※3 | 7. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※2の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回 | ※3 | |
| 9. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量 | 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 | ※3 | 8. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量 | 原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 | ※3 | |
| 10. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | ※3 | 9. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | ※3 | |
| 11. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 | そのものが当該業務に就く時 | ※3 | 10. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 | そのものが当該業務に就く時 | ※3 | |
| 12. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 運搬の都度 | 1年間 | 11. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 運搬の都度 | 1年間 | |
| 13. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法 | 廃棄の都度 | ※4 | 12. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法 | 廃棄の都度 | ※4 | |
| 14. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | 封入又は固型化の都度 | ※4 | 13. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | 封入又は固型化の都度 | ※4 | |
| 15. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名 | 広がり及び除去の都度 | 1年間 | 14. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名 | 広がり及び除去の都度 | 1年間 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|--|------------------------|-----------------|--|------------------------|-----------------|---------------|
| 記録項目 | 記録すべき場合 ^{※1} | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 ^{※1} | 保存期間 | |
| 16. 事故の発生及び復旧の日時 | その都度 | ※4 | 15. 事故の発生及び復旧の日時 | その都度 | ※4 | ・記録項目の番号の繰り上げ |
| 17. 事故の状況及び事故に際して採った処置 | 同上 | ※4 | 16. 事故の状況及び事故に際して採った処置 | 同上 | ※4 | |
| 18. 事故の原因 | 同上 | ※4 | 17. 事故の原因 | 同上 | ※4 | |
| 19. 事故後の処置 | 同上 | ※4 | 18. 事故後の処置 | 同上 | ※4 | |
| 20. 風向及び風速 | 連続して | 10年間 | 19. 風向及び風速 | 連続して | 10年間 | |
| 21. 降雨量 | 同上 | 10年間 | 20. 降雨量 | 同上 | 10年間 | |
| 22. 大気温度 | 同上 | 10年間 | 21. 大気温度 | 同上 | 10年間 | |
| 23. 保安教育の実施計画 | 策定の都度 | 3年間 | 22. 保安教育の実施計画 | 策定の都度 | 3年間 | |
| 24. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 | 実施の都度 | 3年間 | 23. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 | 実施の都度 | 3年間 | |
| 25. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称 | 廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度 | ※4 | 24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称 | 廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度 | ※4 | |
| 26. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{※5} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 25. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{※5} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 27. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{※5} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 26. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{※5} | 調査の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 28. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{※5} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 27. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{※5} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 29. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{※5} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 28. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{※5} | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 30. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{※5} | 選択の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 29. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{※5} | 選択の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 31. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{※5} | 評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 30. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{※5} | 評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 32. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 31. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 33. 放射能濃度の測定結果 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 32. 放射能濃度の測定結果 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 34. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 33. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 ^{※6} | 測定又は評価の都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------|--|------|-----------------|---------------|------|-----------------------|------|---|------|-----------------|--|------|-----------------|-------------------------------------|------|-----------------|--|
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>記録すべき場合※¹</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※⁶</td> <td>その都度</td> <td>発電所から搬出された後10年間</td> </tr> <tr> <td>35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※⁶</td> <td>その都度</td> <td>発電所から搬出された後10年間</td> </tr> <tr> <td>36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</td> <td>その都度</td> <td>発電所から搬出された後10年間</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 記録項目 | 記録すべき場合※ ¹ | 保存期間 | 34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | |
| 記録項目 | 記録すべき場合※ ¹ | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | ・記録項目の番号の繰り上げ | | | | | | | | | | | | | |
| 36. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※ ⁶ | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 37. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | 36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | その都度 | 発電所から搬出された後10年間 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 ※2：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 ※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間 ※5：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 ※6：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 | | | ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 ※2：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 ※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間 ※5：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 ※6：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 | | | | | | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---|--|--|---|---|---------|------|---|---|---|
| <p>表 7 5 - 2 <u>溶接事業者検査</u>の結果の記録（実用炉規則第37条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 380 1032 432">記 録 項 目</th> <th data-bbox="1032 380 1311 432">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 432 1032 705"> 1. <u>溶接事業者検査</u>の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="1032 432 1311 705"> 当該<u>溶接事業者検査</u>に係る<u>原子炉容器等</u>の存続する期間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 705 1032 934"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="1032 705 1311 934"> 当該<u>溶接事業者検査</u>を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受け<u>るまでの期間</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 記 録 項 目 | 保存期間 | 1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間 | (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受け <u>るまでの期間</u> | <p>表 7 5 - 2 <u>使用前事業者検査</u>の結果の記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 380 2252 432">記 録 項 目</th> <th data-bbox="2252 380 2537 432">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 432 2252 934"> 1. <u>使用前事業者検査</u>の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2252 432 2537 934"> 当該<u>使用前事業者検査</u>に係る<u>原子炉施設</u>の存続する期間 </td> </tr> </tbody> </table> | 記 録 項 目 | 保存期間 | 1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間 | <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則改正の反映）</p> |
| 記 録 項 目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間 | | | | | | | | | | | |
| (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>溶接事業者検査</u> を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受け <u>るまでの期間</u> | | | | | | | | | | | |
| 記 録 項 目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間 | | | | | | | | | | | |
| <p>[表 7 5 - 3 を加える]</p> | <p>表 7 5 - 3 <u>定期事業者検査</u>の結果の記録（実用炉規則第57条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 1024 2252 1077">記 録 項 目</th> <th data-bbox="2252 1024 2537 1077">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 1077 2252 1581"> 1. <u>定期事業者検査</u>の結果 (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u> </td> <td data-bbox="2252 1077 2537 1581"> その<u>原子炉施設</u>が<u>廃棄された後5年</u>が経過するまでの期間 </td> </tr> </tbody> </table> | 記 録 項 目 | 保存期間 | 1. <u>定期事業者検査</u> の結果 (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u> | その <u>原子炉施設</u> が <u>廃棄された後5年</u> が経過するまでの期間 | | | | | | | |
| 記 録 項 目 | 保存期間 | | | | | | | | | | | |
| 1. <u>定期事業者検査</u> の結果 (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u> | その <u>原子炉施設</u> が <u>廃棄された後5年</u> が経過するまでの期間 | | | | | | | | | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|---|---------|-------------------------|---|---------|-------------------------|--|
| 表75-3*1 品質保証計画に関する記録（実用炉規則第67条第10号に基づく記録） | | | 表75-4*1 品質マネジメントシステム計画に関する記録（実用炉規則第67条第10号に基づく記録） | | | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」の制定に伴う品質マネジメントシステムに関する記録項目の変更） |
| 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | |
| 1. 品質保証計画に関する以下の文書 | | | 1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 | | | |
| 第3条品質保証計画の「4.2.1 a)～d)」に定める文書（記録を除く。） | 変更の都度 | 変更後5年 が経過する までの期間 | 第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1 a)～d)」に定める文書（記録を除く。） | 変更の都度 | 変更後5年 が経過する までの期間 | |
| 2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録 | | | 2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録 | | | |
| (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3) 業務のプロセス及びその結果が、 <u>要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u> (4) <u>業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</u> (5) <u>原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</u> (6) <u>設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (7) <u>設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (8) <u>設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (9) <u>設計・開発の変更の記録</u> (10) <u>設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</u> (12) <u>プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</u> (13) <u>業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</u> (15) <u>校正又は検証に用いた基準の記録</u> (16) <u>測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u> (17) <u>校正及び検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査の結果の記録</u> (19) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</u> (20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u> | 作成の都度 | 5年 | (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u> (3) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。）</u> (4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (5) <u>設計開発に用いる情報に係る記録</u> (6) <u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (7) <u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (8) <u>設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (9) <u>設計開発の変更に係る記録</u> (10) <u>設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u> | 作成の都度 | 5年 | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|--------------------------------------|-------|----|---|---------|------|--|
| | | | 記録項目 | 記録すべき場合 | 保存期間 | |
| (21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 | 作成の都度 | 5年 | (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 | 作成の都度 | 5年 | ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」の制定に伴う品質マネジメントシステムに関する記録項目の変更） |
| (22) 是正処置の結果の記録 | | | (22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録 | | | |
| (23) 予防処置の結果の記録 | | | (23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録 | | | |
| ※1：表75-1及び表75-2を適用する場合は、本表を適用しない。 | | | ※1：表75-1、表75-2及び表75-3を適用する場合は、本表を適用しない。 | | | |

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編）

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-----|---|-----------------------|
| | <p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> | <p>・附則第1条に施行期日を規定</p> |

表73-1 保安教育実施方針(総括表)

| 保安教育の内容 | | | | | 対象者と教育時間 ※4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------------------|-------------------------|--|--|---|------------------------------------|--|------------------|------------------|----------------------------|---|----------------------------|---|------------------|------------------------------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| | | | | | 技術系所員 | | | | | | | | 事務系所員他 | | | | | | | | |
| | | | | | 廃止措置部長 廃止措置計画課 員 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副 長 | 廃止措置工事課 員 (廃止措置工事 課長及び廃止措 置工事課副長を 除く) | 廃止措置の業務 に関わる者 | 運転員 | 放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者 | 廃棄物減容処理 装置建屋に設置 された共用施設 の業務に関わる 者 | 技術系所員のう ち左記以外の技 術系所員 | | | | | | | | | |
| 廃棄物管理課副 長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条 の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉等規制法及び法令等 の遵守※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3 | 入所時(原子力発電所 新規配属時) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | |
| | 原子炉施設の構造、性 能に関すること | 設備概要、主要系統の機能 | 原子炉のしくみ※3 原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | |
| | 原子炉施設の廃止措置 に関すること | 廃止措置計画 | 廃止措置の概要 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | |
| 放射線業 務従事者 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係 条項※3 | 管理区域内において、 核燃料物質若しくは 使用済燃料又はこれら によって汚染された物 を取り扱う業務に 就かせる時 | 対象者と教育時間は、 表73-2参照 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉施設の構造、性 能に関すること | | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関 すること※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 放射線管理に関すること | | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの 方法※3 管理区域への立入り及び退去の手順※3 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の 監視の方法※3 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物 の種類及び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 反復教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定及び法 令等の遵守※2 | 総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関 すること並びに法令等の遵守※2 | 1回/3年毎以上 | ◎ (1時間以上) | 対象者と実施時期、教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | |
| | 廃止措置管理 | | 廃止措置計画に関すること 安全貯蔵措置に関すること 工事の計画及び実施に関すること 工事の実施状況に関すること(区域管理、線量当量率等の測定を 含む) | | ◎ (1時間以上) | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | | |
| | | 原子炉施設の廃止措置 に関すること | 施設運用管理 | 通則(第20条から第23条)に関すること 異常時の対応措置に関すること 巡視に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断) | ◎ (0.5時間以上) | 対象者と実施時期、 教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | ◎ (0.5時間以上) | × | | | | | | | | |
| | | | | 保守管理 | ◎ (1時間以上) | | | | | | | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | |
| | 放射線管理に関すること | | | 放射線管理 | 放射線測定器の取扱い※3 管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること※3 線量限度等、被ばく管理に関すること※3 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3 請負会社等の放射線防護に関すること※3 | | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) |
| | | | | | 核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染され た物の取扱いに関する こと | | | | | | | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3 管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること | ◎ (0.5時間以上) | 対象者と実施時期、 教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | ◎ (0.5時間以上) |
| | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること※3 (アクシデントマネジメント対応を含む) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | | | | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、
各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、
該当する教育について省略することができる。
※2:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守のことをいう。
※3:保安教育の内容は、第1編第117条表117-1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
実施により、表117-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
※4:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※5:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
×:教育の対象外
():合計の教育時間

表73-1 保安教育実施方針(総括表)

| 保安教育の内容 | | | | | 対象者と教育時間 ※4 | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------|--|--|------------------------------------|--------------------------------|--|------------------|------------------|----------------------------|---|----------------------------|------------------|----------------|
| | | | | | 技術系所員 | | | | | | | | 事務系所員他 | |
| | | | | | 廃止措置部長 廃止措置計画課 員 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副 長 | 廃止措置工事課 員 (廃止措置工事 課長及び廃止措 置工事課副長を 除く) | 廃止措置の業務 に関わる者 | 運転員 | 放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者 | 廃棄物減容処理 装置建屋に設置 された共用施設 の業務に関わる 者 | 技術系所員のう ち左記以外の技 術系所員 | | |
| 廃棄物管理課副 長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条 の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | | | | | | | | | | |
| 入所時に 実施する 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉等規制法及び法令等 の遵守※2 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守※2※3 | 入所時(原子力発電所 新規配属時) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | 原子炉施設の構造、性 能に関すること | 設備概要、主要系統の機能 | 原子炉のしくみ※3 原子炉容器等主要機器の構造に関すること※3 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) |
| | 原子炉施設の廃止措置 に関すること | 廃止措置計画 | 廃止措置の概要 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※3 | | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) | ◎ (0.5時間以上) |
| 放射線業 務従事者 教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係 条項※3 | 管理区域内において、 核燃料物質若しくは 使用済燃料又はこれら によって汚染された物 を取り扱う業務に 就かせる時 | 対象者と教育時間は、 表73-2参照 | | | | | | | | | |
| | 原子炉施設の構造、性 能に関すること | | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関 すること※3 | | | | | | | | | | | |
| | 放射線管理に関すること | | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの 方法※3 | | | | | | | | | | | |
| | | | 管理区域への立入り及び退去の手順※3 | | | | | | | | | | | |
| | | | 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の 監視の方法※3 | | | | | | | | | | | |
| | 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること | | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物 の種類及び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序※3 | | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法※3 | | | | | | | | | | | | |
| その他 反復教育 ※1 | 関係法令及び保安規定 の遵守に関すること | 原子炉施設保安規定及び法 令等の遵守※2 | 総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関 すること並びに法令等の遵守※2 | 1回/3年毎以上 | ◎ (1時間以上) | 対象者と実施時期、教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | 廃止措置管理 | | 廃止措置計画に関すること | | ◎ (1時間以上) | | | | | | | | | |
| | | | 安全貯蔵措置に関すること | | | | | | | | | | | |
| | | | 工事の計画及び実施に関すること | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉施設の廃止措置 に関すること | 施設運用管理 | 工事の実施状況に関すること(区域管理、線量当量率等の測定を 含む) | 1回/年毎以上 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | × | × | × | × |
| | | | 通則(第20条から第23条)に関すること | ◎ (0.5時間以上) | 対象者と実施時期、 教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | | | ◎ (0.5時間以上) | × |
| | | | 異常時の対応措置に関すること | | | | | | | | | | | |
| | | | 巡視に関すること | | | | | | | | | | | |
| | 異常時対応(現場機器対応) | | | | | | | | | | | | | |
| | 施設管理 | | 異常時対応(中央制御室内対応) | × | | | | | | | | | | |
| 異常時対応(指揮、状況判断) | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること | 放射線管理 | 施設管理計画に関すること※3 施設の維持管理に関すること | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | |
| | | 放射線測定器の取扱い※3 | 1回/3年毎以上 | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) | ◎ (1時間以上) |
| | | 管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | | |
| | | 線量限度等、被ばく管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | | |
| | | 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること※3 | | | | | | | | | | | | |
| 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること※3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 請負会社等の放射線防護に関すること※3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染され た物の取扱いに関する こと | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※3 | ◎ (0.5時間以上) | 対象者と実施時期、 教育時間については、 表73-3参照 | | | | | | | | ◎ (0.5時間以上) | × | |
| | | 管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること | × | | | | | | | | | × | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること※3 (アクシデントマネジメント対応を含む) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | ◎※5 (0.5時間以上) | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、
各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、
該当する教育について省略することができる。
※2:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守のことをいう。
※3:保安教育の内容は、第1編第117条表117-1の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
実施により、表117-1の保安教育を実施したとみなすことができる。
※4:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※5:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
×:教育の対象外
():合計の教育時間

表73-2 保安教育実施方針

| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | | 電離則の分類 |
|-------------------------------------|--|------------------------|---------------------------|--|------------------|----------------|----------------|----------------------------|---|----------------|-------------------------------------|
| | | 技術系所員 | | | | | | | | 事務系所員他 | |
| | | 廃止措置部長 廃止措置計画課 員 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副 長 | 廃止措置工事課 員 (廃止措置工事課 長及び廃止措置 工事課副長を除 く) | 廃止措置の業務 に関わる者 | 運転員 | | 放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者 | 廃棄物減容処理 装置建屋に設置 された共用施設 の業務に関わる 者 | | |
| 廃棄物管理課副 長 | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域に関する事※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序※2 | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業※2 | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | | | | | | | |

※1: 各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2: 保安教育の内容は、第1編第117条表117-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者
 ○: 業務に関連する者が教育の対象
 (): 合計の教育時間

表73-2 保安教育実施方針

| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 対象者と教育時間 ※3 | | | | | | | | | 電離則の分類 |
|-------------------------------------|--|------------------------|---------------------------|--|------------------|----------------|----------------------------|---|----------------------------|----------------|-------------------------------------|
| | | 技術系所員 | | | | | | | | 事務系所員他 | |
| | | 廃止措置部長 廃止措置計画課 員 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副 長 | 廃止措置工事課 員 (廃止措置工事課 長及び廃止措置 工事課副長を除 く) | 廃止措置の業務 に関わる者 | 運転員 | 放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者 | 廃棄物減容処理 装置建屋に設置 された共用施設 の業務に関わる 者 | 技術系所員のう ち左記以外の技 術系所員 | | |
| 廃棄物管理課副 長 | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域に関する事※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2 | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | ○ (1.5時間以上) | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | ○ (0.5時間以上) | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | ○ (1時間以上) | 関係法令 |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2 | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | ○ (2時間以上) | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | | | | | | | |
| 放射線管理に関する事 ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | | | | | | | |

※1: 各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2: 保安教育の内容は、第1編第117条表117-2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表117-2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者
 ○: 業務に関連する者が教育の対象
 (): 合計の教育時間

表73-3 保安教育実施方針

| 保安教育の内容 | | | 対象者 ※3 | | | | | | | 実施頻度及び時間 | |
|--|-------------------------|-------------------------------|--|-----------------------|--|------------------|---|---|---|---|---|
| 中分類 | 小分類 (項目) | 細目 | 具体的教育内容 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長 | 廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及 び廃止措置工事課副長 を除く) | 廃止措置の業務に関わ る者 | 運転員 | | 放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者 | | 廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施 設の業務に関わる者 |
| | | | | | | | 廃棄物管理課副長 | | | | |
| 関係法令及び保安 規定の遵守に関する こと | 原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1 | | 総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告 に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき 記録※2 | ◎ | × | × | ◎ | × | × | | |
| 原子炉施設の廃止 措置に関すること | 廃止措置管理 | 廃止措置計画に関すること | | | | | | | | | |
| | | 安全貯蔵措置に関すること | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 工事の計画及び実施に関すること | | | | | | | | | |
| | 施設運用管理 | 施設運用管理 I | 通則(第20条から第23条)についての概要および根拠 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | |
| | | | 異常時の対応措置の概要 | | | | | | | | |
| | | 巡視 | 巡視の範囲と確認項目および根拠 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | |
| | | | 異常時対応 (現場機器対応) | 各設備の操作の概要(現場操作) | | | | | | | |
| | | | | 警報発生時の対応(現場操作) | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) |
| | | 異常時操作の対応(現場操作) | | | | | | × | | | |
| | | 施設運用管理 II | 通則(第20条から第23条)の適用と根拠 | | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | |
| | | | 異常時の対応措置を実施する際の操作手順書 | | | | | × | | | |
| | | | 巡視 | 巡視時の確認項目の根拠 | | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × |
| | 異常時対応 (中央制御室内対応) | 各設備の操作と監視項目 | | | | | | | | | |
| | | 警報発生時の対応操作(中央制御室) | | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | | |
| | | 異常時操作の対応(中央制御室) | | | | | | | | | |
| 施設運用管理 III | 異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠 | | ◎ | × | × | × | × | × | | | |
| | 異常時対応 (指揮、状況判断) | 異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) | | ◎ | × | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | | |
| 警報発生時の監視項目 | | | | | | | | | | | |
| 保守管理 | | 保守管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要 | | ◎ | ◎ | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | | |
| 核燃料物質及び核 燃料物質によって汚 染された物の取扱い に関すること | 放射性廃棄物管 理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | | |
| | | 管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること | | | | | | | | | |

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第117条表117-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
 実施により、表117-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、
 上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

<廃止措置工事課長、廃止措置工事課副長、廃止措
置工事課員、廃棄物管理課副長>
3年間で24時間以上※4

<廃止措置の業務に関わる者、放射性廃棄物処理設
備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設
置された共用施設の業務に関わる者>
3年間で24時間以上※4

表73-3 保安教育実施方針

| 保安教育の内容 | | | 対象者 ※3 | | | | | | | 実施頻度及び時間 | |
|--|-------------------------------|--|-----------------|-----------------------|--|------------------|---|---|---|---|---|
| 中分類 | 小分類 (項目) | 細目 | 具体的教育内容 | 廃止措置工事課長 廃止措置工事課副長 | 廃止措置工事課員 (廃止措置工事課長及 び廃止措置工事課副長 を除く) | 廃止措置の業務に関わ る者 | 運転員 | | | | |
| | | | | | | | 廃棄物管理課副長 | 放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者 | 廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施 設の業務に関わる者 | | |
| 関係法令及び保安 規定の遵守に関す ること | 原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※1 | 総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告 に関する規則の概要並びに法令等の遵守※1 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| | | 保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき 記録※2 | | ◎ | × | × | ◎ | × | × | | |
| 原子炉施設の廃止 措置に関すること | 廃止措置管理 | 廃止措置計画に関すること | | | | | | | | <廃止措置工事課長、廃止措置工事課副長、廃止措 置工事課員、廃棄物管理課副長> 3年間で24時間以上※4 <廃止措置の業務に関わる者、放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者、廃棄物減容処理装置建屋に設 置された共用施設の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※4 | |
| | | 安全貯蔵措置に関すること | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| | | 工事の計画及び実施に関すること | | | | | | | | | |
| | 施設運用管理Ⅰ | 通則(第20条から第23条)についての概要および根拠 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) |
| | | 異常時の対応措置の概要 | | | | | | | | | |
| | 巡視 | 巡視の範囲と確認項目および根拠 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) |
| | | 異常時対応 (現場機器対応) | 各設備の操作の概要(現場操作) | | | | | | | | |
| | | | 警報発生時の対応(現場操作) | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) |
| | 異常時操作の対応(現場操作) | | | | | | | × | | | |
| | 施設運用管理Ⅱ | 通則(第20条から第23条)の適用と根拠 | | ◎ | ◎ | | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | | × |
| | | 異常時の対応措置を実施する際の操作手順書 | | | | | | × | | | |
| | 巡視 | 巡視時の確認項目の根拠 | | ◎ | ◎ | | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | | × |
| | 異常時対応 (中央制御室内対応) | 各設備の操作と監視項目 | | | | | | | | | |
| | | 警報発生時の対応操作(中央制御室) | | ◎ | ◎ | | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | | × |
| | | 異常時操作の対応(中央制御室) | | | | | | | | | |
| 施設運用管理Ⅲ | 異常時の対応措置を実施する際の操作手順書の根拠 | | ◎ | × | | × | × | × | × | | |
| 異常時対応 (指揮、状況判断) | 異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) | | ◎ | × | | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | | |
| | 警報発生時の監視項目 | | | | | | | | | | |
| 施設管理 | 施設管理計画に関する概要 施設の維持管理に関する概要 | | ◎ | ◎ | | × | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | × | × | | |
| 核燃料物質及び核 燃料物質によって汚 染された物の取扱い に関すること | 放射性廃棄物管 理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること※2 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | ◎ (放射性廃棄物処理設備 に関するこのみ) | ◎ (廃棄物減容処理装置建 屋に設置された共用施設 に関するこのみ) | | |
| | | 管理区域内の解体廃棄物の管理に関すること | | | | | | | | | |

※1:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第117条表117-3の保安教育と同じであり、本表の保安教育の
 実施により、表117-3の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、対象者が行う一連の教育の時間であり、
 上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×:教育の対象外

保安教育実施方針(請負会社)

表74-1 保安教育実施方針(請負会社)発電所入所時に安全に必要な教育

| 保安教育の内容 | | | | 対象者 ※3 | | |
|---------------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------|----------|------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 |
| 入所時に実施する教育 ※1 | 原子炉施設の構造、性能に関すること | | 作業上の留意事項※2 | 入所時 | ◎ | ○ |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※2 | | ◎ | ◎ |
| | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること | | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること※2 | | ◎ | ○ |
| | 原子炉施設の廃止措置に関すること | | 廃止措置の概要 | | ◎ | ○ |

表74-2 保安教育実施方針(請負会社)放射線業務従事者に対する教育

| 保安教育の内容 | | | 対象者と教育時間 ※3 | | 電離則の分類 |
|---------------------------------------|--|--|----------------|------------|-------------------------------------|
| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | 管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時 | ◎ (0.5時間以上) | × | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | | ◎ (0.5時間以上) | × | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | | ◎ (1.0時間以上) | × | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | ◎ (2時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第118条表118-1、2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表118-1、2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

保安教育実施方針(請負会社)

表74-1 保安教育実施方針(請負会社)発電所入所時に安全に必要な教育

| 保安教育の内容 | | | | 対象者 ※3 | | |
|---------------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------|----------|------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則第92条の内容) | 小分類 (項目) | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 |
| 入所時に実施する教育 ※1 | 原子炉施設の構造、性能に関すること | | 作業上の留意事項※2 | 入所時 | ◎ | ○ |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関すること | | 非常の場合に講ずべき処置の概要※2 | | ◎ | ◎ |
| | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること | | 関係法令及び保安規定の遵守に関すること※2 | | ◎ | ○ |
| | 原子炉施設の廃止措置に関すること | | 廃止措置の概要 | | ◎ | ○ |

表74-2 保安教育実施方針(請負会社)放射線業務従事者に対する教育

| 保安教育の内容 | | | 対象者と教育時間 ※3 | | 電離則の分類 | | | |
|---------------------------------------|--|--|----------------|------------|-------------------------------------|----------------|---|------------------------------|
| 総括表中分類との対応 | 内 容 | 実施時期 | 放射線業務従事者 | 放射線業務従事者以外 | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状※2 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状※2 | 管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時 | ◎ (0.5時間以上) | × | 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識 | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域に関すること※2 | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法に関する知識 | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序※2 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法※2 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法※2 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法※2 | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法※2 | | | | | ◎ (1.5時間以上) | × | 原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①電離放射線の種類及び性質※2 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響※2 | | | | | ◎ (0.5時間以上) | × | 電離放射線の生体に与える影響 |
| 関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1 | 法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項※2 | | | | | ◎ (1.0時間以上) | × | 関係法令 |
| 放射線管理に関すること ※1 | ①管理区域への立入り及び退去の手順※2 | | | | | ◎ (2時間以上) | × | 原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業※2 | | | | | | | |
| 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 | ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業※2 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視※2 | | | | | | | |
| 放射線管理に関すること ※1 | ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去※2 | | | | | | | |
| ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1 | ⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い※2 | | | | | | | |
| 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1 | ⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置※2 | | | | | | | |

※1:各課長又は原子力研修センター所長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:保安教育の内容は、第1編第118条表118-1、2の保安教育と同じであり、本表の保安教育の実施により、表118-1、2の保安教育を実施したとみなすことができる。
 ※3:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間